

**平成25年度
情報公開・個人情報保護
制度運用状況報告書**

平成26年8月

宮崎市

目次

I	情報公開制度の概要	1
1	情報公開制度の意義	1
2	情報公開制度の概要	2
3	公開請求に関する事務の流れ	5
4	不服申立てに関する事務の流れ	6
5	情報公開制度導入までの経過	7
II	情報公開制度の運用状況	8
1	利用状況	8
2	公開請求の状況	8
3	不服申立ての状況	12
4	情報提供の状況	12
III	個人情報保護制度の概要	13
1	個人情報保護制度の意義	13
2	個人情報保護制度の概要	13
3	自己情報の開示・訂正請求に関する事務の流れ	17
4	不服申立てに関する事務の流れ	18
5	個人情報保護制度導入までの経過	19
IV	個人情報保護制度の運用状況	20
1	開示請求等の件数及びその処理状況	20
2	実施機関別の請求件数及びその処理状況	20
3	不開示理由の適用状況	21
4	不服申立ての状況	21
5	事務の届出状況	22
V	資料	23
1	情報公開請求申出の内容と処理状況（平成25年度）	23
2	個人情報保護開示請求の内容と処理状況（平成25年度）	87
3	情報公開関係例規	90
4	個人情報保護関係例規	103

I 情報公開制度の概要

1 情報公開制度の意義

「情報公開」とは、行政機関が保有する情報（公文書等）を広く市民に提供するという広い概念を指すものです。

この情報公開は、行政機関が任意に情報を提供する「情報提供制度」と法令により公開を義務づける「公表制度」及び「閲覧制度」等の既存の制度に加え、市民の請求に応じて、行政機関情報の公開を義務付ける、いわゆる「公文書公開制度」も含んだものです。

本市の情報公開制度は、市民の「知る権利の尊重」「情報の公開を求める権利の保障」「市政に対する理解と信頼の確保」「市政への市民参加の促進」「公正で開かれた市政の推進」を目的として創設され、従来から行われている広報紙や各種刊行物による情報提供に加え、市民からの請求に応じ、市が保有する公文書の行政情報を原則として全て公開する制度として、市民の公開請求権と行政の公開義務という権利義務関係を確立したものです。

このように市民の必要とする行政情報の公開が適正かつ的確に行われることにより、市民の行政に対する信頼性が確保され、さらに行政への市民参加を推進するための具体的な手段が保障されることとなります。

なお、本市の情報公開制度は、次の基本原則にしたがって制度化しています。

(1) 公開の原則

市が保有する公文書の行政情報は、原則として全て公開するものとし、例外的に非公開とする情報は、必要最小限にとどめなければなりません。この非公開とする情報は、合理的な理由に基づき保護が必要であるものに限るとしています。

(2) 個人のプライバシーの保護

原則公開の情報公開制度においても、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護します。

(3) 簡明な公開手続の確立

情報公開制度は、市民にとって利用しやすいものでなければなりません。そのためには、請求窓口と職員体制の充実、保有する情報の管理・検索体制の整備に努めるものとします。

(4) 公正な救済手続の確立

情報公開制度は、市民の公文書の公開を請求する権利を保障するものですが、公開を拒否された場合の救済制度を確立する必要があります。この救済手続は、簡易で迅速なものとし、その過程では第三者機関による公平な判断を行います。

2 情報公開制度の概要

(1) 実施機関

情報公開条例における「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長及び議会をいいます。

(2) 対象となる公文書

公開対象となる公文書は、次の要件を備えたものです。

- ア 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。）であること。
- イ 当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもので、次に掲げるものを除いたもの。
 - ・ 官報、白書、新聞、雑誌、書籍、その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
 - ・ 一般の利用に供することを目的として発行されるもの
 - ・ 実施機関において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がなされているもの
- ウ 平成11年7月1日以後に決裁、供覧その他これらに準ずる手続が終了したものであること。なお、議会が保有する公文書については、平成14年4月1日以後に決裁、供覧その他これらに準ずる手続が終了したものの、また合併前の佐土原町、田野町、高岡町及び清武町の実施機関の職員が平成15年4月1日以後に作成又は取得した公文書であること。

(3) 請求権者

公文書の公開請求をできる人は、次のア～オのいずれかに該当する場合です。

- ア 市内に住所を有する者
- イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ウ 市内に存する事務所又は事務所に勤務する者
- エ 市内に存する学校に在学する者
- オ 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有すると認められるもの

(4) 請求の方法

公文書の公開を請求しようとする人は、「公開請求書」を実施機関に提出しなければなりません。

なお、すべての実施機関に対する請求書の受付事務は、市民情報センターで行います。

(5) 公開・非公開の決定等

実施機関は、公文書の受付日の翌日から起算して14日以内（やむを得ない理由がある場合、60日以内）に請求のあった公文書を公開するかどうかの決定をし、請求者に対して、速やかに決定内容を文書で通知しなければなりません。

(6) 第三者の意見聴取

請求に係る情報の中に第三者に関する情報が記録されているとき、実施機関は必要に応じて当該第三者の意見を聴くことができます。

(7) 公開しないことができる文書

公文書の原則公開の例外として、次の6項目に該当する情報を公開しないことができます。

ア 法令秘に関する情報

（法令又は条例の規定により、非公開とされている情報）

イ 個人に関する情報

（ただし、職務の遂行に係る公務員の職、氏名は除く）

ウ 法人等に関する情報

（法人等の競争上の地位等に不利益を与え、又は社会的信用を損なうと認められる情報）

エ 公共の安全等に関する情報

（人命等の保護、犯罪の予防、捜査等に支障が生ずるおそれのある情報）

オ 審議、検討又は協議に関する情報

（率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱や特定の者に不当に利益若しくは不利益を与えるおそれのある情報）

カ 事務事業執行情報

（市又は国等が行う事務又は事業に関する情報で、公開することにより、当該事業の目的を損ない、経費の増大を招き、又は事業実施期間が長引くなど当該事業の適正な執行に支障を及ぼすと認められる情報）

(8) 公開の方法

公文書の公開は、原則として市民情報センターで行います。

公開は、原則として当該公文書の原本（部分公開の場合は、当該公文書の写し）を閲覧させることやその写しを交付することにより行います。

(9) 費用負担

公文書の公開に係る手数料は、無料とします。ただし、写しの作成および送付に要する費用については、請求者の負担となります。

(10) 不服申立て

請求の決定について、不服申立てがあった場合には、実施機関は、当該不服申立てが不適法である場合を除き、速やかに宮崎市情報公開審査会に諮問をし、その答申を尊重して、不服申立てに対する裁決又は決定を行うものとします。

なお、不服申立ての受付は、市民情報センターで行います。

(11) 任意的公開

条例第5条に定める請求権者に対する義務的公開に対し、権利義務を伴わない請求権者以外のものからの公文書の公開の申出についても、実施機関は、これに応じるよう努めるものとします。

また、平成11年6月30日以前に決裁、供覧等の手続が終了している公文書についても同様とします。なお、議会が保有する公文書については平成14年3月31日以前に決裁、供覧等の手続が終了しているもの、また合併前の佐土原町、田野町、高岡町及び清武町の実施機関の職員が平成15年3月31日以前に作成又は取得した公文書についても同様とします。

ただし、この任意的公開の申出に対する実施機関の決定は、行政処分ではないため、不服申立てや行政事件訴訟の対象とはなりません。

なお、任意的公開の手続は、公開請求に準じて行うものとします。

(12) 他の制度との調整

この条例は、法令又は他の条例により公文書の閲覧、縦覧又は写しの交付の手続きが定められている場合は、適用しません。

また、図書館その他の市の施設で、市民の利用を目的として保管している公文書についても適用しません。

(13) 情報の提供

市民が必要とする情報を積極的に提供するものとします。

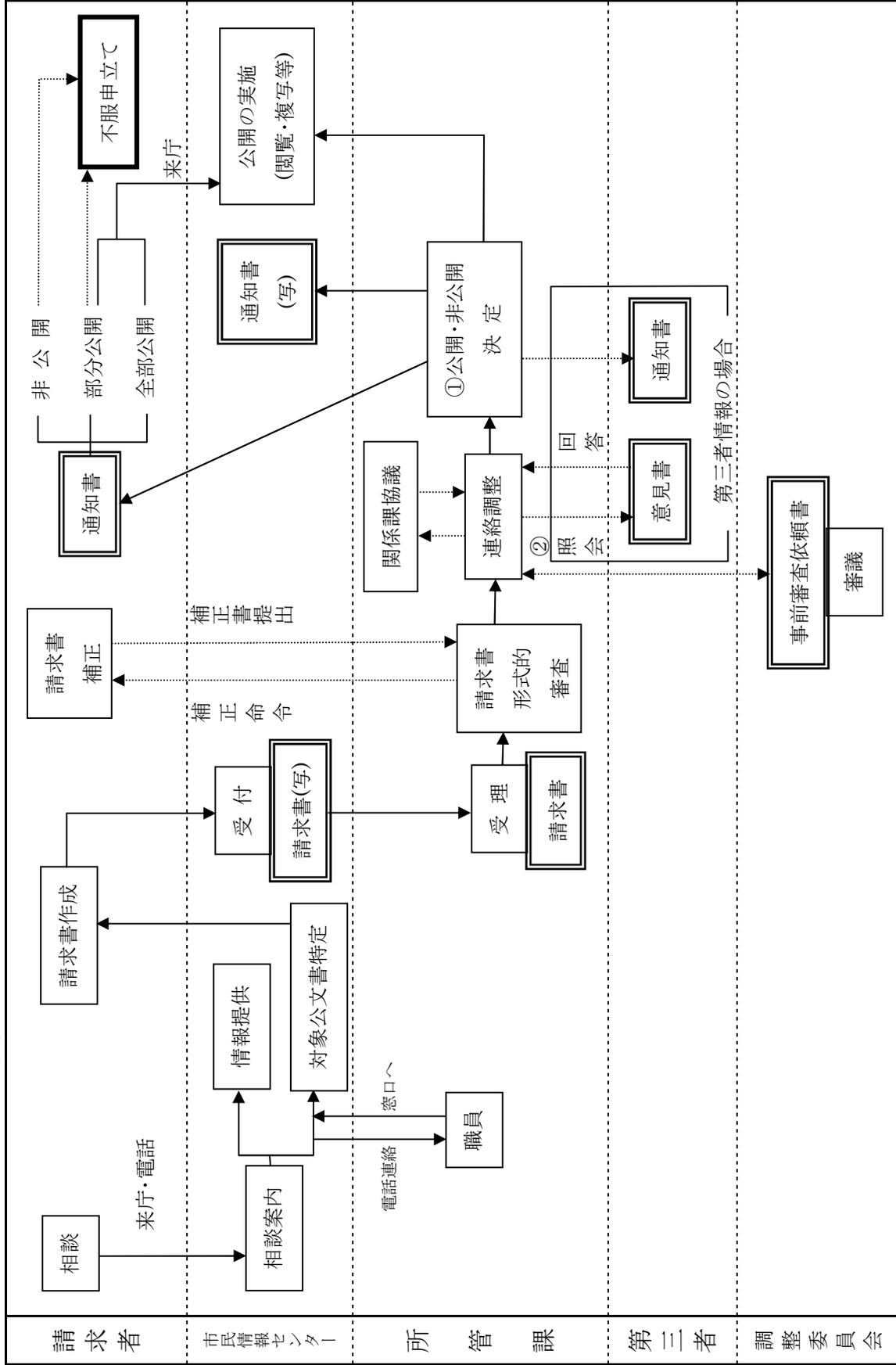
(14) 運用状況の公表

毎年、この条例の運用状況を公表します。

(15) 公文書の管理

実施機関は、公文書の適切な管理に努めるものとします。

3 公開請求に関する事務の流れ

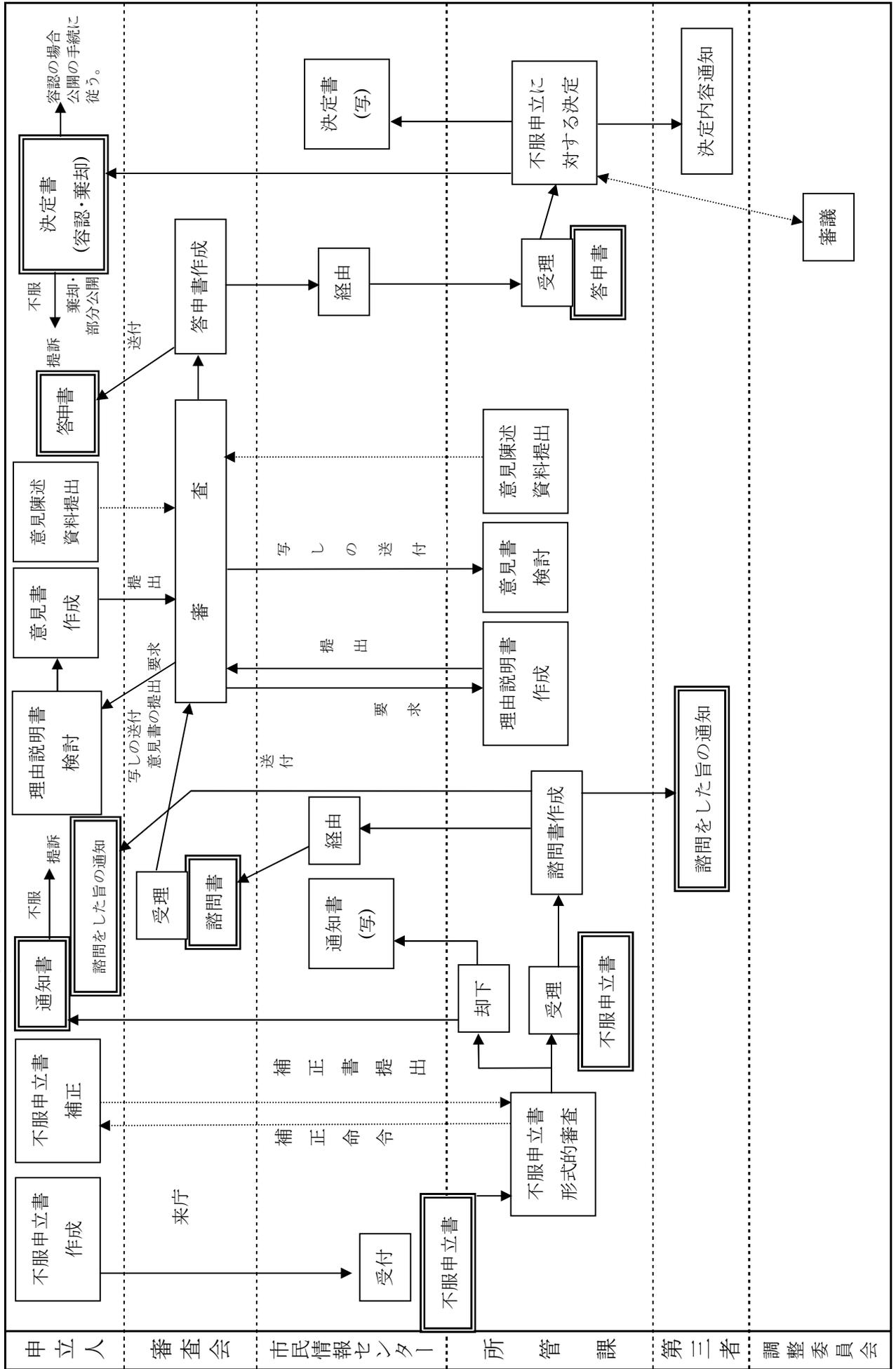


※ 表中の点線矢印は、「必要に応じて」を意味する。

① 公開・非公開決定の期間を延長する場合、所管課は公開決定等期間延長通知書を請求者、その写しを総務法制課に送付する。

② 第三者に対する意見書提出の機会の付与は、条例第14条第2項の規定に該当する場合は、必ず実施しなければならない。

4 不服申立てに関する事務の流れ



5 情報公開制度導入までの経過

(1) 庁内検討組織について

情報公開制度の調査研究および条例素案づくり等を目的として、庁内検討組織で検討を重ねました。

ア 宮崎市情報公開検討委員会（平成8年6月18日設置）

助役を長として、各部局長（20名）で構成され、平成10年度に5回開催しました。

イ 宮崎市情報公開検討委員会幹事会（平成8年6月18日設置）

総務課長を長として、各調整課長（19名）で構成され、平成10年度に7回開催しました。

(2) 市民の声の反映について（懇話会の組織化）

平成10年4月、宮崎市情報公開懇話会設置要綱に基づき、市民代表および学識経験者あわせて15名の委員で、宮崎市情報公開懇話会を設置し、平成10年度、懇話会を6回開催しました。

(3) 制度の導入経過等について

平成10年 5月～10月	懇話会審議 → 提言（10月28日）
平成10年12月25日	12月議会にて条例制定後、公布
平成11年 2月下旬	管理職研修（課長級以上）
平成11年 4月下旬	文書主任研修（情報公開および新文書管理システムについて）
平成11年 6月上～中旬	『市広報』6月号に記事掲載、 庁内へのポスター掲出等
平成11年 6月中旬	『情報公開の手引き』を各課に配布 『庁内広報』に特集記事を掲載
平成11年 7月 1日	宮崎市情報公開条例の施行 本庁舎5階に「市民情報センター」を設置
平成11年 7月19日	第1回宮崎市情報公開審査会の開催
平成11年10月中旬	「情報公開リーフレット」を自治会班回覧
平成14年10月 1日	宮崎市情報公開条例の全部改正
平成17年 4月 1日	宮崎市情報公開条例の一部改正（水道局と下水道部の統合に伴うもの）
平成18年 1月 1日	宮崎市情報公開条例の一部改正（佐土原町、田野町、高岡町との合併に伴うもの）
平成19年10月 1日	宮崎市情報公開条例の一部改正（独立行政法人、地方独立行政法人等に関する規定を定めるもの）
平成22年 3月23日	宮崎市情報公開条例の一部改正（清武町との合併に伴うもの）

Ⅱ 情報公開制度の運用状況

1 利用状況

宮崎市の情報公開制度は、平成11年7月1日、市民情報センターを開設し、制度としてスタートしました。

市では、市民情報センターにおいて公文書の公開請求の相談や受付、案内を行うほか、国、県および本市が発行した行政資料等を備え、情報の提供に努めています。

表1 利用状況

	平成25年度	平成24年度	平成23年度
公文書公開請求（申出）件数	709	632	529
うち写しの交付件数	662	564	358

2 公開請求の状況

(1) 請求件数

平成25年度における公文書公開請求申出件数は709件です。

公開請求の主な内容は、契約に関する公文書、建築計画に関する公文書などとなっています。

表2 公開請求（申出）件数

	平成25年度	平成24年度	平成23年度
公開請求	556	471	316
公開申出	153	161	213
合計	709	632	529

(2) 公開請求（申出）に対する処理状況

平成25年度における公開請求に対する処理内容は、次のとおりです。

なお、公開請求（申出）に対する公開度の目安となる公開率は、97.4%です。

$$\text{公開率} = \frac{\text{公開} + \text{部分公開}}{\text{公開} + \text{部分公開} + \text{非公開（不存在含む）}} \times 100$$

表3 公開請求の処理状況

	平成25年度			平成24年度			平成23年度		
	請求	申出	合計	請求	申出	合計	請求	申出	合計
公開	323	35	358	242	50	292	165	119	284
部分公開	215	110	325	202	107	309	139	87	226
非公開	12	6	18	19	1	20	8	7	15
うち不存在	12	5	17	12	1	13	6	7	13
取下げ	6	2	8	8	3	11	4	0	4
合計	556	153	709	471	161	632	316	213	529

(3) 公開請求(申出)に対する処理状況

平成25年度における実施機関別の請求(申出)件数は、次のとおりです。

表4 平成25年度 実施機関別請求(申出)件数および処理状況

実施機関	請求申出		区分	公開	部分公開	非公開	うち不存在	取下げ	小計	期間延長
	件数	割合								
市長	541	76.3%	請求	197	190	12	12	3	402	5
			申出	29	103	5	4	2	139	0
			計	226	293	17	16	5	541	5
教育委員会	31	4.4%	請求	23	3	0	0	1	27	0
			申出	1	2	1	1	0	4	0
			計	24	5	1	1	1	31	0
選挙管理委員会	4	0.6%	請求	3	1	0	0	0	4	0
			申出	0	0	0	0	0	0	0
			計	3	1	0	0	0	4	0
監査事務局	1	0.1%	請求	0	1	0	0	0	1	0
			申出	0	0	0	0	0	0	0
			計	0	1	0	0	0	1	0
農業委員会	4	0.6%	請求	3	1	0	0	0	4	0
			申出	0	0	0	0	0	0	0
			計	3	1	0	0	0	4	0
上下水道事業管理者	116	16.4%	請求	93	15	0	0	2	110	0
			申出	4	2	0	0	0	6	0
			計	97	17	0	0	2	116	0

消防長	9	1.2%	請求	4	3	0	0	0	7	0
			申出	1	1	0	0	0	2	0
			計	5	4	0	0	0	9	0
議会	3	0.4%	請求	0	1	0	0	0	1	0
			申出	0	2	0	0	0	2	0
			計	0	3	0	0	0	3	0
計	709	100.0%	請求	323	215	12	12	6	556	5
			申出	35	110	6	5	2	153	0
			計	358	325	18	17	8	709	5

※公平委員会、固定資産評価審査委員会はなし。

(4) 請求者の内訳

平成25年度における公文書公開請求（申出）者の内訳は、次のとおりです。

表5 平成25年度 請求（申出）者の内訳

区分	請求		申出		計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
市内に住所を有する者	167	30.0%	14	9.2%	181	25.5%
市内に事務所等を有する者	373	67.1%	1	0.7%	374	52.8%
市内の事務所等に勤務する者	16	2.9%	0	0.0%	16	2.3%
市内の学校に在学している者	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
事務事業に利害関係を有する者	0	0.0%	35	22.9%	35	4.9%
その他の申出	0	0.0%	103	67.2%	103	14.5%
合計	556	100.0%	153	100.0%	709	100.0%

(5) 非公開理由の適用状況

非公開（部分公開を含む。）となった事案の理由別内訳は、表6のとおりです。（公開請求（申出）のうち部分公開及び非公開となった343件の内訳）

表6 平成25年度 非公開理由別集計表

項目	件数	割合
条例第7条第1号 法令秘情報／法令秘に関する情報	0	0.0%
条例第7条第2号 個人情報／個人に関する情報	219	49.7%
条例第7条第3号 法人等事業活動情報／法人等に関する情報	122	27.7%
条例第7条第4号 公共安全保護情報／公共の安全等に関する情報	1	0.2%
条例第7条第5号 意思形成過程情報／審議、検討又は協議に関する情報	0	0.0%
条例第7条第6号 事務事業執行情報／事務事業執行情報	80	18.1%
条例第7条第7号 国等協力関係情報／－	0	0.0%
条例第9条 公文書存否情報	0	0.0%
不存在（一部不存在含む）	19	4.3%
合計	441	100.0%

注) 1件につき複数の理由がある場合は、それぞれの項目に重複して計上しています。

3 不服申立ての状況

公文書の公開請求に対する非公開等の決定について不服があるときは、行政不服審査法に基づく不服申立てを行うことができます。

平成25年度においては、不服申立てはありませんでした。

4 情報提供の状況

(1) 行政資料の提供

市民情報センターには、市が作成および取得した行政資料を展示しており、市民が自由に利用することができるようになっています。

なお、市では、市民の方からの相談内容により各所管課ですぐに対応できるものは、情報公開制度の請求書を提出してもらってもなく、情報を提供することにより対応しています。

また、従来から直接所管課で行ってきた情報提供も同じように迅速に対応しています。

なお、市民情報センターでは、公開請求によるもののほか、情報提供についても利用者の希望に応じ、写しの交付を行っています。

Ⅲ 個人情報保護制度の概要

1 個人情報保護制度の意義

情報処理技術及び電気通信技術の急速な進歩により、行政運営においても、また、民間の事業活動においても、情報の価値が飛躍的に高まり、個人に関する情報が大量に収集、蓄積、利用されるようになってきています。このような情報化社会の進展は、生活に便利さと豊かさをもたらしている反面、個人情報そのものの取扱いに適正さを欠いた場合は、プライバシーを中心とする個人の権利利益を侵害するおそれも一層深刻なものとなってきています。

本市においては、「宮崎市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例」を昭和59年3月に制定し、本市の機関が電子計算機により処理する個人情報について、その保護を図ってきましたが、本市における個人情報を取り扱う事務は、大半が手作業処理となっており、これら手作業処理に係る個人情報についても保護措置を講じる必要性が生じてきていました。

このような状況の中、本市においても、平成13年7月から宮崎市個人情報保護制度懇話会による検討を進め、市民のプライバシーをより一層保護するとともに、今後の市政の適正な運営に資するため、平成14年10月1日に「宮崎市個人情報保護条例」を施行しました。

この制度は、新しいプライバシーに対する考え方である「自分の情報の流れをコントロールする権利」に対応するため、自己情報の開示請求権等を保障し、手作業処理に係る個人情報も含めた個人情報の取扱いの基本的事項を定めるとともに、民間部門が保有する個人情報についても保護措置を講じています。

なお、本市における個人情報保護制度は、昭和57年7月に報告された「プライバシー保護研究会意見」の5原則を基本とし、制度化しています。

2 個人情報保護制度の概要

(1) 目的

この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、本市が保有する個人情報の開示、訂正及び削除を請求する権利等を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって基本的人権を擁護し、及び公正で民主的な市政の推進に資することを目的としています。

(2) 個人情報

個人情報とは、個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。

(3) 実施機関

個人情報保護制度を実施する機関は、次のとおりです。

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長及び議会

(4) 個人情報取扱事務の届出及び閲覧

ア 実施機関は、個人情報取扱事務を開始、変更又は廃止するに当たっては、一定の事項を市長に報告しなければなりません。ただし、本市の職員等に係る事務については、適用しません。

イ 市長は個人情報取扱事務の目録を作成し、市民の閲覧に供しなければなりません。

(5) 収集の制限

ア 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により行わなければなりません。

イ 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人の同意があるときや個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上必要があり、事務の執行上やむを得ないと認められるとき等を除き、本人から収集しなければなりません。

ウ 実施機関は、法令等に定めがあるとき、又は個人情報保護審査会の意見を聴いて、事務の執行上必要があると認められるときを除き、思想、信条及び宗教等に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報を収集しません。

(6) 利用及び提供の制限

ア 実施機関は、本人の同意があるときや個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上必要があり、事務の執行上やむを得ないと認められるとき等を除き、個人情報を取り扱う事務の目的以外のために個人情報を利用又は提供しません。

イ 実施機関が、実施機関以外のものへ個人情報を提供する場合は、必要に応じ、提供先に対し、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講ずること等を求めることができます。

(7) 電子計算機の結合による提供の制限

実施機関は、個人情報保護審査会の意見を聴いたうえで必要と認めた場合を除き、実施機関以外のものとの間において、個人情報を提供するため、通信回線による電子計算機の結合をしません。

(8) 適正な管理

ア 実施機関は、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければなりません。

イ 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止等の個人情報の適切な管理に必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する責任体制を明確にしなければなりません。

ウ 実施機関は、保有する必要のなくなった個人情報を確実に速やかに廃棄又は消去しなければなりません。

(9) 委託に伴う措置

実施機関は、個人情報を取り扱う事務の委託に当たっては、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければなりません。

(10) 個人情報の開示請求

ア 何人も、実施機関の保有する自己に関する個人情報の開示を請求することができます。

イ 開示請求をしようとする者は、本人であることを証明する書類の提示等を行わなければなりません。

ウ 実施機関は、原則として、開示請求があった日の翌日から14日以内に、当該個人情報を開示するか否かを決定しなければなりません。

エ 開示請求に対しては、次に掲げる情報のいずれかに該当する個人情報を除き、開示しなければなりません。

(ア) 法令秘情報

(イ) 評価・診断等情報

(ウ) 調査・争訟等情報

(エ) 公共安全等情報

(オ) 国等関係情報

(カ) 第三者情報

(キ) 未成年関係情報

オ 自己に関する個人情報の開示を写しの交付の方法により行うときは、手数料は無料とします。ただし、写しの作成に要する費用については、請求者の負担となります。

(11) 個人情報の訂正請求

ア 何人も、開示を受けた自己に関する個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）請求ができます。

イ 訂正請求をしようとする者は、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出しなければなりません。

ウ 実施機関は、原則として、訂正請求があった日の翌日から30日以内に、当該個人情報を訂正するか否かを決定しなければなりません。

(12) 個人情報保護審査会

ア 実施機関は、個人情報の開示、訂正の請求に対する決定について、不服申立てがあった場合は、個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して決定又は裁決を行わなければなりません。

イ 個人情報保護審査会は、条例によりその権限に属する事項を処理するとともに、個人情報保護制度の運営に関する重要事項について審議し、実施機関に意見を述べるこ

とができます。

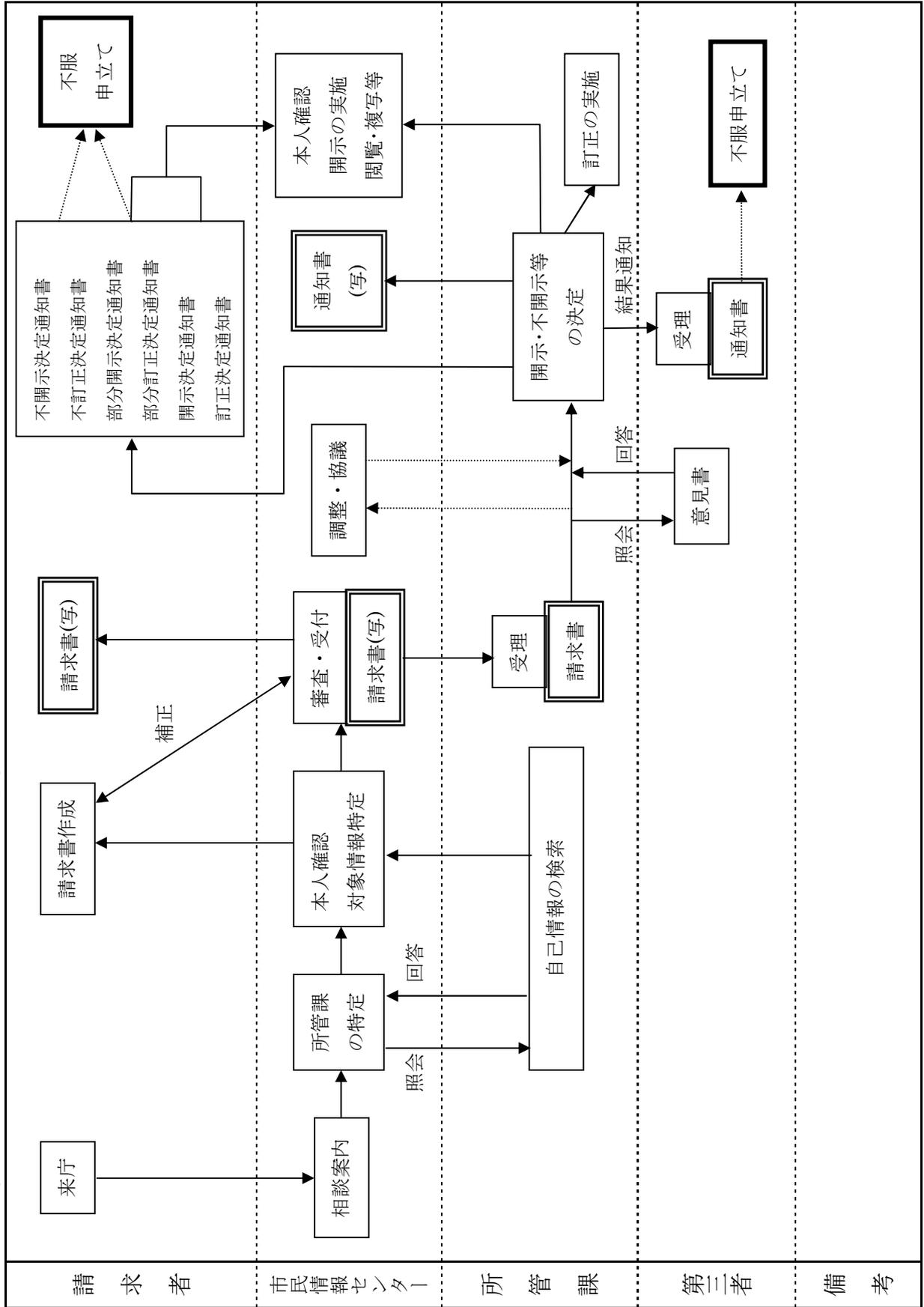
(13) 是正の申出

- ア 何人も、自己に関する個人情報が、収集、利用及び提供の制限に違反して取り扱っていると認めるときは、当該個人情報の取扱いに是正の申出をすることができます。
- イ 実施機関は、是正の申出があったときは、速やかに必要な調査を行い、当該申出に対する処理を行わなければなりません。

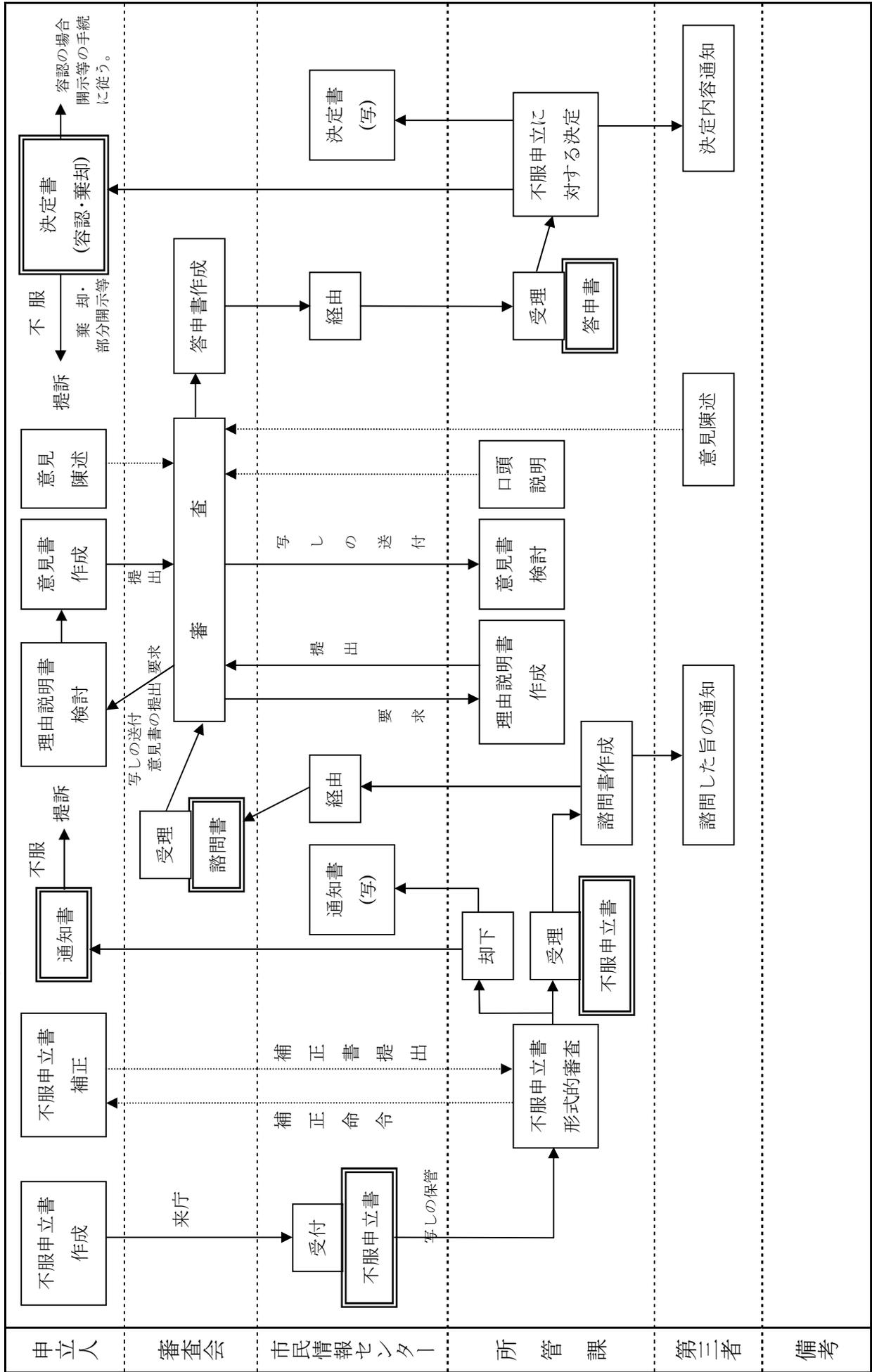
(14) 事業者が保有する個人情報の保護

- ア 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を害することのないよう努めるとともに、個人情報保護に関する本市の施策に協力しなければなりません。
- イ 本市が出資する法人で市長が定めるものは、この条例に基づく本市の施策に留意しつつ、個人情報の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければなりません。

3 自己情報の開示・訂正請求に関する事務の流れ



4 不服申立てに関する事務の流れ



5 個人情報保護制度導入までの経過

(1) 「宮崎市個人情報保護制度懇話会」の設置

平成13年5月、宮崎市個人情報保護制度懇話会設置要綱に基づき、市民及び学識経験者あわせて12名の委員で構成する「宮崎市個人情報保護制度懇話会」を設置し、本市における個人情報保護制度のあり方について平成13年度に懇話会を7回開催しました。

(2) 制度の導入経過等

平成13年11月22日	宮崎市における個人情報保護制度についての提言を行う
平成14年 3月31日	平成14年3月議会にて条例制定案が議決され、「宮崎市個人情報保護条例」を公布
平成14年 4月下旬	文書主任者（庶務担当係長）を対象とした個人情報保護制度説明会を開催
平成14年 7月 1日	「宮崎市個人情報保護条例」の一部（宮崎市個人情報保護審査会に係る部分）施行
平成14年 9月17日	出資法人を対象とした個人情報保護制度説明会を開催
平成14年 9月下旬	文書主任者（庶務担当係長）を対象とした第2回個人情報保護制度説明会を開催
平成14年10月 1日	「宮崎市個人情報保護条例」の全面施行
平成14年10月中旬	個人情報保護制度リーフレットを各団体等に発送
平成17年 4月 1日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（水道局と下水道部の統合に伴うもの）
平成18年 1月 1日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（佐土原町、田野町、高岡町との合併に伴うもの）
平成19年10月 1日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（独立行政法人、地方独立行政法人等に関する規定を定めるもの）
平成21年 4月 1日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（郵送による個人情報の開示に関するもの）
平成22年 3月23日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（清武町との合併に伴うもの）

IV 個人情報保護制度の運用状況

1 開示請求等の件数及びその処理状況

平成25年度における個人情報の開示請求件数は35件であり、その処理状況は開示15件、部分開示15件、不存在1件、取下げ4件となっております。

なお、訂正・削除の請求及び是正の申出はありませんでした。(表1参照)

表1 平成25年度(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

開示請求 件数	処理状況				
	開示	部分開示	不開示	うち不存在	取下げ
35	15	15	1	1	4

2 実施機関別の請求件数及びその処理状況

平成25年度における実施機関別の請求件数は、市長31件、消防長4件でした。(表2参照)

表2 平成25年度(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

実施機関	請求件数	処理状況					
		開示	部分開示	不開示	うち不存在	取下げ	
市長	企画財政部	0	0	0	0	0	0
	総務部	0	0	0	0	0	0
	税務部	6	5	0	0	0	1
	地域振興部	10	6	4	0	0	0
	佐土原総合支所	0	0	0	0	0	0
	田野総合支所	0	0	0	0	0	0
	高岡総合支所	0	0	0	0	0	0
	環境部	0	0	0	0	0	0
	福祉部	10	1	6	1	1	2
	健康管理部	2	1	0	0	0	1
	農政部	0	0	0	0	0	0
	観光商工部	0	0	0	0	0	0
	建設部	0	0	0	0	0	0
	都市整備部	3	1	2	0	0	0
	清武総合支所	0	0	0	0	0	0
	出納室	0	0	0	0	0	0

実施機関	処理状況					取下げ
	請求件数	開示	部分開示	不開示	うち不存在	
教育委員会	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0
上下水道事業管理者	0	0	0	0	0	0
消防長	4	1	3	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0
合計	35	15	15	1	1	4

3 不開示理由の適用状況

条例第15条各号のいずれかに該当し、又は公文書不存在により不開示となった事案の理由別内訳は、表3のとおりです。(部分開示、重複含む)

表3 平成25年度(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

不開示理由	該当件数
第1号 法令秘情報	0
第2号 評価等情報	3
第3号 事務事業執行情報	5
第4号 公共安全保護情報	0
第5号 国等協力関係情報	1
第6号 第三者情報	6
第7号 未成年者等保護情報	0
不存在	3
合計	18

4 不服申立ての状況

平成25年度は、行政不服審査法に基づく不服申立てはありませんでした。

5 事務の届出状況

個人情報を取り扱う事務の実施機関別届出件数は、表4のとおりです。

表4 平成25年度（平成25年4月1日～平成26年3月31日）

実施機関		届出件数		
		開始	変更	廃止
市長	企画財政部	0	1	0
	総務部	0	0	0
	税務部	0	0	0
	地域振興部	0	0	0
	佐土原総合支所	0	0	0
	田野総合支所	0	0	0
	高岡総合支所	0	0	0
	環境部	0	0	0
	福祉部	2	0	0
	健康管理部	1	0	1
	農政部	0	0	0
	観光商工部	0	0	0
	建設部	0	0	0
	都市整備部	0	0	0
	清武総合支所	1	0	0
	出納室	0	0	0
	教育委員会	0	0	0
	選挙管理委員会	0	0	0
	公平委員会	0	0	0
	監査委員	0	0	0
農業委員会	0	0	0	
固定資産評価審査委員会	0	0	0	
上下水道事業管理者	0	0	0	
消防長	0	0	0	
議会	0	0	0	
合計		4	1	1

V 資料

1 情報公開請求申出の内容と処理状況（平成25年度）

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定 定期日	決定日	決定内容	非公開 根拠規定	所管課
1	4/1	請求	平成25年3月1日～3月31日までに申請のあった理美容店リスト 店名、住所、TEL、開設者、 法人であれば法人名、住所、TELリスト		4/5	公開		保健衛生課
2	4/1	請求	平成25年3月1日～3月31日までに申請のあった飲食店リスト 店名、住所、TEL、申請者名 法人であれば法人名、住所、TELリスト		4/5	部分公開	第7条 第2号 及び 第3号	保健衛生課
3	4/1	請求	平成25年3月1日～3月31日の 建設工事に係る資材の再資源化等に関する 法律に基づく建物解体工事の届出		4/4	部分公開	第7条 第2号	建築指導課
4	4/2	請求	学園通線外56線街路樹維持管理業務委託の 金入り設計書		4/5	部分公開	第7条 第6号	道路維持課
5	4/2	請求	下北方松橋線外35線草刈業務委託の 金入り設計書		4/5	部分公開	第7条 第6号	道路維持課
6	4/3	請求	バイクの登録の有無について 宮崎つ〇〇〇 ホンダ 宮崎め△△△ カワサキ		4/8	公開		市民税課
7	4/4	請求	H25 錦町通線外2線草花植栽業務委託の 金入り設計書		4/8	部分公開	第7条 第6号	道路維持課
8	4/4	請求	H25 小松台南27号線外17線草刈業務委託の 金入り設計書		4/8	部分公開	第7条 第6号	道路維持課
9	4/4	請求	H25 大島通線28線街路樹維持管理業務委託の 金入り設計書		4/8	部分公開	第7条 第6号	道路維持課
10	4/4	申出	食品衛生法に基づく営業許可施設台帳 地域：宮崎市内全域 対象：飲食店営業（25.3.1～25.3.31 新規） 内容：屋号、営業所在地、営業電話番号、申請者氏名、初許可年月日、細分業種		4/9	部分公開	第7条 第2号 及び 第3号	保健衛生課
11	4/4	申出	建築計画概要書 宮崎市749 H25.3.7		4/16	部分公開	第7条 第2号	建築指導課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
12	4/4	申出	建築計画概要書 H24.4.1～直近のものまで		4/16	部分公開	第7条 第2号	建築指導課
13	4/4	申出	宮崎市内で H25.3.1～H25.3.31 までの新規飲食 店営業許可を取得した施設 移動、臨時、自販機は除く 屋号、申請者氏名、営業所在地、営業所電話番号、許可年月日、許可期間、業種		4/9	部分公開	第7条 第2号 及び 第3号	保健衛生課
14	4/4	請求	(有)〇〇〇 2011～2012 食品衛生管理者の履歴		4/12	公開		保健衛生課
15	4/5	申出	避難誘導灯等に於いて設置建築物把握のため 下記建築物の建物名称、所在地、面積、階数 1)50,000 m ² 以上の H11 年以前に建設された建設物 2)15 階以上かつ 30,000 m ² 以上の H11 年以前に建設された建築物		4/16	部分公開	第7条 第2号 及び 第3号	建築指導課
16	4/8	請求	建築計画概要書 56.7.15		4/11	部分公開	第7条 第2号 及び 第3号	建築指導課
17	4/8	請求	H18 宮崎市現況図 2500 分 1 宮崎市〇〇〇番地 付近		4/10	公開		都市計画課
18	4/8	請求	宮崎市開発審査会付議基準(現行基準平成 20 年 9 月 19 日宮崎市告示第 376 号)“その他”の ①類似事案、②行政施策事案、③指針に基づく 包括事案 の内規や下部基準等の運用上の判断 を行う全ての情報並びにその変更等の履歴 があれば、その新旧の全ての情報		4/22	非公開	不存在	開発指導課
19	4/9	請求	生日台通線外 3 線街路樹維持管理業務委託 H25.3.19 開札 清武通船外 1 線草花植栽業務委託 H25.3.19 開札 の金入り設計書		4/12	部分公開	第7条 第6号	道路維持課
20	4/9	請求	宮崎市内において H25.5.1.1～H25.3.31 の間に、 理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行 場法、旅館業法、公衆浴場業法、食品衛生法に 基づく開設届出のあった、営業許可があったもの の屋号、住所、電話番号		4/12	部分公開	第7条 第2号 及び 第3号	保健衛生課
21	4/9	請求	1 公共下水道設置申請書 2 公共下水道設置要望者名簿 3 宮崎市〇〇〇番地 △△△分		4/16	部分公開	第7条 第2号	下水道整備課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
22	4/10	請求	住所新築届(2013.1.1~2013.3.31)付定のあった宮崎市住居表示に関する条例第3条、宮崎市住居表示に関する条例施行規則第3条に基づく住居新築届及び住居表示台帳の開示請求		4/24	部分公開	第7条第2号	区画整理課
23	4/10	申出	H25.1.1~H25.3.31 飲食店営業の新規許可取得屋号、住所、電話番号、氏名、申請者の住所、申請者電話、営業許可年月日		4/17	部分公開	第7条第2号及び第3号	保健衛生課
24	4/11	請求	〇〇〇自治会名簿 自治会名、会長名、補助金額、会員数		4/17	公開		地域コミュニケーション課
25	4/12	申出	H25.4.12 入札(件名 量水器)の結果		4/23	公開		契約課
26	4/12	請求	H25.4.1 現在で、宮崎市管財課が契約している業務委託の業務名および委託会社の名称、所在地、代表者名、電話)		4/25	公開		管財課
27	4/12	申出	特定排出事業所リスト ①事業所名、②住所、③種別、④㎡数、⑤設置届出年月日		6/13	公開		環境保全課
28	4/15	請求	(仮称)青島参道南側広場整備工事(植栽・造成工事) (仮称)青島参道南側広場整備工事(植栽外工事) 南原3号街区公園整備工事 萩の台公園多目的スポーツ広場天然芝生化改設工事(1工区)以上4本(H24)の金入り設計書		4/22	公開		公園緑地課
29	4/15	請求	南部1地区都市公園等維持修繕工事(単価契約)(H25.3.21入札分)の金入り設計書		4/22	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
30	4/15	請求	大塚台1号線外42線街路樹維持管理業務委託(H25)の金入り設計書		4/22	部分公開	第7条第6号	道路維持課
31	4/15	請求	下北方浄水場及び富吉浄水場外草刈庭園管理業務委託(H24)の金入り設計書		4/22	部分公開	第7条第6号	浄水課
32	4/15	請求	H24 印章登録業者の受注実績		4/17	公開		契約課
33	4/16	申出	H25.1.1~H25.3.31 申請のあった宮崎市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の住居新築届、住居表示台帳		4/22	公開		都市計画課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
34	4/16	請求	H24 宮崎市契約課執行工事等の落札率		4/18	公開		契約課
35	4/17	申出	建築計画概要書(H24.4.1～直近のものまで)		4/30	部分公開	第7条第2号	建築指導課
36	4/17	申出	建築計画概要書 BVJ-F13-10-0148 H25.3.26 ERI 13007873 H25.3.25 宮崎市 796 H25.3.29		4/30	部分公開	第7条第2号	建築指導課
37	4/18	申出	宮崎市における食品衛生法に基づく許可業種全ての施設 店名、店住所、店電話番号、申請者名、許可日、許可満了日、業種 但し、廃業施設は除く(2011/1/1～2013/3/31)		4/26	部分公開	第7条第2号及び第3号	保健衛生課
38	4/22	請求	H24 公設合併処理浄化槽設置工事施工業者		4/25	公開		廃棄物対策課
39	4/22	請求	建築計画概要書 S50.7.9 1291 S54.5.10 463 S60.5.21 291		4/30	部分公開	第7条第2号	建築指導課
40	4/23	請求	木原1号汚水幹線(25-1工区)下水道管布設工事の金入り設計書		4/30	公開		下水道整備課
41	4/23	請求	東部第二土地区画整理事業6-66号線道路築造及び10号水路整備工事の金入り設計書		4/26	公開		区画整理課
42	4/24	請求	中央西地区都市公園等維持修繕工事(単価契約)の金入り設計書		4/30	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
43	4/25	請求	〇〇〇自治会 会長 △△△ (H25)住所等が書いてあるもの		5/1	部分公開	第7条第2号及び第3号	地域コミュニティ課
44	4/26	請求	清武1号汚水幹線(25-1工区)下水道管布設工事の金入り設計書		5/2	公開		下水道整備課
45	4/30	申出	建築計画概要書 No.2054 (5)2.23		5/13	部分公開	第7条第2号	建築指導課
46	5/1	請求	宮崎市H24.11.1～H25.4.26 新規確認を受けた理美容所の 住所、電話番号、屋号、開設者の住所、電話番号、代表者名		5/13	公開		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
47	5/1	申出	建築計画概要書 No.1276(S54.6.30)、No.2732(S54.11.5)、No.4292(S54.3.26)		5/10	部分公開	第7条第2号	建築指導課
48	5/1	請求	H25 野崎線道路改良工事(但し舗装工)の金入り設計書		5/8	公開		田野・建設課
49	5/1	申出	建築計画概要書 H25.4.1～直近のものまで		5/14	部分公開	第7条第2号	建築指導課
50	5/1	申出	建築計画概要書 BVJ-F13-10-0274 H25.4.9 ERI13011694 H25.4.9 付 宮崎市 19 H25.4.12 付 宮崎市 26 H25.4.17 付		5/14	部分公開	第7条第2号	建築指導課
51	5/2	申出	食品衛生法に基づく営業許可施設台帳 地域:宮崎市内全域 対象:飲食店営業(25.4.1～25.4.30 新規) 内容:屋号、営業所在地、営業電話番号、申請者氏名、初許可年月日、細分業種		5/8	部分公開	第7条第2号及び第3号	保健衛生課
52	5/2	請求	4 月度建物解体情報		5/13	部分公開	第7条第2号	建築指導課
53	5/7	申出	宮崎市内で H25.4.1～H25.4.30 までの新規飲食店営業許可を取得した施設 移動、臨時、自販機は除く 屋号、申請者氏名、営業所在地、営業所電話番号、許可年月日、許可期間、業種		5/8	部分公開	第7条第2号及び第3号	保健衛生課
54	5/8	請求	H25 宝塔山公園管理業務委託の金入り設計書		5/14	部分公開	第7条第6号	佐土原・建設課
55	5/8	請求	H25 都市公園等管理業務委託(出水口公園外)の金入り設計書		5/15	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
56	5/8	請求	清武1号污水幹線(24-1工区)下水道管布設工事の金入り設計書		5/9	公開		下水道整備課
57	5/8	請求	航空写真 場所:宮崎市〇〇〇番地		5/9	公開		都市計画課
58	5/9	請求	平成25年3月27日～5月8日までに理美容営業確認を取得した者の 店名、住所、TEL、申請者名。法人であれば法人名、住所、TEL、指令番号、確認年月日。		5/15	公開		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
59	5/9	請求	平成 25 年 3 月 27 日～5 月 8 日までに営業確認を取得した飲食店の 店名、住所、TEL、申請者名。法人であれば法人名、住所、TEL。指令番号、確認年月日。		5/15	部分公開	第 7 条 第 2 号	保健衛生課
60	5/13	申出	H25.2.1～H25.4.30 までに申請のあった宮崎市 住居表示に関する条例第 3 条・同規則に基づく 住居表示実施地区の新築届及び住居表示台帳		5/20	部分公開	第 7 条 第 2 号	区画整理課
61	5/13	請求	城ヶ崎通線外 52 線路面清掃業務委託(H25)の 金入り設計書		5/17	公開		道路維持課
62	5/13	請求	法人設立変更等申告書 株式会社〇〇〇		5/15	非公開	不存在	市民税課
63	5/13	請求	バイクの登録の有無について (あ)〇〇〇 (あ)△△△ (つ)□□□ (め) ◇◇◇		5/21	公開		市民税課
64	5/13	請求	H25 工番第 24 号 天日乾燥土集積業務委託 指名業者全ての 応札価格		5/21	部分公開	第 7 条 第 6 号	浄水課
65	5/14	請求	H24 (仮称)佐土原中地区公民館整備工事の うち電気設備工事の金入り設計書		5/21	公開		生涯学習課
66	5/15	請求	〇〇〇:許可申請書、変更許可申請書、工事完了届出書、検査済証 △△△:許可申請書、変更許可申請書、工事完了届出書、検査済証		5/24	部分公開	第 7 条 第 2 号	開発指導課
67	5/15	請求	平成 25 年 4 月 1 日～5 月 14 日までに新規で飲食店営業許可を取得した者の 店名、住所、TEL、申請者名 法人であれば法人名、住所、TEL リスト		5/20	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 3 号	保健衛生課
68	5/15	請求	平成 25 年 4 月 1 日～5 月 14 日までに申請のあった理美容店リスト 店名、住所、TEL、申請者名 法人であれば法人名、住所、TEL リスト		5/20	公開		保健衛生課
69	5/15	申出	建築計画概要書 宮崎市 49 H25.4.24 宮崎市 52 H25.4.25 宮崎市 56 H25.4.26 宮崎市 84 H25.5.10		5/27	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築指導課
70	5/15	申出	建築計画概要書 H25.4.1～直近		5/27	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築指導課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
71	5/16	請求	社会福祉法人 ○○○ H21～23 貸借対照表、資金収支計算書、事業活動収支計算書		5/29	部分公開	第7条 第2号 及び 第3号	福祉 総務課
72	5/17	請求	バイクの登録の有無について (あ)○○○ (あ)△△△ (あ)□□□ (あ)◇◇◇ (あ)▽▽▽ (あ)◎◎◎ (あ)●●● (れ)▲▲▲ (ろ)■ ■ ■ ■ (ま)◆◆◆ (あ)▼▼▼		5/29	公開		市民税課
73	5/20	申出	H25 公告「大気汚染常時監視システム保守管理委託」H25、H24、H23 分 入札説明書、仕様書、入札結果		6/6	公開		環境 保全課
74	5/20	申出	宮崎科学技術館の指定管理者の選定及び管理運営の資料 募集要項、仕様書、提案書、選考結果、選考委員会議事録、事業計画書、事業報告書、モニタリング		6/7	部分公開	第7条 第3号	生涯 学習課
75	5/20	請求	自治会防犯灯補助金申請一式 H20～H24 ○○○自治会		5/31	部分公開	第7条 第2号 及び 第3号	地域コミュ ニティ課
76	5/20	請求	法人設立変更等申告書 ・○○○株式会社、(株)△△△ 履歴事項全部証明書の写し		5/30	部分公開	第7条 第3号	市民税課
77	5/20	請求	法人設立変更等申告書 所在(宮崎市○○○番地) 履歴事項全部証明書の写し		5/30	部分公開	第7条 第3号	市民税課
78	5/20	申出	H25.3 定例会 議案 38、39 議案書と位置図、認定路線に対する認定、区域決定、供用告示		5/31	公開		道路 維持課
79	5/24	請求	下那珂1号汚水幹線(25-1工区)下水道管布設工事の金入り設計書		6/5	公開		下水道 整備課
80	5/24	請求	下那珂汚水幹線(24-7工区)外下水道管布設工事の第1回変更金入り設計書		6/5	公開		下水道 整備課
81	5/24	申出	市が契約している民間保険会社 火災、傷害、賠償責任保険の証券及び添付資料 30万円以上 H24.4.1～H25.4.30		6/24	部分公開	第7条 第3号	総務 法制課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
82	5/27	請求	〇〇〇組合 定款第 13,17,18,20 条		5/27	公開		商業 労政課
83	5/28	請求	木原 1 号汚水幹線(25-2 工区)下水道管布設工 事の金入り設計書		5/30	公開		下水道 整備課
84	5/29	請求	木原 1 号汚水幹線(25-2 工区)下水道管布設工 事の金入り設計書		5/30	公開		下水道 整備課
85	5/29	請求	下那珂 1 号汚水幹線(25-1 工区)下水道管布設 工事の金入り設計書		5/30	公開		下水道 整備課
86	5/29	請求	花ヶ島山崎線道路改良工事(4 工区)但し排水 工の金入り設計書		6/5	公開		土木課
87	5/29	請求	加納公園整備工事(2 工区既存水路付替工事) の金入り設計書		6/5	公開		公園 緑地課
88	5/29	請求	下小松雨水管渠整備工事(その 2)の 金入り設計書		6/5	公開		土木課
89	6/3	請求	建築計画概要書 (宮崎市〇〇〇番地) No.0322 H19.7.31		6/6	部分 公開	第 7 条 第 2 号	建築 指導課
90	6/3	請求	5 月度建物解体情報		6/7	部分 公開	第 7 条 第 2 号	建築 指導課
91	6/4	申出	食品衛生法に基づく営業許可施設台帳 地域:宮崎市内全域 対象:飲食店営業(25.5.1~25.5.31 新規) 内容:屋号、営業所在地、営業電話番号、申請 者氏名、初許可年月日、細分業種		6/11	部分 公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 3 号	保健 衛生課
92	6/5	請求	生目の杜運動公園植栽管理業務委託 H25.5.14 開札 の金入り設計書		6/10	部分 公開	第 7 条 第 6 号	文化 スポーツ 課
93	6/5	請求	H25.3.25 開札 福祉文化公園植栽等管理業務委託の 金入り設計書		6/18	公開		生涯 学習課
94	6/5	申出	建築計画概要書 H25.4.1~直近		6/13	部分 公開	第 7 条 第 2 号	建築 指導課
95	6/5	申出	建築計画概要書 ERI130/2452 号 H25.5.21 宮崎市 115 号 H25.5.23 計画 6 号 H25.5.28 宮崎市 136 号 H25.5.30 宮崎市 137 号 H25.5.31		6/13	部分 公開	第 7 条 第 2 号	建築 指導課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
96	6/6	申出	宮崎市内で H25.5.1～H25.5.31 までの新規飲食店営業許可を取得した施設 移動、臨時、自販機は除く 屋号、申請者氏名、営業所在地、営業所電話番号、許可年月日、許可期間、業種		6/11	部分公開	第7条 第2号 及び 第3号	保健衛生課
97	6/6	請求	下北方浄水場洗浄水補給設備更新工事 七野配水地建設工事の金入り設計書		6/18	公開		水道施設課
98	6/7	請求	平成 25 年 5 月 8 日～6 月 7 日までに理美容営業確認を取得した者の 店名、住所、TEL、申請者名。法人であれば法人名、住所、TEL。指令番号、確認年月日。		6/12	公開		保健衛生課
99	6/7	請求	平成 25 年 5 月 8 日～6 月 7 日までに飲食店営業確認を取得した者の 店名、住所、TEL、申請者名。法人であれば法人名、住所、TEL。指令番号、確認年月日。		6/13	部分公開	第7条 第2号	保健衛生課
100	6/10	申出	(仮称)城の駅及び(仮称)佐土原中地区公民館整備事業にかかる 城の駅基本構想 H20.3 策定 佐土原中地区公民館設計図		6/13	公開		企画政策課
101	6/10	請求	法人設立変更等申告書及び履歴事項全部証明書 宮崎市〇〇〇番地 (株)△△△		6/19	非公開	不存在	市民税課
102	6/10	申出	建築計画概要書 S60.5.21 No.291		6/13	部分公開	第7条 第3号	建築指導課
103	6/10	請求	平成 25 年 5 月 20 日～6 月 7 日までに新規申請のあった理美容店リスト 店名、住所、TEL、申請者名 法人であれば法人名、住所、TEL リスト		6/14	公開		保健衛生課
104	6/10	請求	平成 25 年 5 月 20 日～6 月 7 日までに新規申請のあった飲食店リスト 店名、住所、TEL、申請者名 法人であれば法人名、住所、TEL リスト		6/13	部分公開	第7条 第2号 及び 第3号	保健衛生課
105	6/12	申出	建築計画概要書 H8.4.5 No.52		6/20	部分公開	第7条 第2号	建築指導課
106	6/12	請求	建築計画概要書 H24.7.17 345 号 〇〇〇 11203450 号 (H24.7.18)		6/20	部分公開	第7条 第2号	建築指導課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
107	6/12	請求	宮崎市内の薬局製剤製造販売業の全ての許可施設のリスト(H25.5.1時点) 店舗名称、所在地、電話番号、業者氏名、許可番号、許可期限		6/24	公開		保健医療課
108	6/12	請求	宮崎市内の医薬品販売業の全ての許可施設のリスト (H25.5.1時点) 店舗名称、所在地、電話番号、業者氏名、許可番号、許可期限、販売品目制限		6/24	公開		保健医療課
109	6/12	請求	宮崎市内の毒物劇物一般販売の全ての許可施設のリスト(H25.5.1時点) 店舗名称、所在地、電話番号、業者氏名、許可番号、許可期限、販売品目制限		6/24	公開		保健医療課
110	6/12	請求	宮崎市内の薬局の全ての開設許可施設のリスト (H25.5.1時点) 薬局名称、所在地、電話番号、開設者氏名、許可番号、許可期限		6/24	公開		保健医療課
111	6/13	請求	下那珂1号汚水幹線(25-2工区)下水道管布設工事の金入り設計書		6/24	公開		下水道整備課
112	6/14	請求	高岡汚水幹線(24-6工区)外下水道管布設工事設計書一式		6/20	公開		下水道整備課
113	6/14	請求	下那珂汚水幹線(24-11工区)下水道管布設工事(第1回変更)の金入り設計書		6/17	公開		下水道整備課
114	6/19	請求	(仮称)城の駅、(仮称)佐土原中地区公民館整備工事のうち外構工事の金入り設計書		6/27	公開		企画政策課
115	6/19	請求	生目的野線外24線草刈業務委託の金入り設計書		6/27	部分公開	第7条 第6号	道路維持課
116	6/19	請求	都市公園等管理業務委託(木花公園外)の金入り設計書		6/24	部分公開	第7条 第6号	公園緑地課
117	6/19	請求	下北方浄水場及び富吉浄水場外草刈庭園管理業務の金入り設計書		6/25	部分公開	第7条 第6号	浄水課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
118	6/19	申出	大淀処理場消化ガス発電設備新設工事 浮田中継ポンプ場機械設備工事 大淀処理場重力濃縮(No.2)汚泥掻泥寄機改築更新工事 宮崎処理場合流ポンプ棟脱臭設備新設工事 下倉永中継ポンプ場機械設備工事 の金入り設計書		6/25	公開		下水道施設課
119	6/19	請求	県道中村木崎線(上代橋)配水管布設替工事 八重・野崎地区送水管布設工事 花ヶ島通線配水管布設替工事(その1) 市道本村北権現町配水管布設替工事 市道大島通線配水管布設工事(その1) 市道大島通線配水管布設工事(その2) 市道大島通線配水管布設工事(その3) の金入り設計書		7/2	公開		水道整備課
120	6/20	申出	建築計画概要書 H25.4.1～直近		7/3	部分公開	第7条 第2号	建築指導課
121	6/20	申出	建築計画概要書 宮崎市 158号 H25.6.14 ERI 13019004号 H25.5.28 ERI 13020142号 H25.5.30 ERI 13021493号 H25.5.29 ERI 13020387号 H25.6.4		7/3	部分公開	第7条 第2号	建築指導課
122	6/24	請求	H25 大炊田久峰通線舗装打換工事 H25 袋2号線外1路線舗装打換工事の 金入り設計書		6/28	公開		佐土原・建設課
123	6/24	請求	ホテル〇〇〇 施設名称、所在地、許可主体名称、営業者の 住所、営業許可日、客室数		7/3	公開		保健衛生課
124	6/25	請求	平成24年度公設合併処理浄化槽設置工事 メーカー施工業者		7/3	公開		廃棄物対策課
125	6/27	請求	法人設立変更等申告書及び現在事項全部証明書 1. 会社(〇〇〇)株		7/9	部分公開	第7条 第3号	市民税課
126	7/1	申出	H25.6.1～H25.6.30 新規で営業許可を取得した飲食店の一覧 屋号、所在地、申請者名、業種、電話番号、許可年月日、許可満了日 (自動販売機、露店営業を除く)		7/10	部分公開	第7条 第2号 及び 第3号	保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
127	7/1	請求	6 月度建物解体情報		7/5	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築 指導課
128	7/2	申出	食品衛生法に基づく営業許可施設台帳 地域:宮崎市内全域 対象:飲食店営業(25.6.1~25.6.30 新規) 内容:屋号、営業所在地、営業電話番号、申請者氏名、初許可年月日、細分業種		7/9	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 3 号	保健 衛生課
129	7/2	請求	宮崎市役所本庁舎給排水衛生設備改修工事 (その 1)の金入り設計書		7/12	公開		管財課
130	7/3	請求	宮崎市内において H25.4.1~H25.6.30 までに、理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、旅館業法、公衆浴場業法、食品衛生法に基づく開設届出のあった、営業許可があったもの屋号、住所、電話番号		7/10	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 3 号	保健 衛生課
131	7/3	請求	佐土原総合庁舎内部改修工事の 金入り設計書		7/12	公開		管財課
132	7/3	請求	清武小学校東校舎 1、2 階便所改修工事建築主体工事 清武小学校東校舎大規模改造工事 大宮小学校南校舎大規模改造工事(⑭-3) 建築主体工事の 金入り設計書		7/12	公開		教委 企画 総務課
133	7/3	申出	宮崎市内で H25.6.1~H25.6.30 までに新規飲食店営業許可を取得した施設 移動、臨時、自販機は除く 屋号、申請者氏名、営業所在地、営業所電話番号、許可年月日、許可期間、業種		7/10	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 3 号	保健 衛生課
134	7/4	請求	清武総合運動公園第 1 野球場北棟解体工事の 金入り設計書		7/12	公開		建築課
135	7/4	申出	建築計画概要書 H25.4.1~直近		7/17	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築 指導課
136	7/5	請求	H23、H24 社会福祉法人〇〇〇の貸借対照表、 資金収支計算書(内訳表含む)、事業活動収支 計算書(内訳表含む)		7/8	公開		福祉 総務課
137	7/5	請求	H24.3 建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく建物新築工事の届出		7/9	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築 指導課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
138	7/8	請求	H25 小中学校黑板修繕及び購入に係る見積合わせ又入札結果(契約課執行分)		7/10	公開		契約課
139	7/8	請求	有限会社〇〇〇 H22 事業停止命令 30 日の事例 H19 改善命令、事業停止命令 60 日の事例		7/19	公開		廃棄物対策課
140	7/8	請求	上田島汚水幹線(25-3 工区)外下水道管布設工事の金入り設計書		7/17	公開		下水道整備課
141	7/8	請求	清武総合運動公園第 2 野球場外整備工事(1 工区造成工事)の金入り設計書		7/17	公開		公園緑地課
142	7/8	請求	社会福祉法人 〇〇〇 直近 3 年 貸借対照表、資金収支計算書、事業活動収支計算書 (H22 は不要)		7/17	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 3 号	福祉総務課
143	7/8	請求	社会福祉法人 〇〇〇 直近 3 年 貸借対照表、資金収支計算書、事業活動収支計算書 (H22 は不要)		7/17	公開		福祉総務課
144	7/8	請求	社会福祉法人 〇〇〇 直近 3 年 貸借対照表、資金収支計算書、事業活動収支計算書 (H22 は不要)		7/17	公開		福祉総務課
145	7/8	請求	法人設立変更等申告書及び履歴事項全部証明書の写し 1. 株〇〇〇 2. 株△△△ 3. 有□□□ 4. 有◇◇◇ 5. 株◎◎◎		7/19	部分公開	第 7 条 第 3 号	市民税課
146	7/9	請求	高岡汚水幹線(25-3 工区)外下水道管布設工事の金入り設計書		7/16	公開		下水道整備課
147	7/9	請求	下那珂汚水幹線(25-2 工区)下水道管布設工事 上田島汚水幹線(25-5 工区)外下水道管布設工事の金入り設計書		7/23	公開		下水道整備課
148	7/9	請求	上田島汚水幹線(25-4 工区)外下水道管布設工事の金入り設計書		7/19	公開		下水道整備課
149	7/11	請求	建築計画概要書 宮崎市〇〇〇番地 ①2253-6 ②(〃)-6 ③2239-2 ④2253-13		7/17	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築指導課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
150	7/11	請求	法人設立変更等申告書及び現在事項全部証明書 1. 会社 宮崎市〇〇〇番地 有限会社△△△		7/19	部分公開	第7条 第3号	市民税課
151	7/11	請求	H18 航空写真 宮崎市〇〇〇番地 付近		7/16	公開		都市 計画課
152	7/11	請求	都市公園等管理業務委託(天神山公園外)の 金入り設計書		7/19	部分公開	第7条 第6号	公園 緑地課
153	7/12	請求	上ノ原船引線舗装打換工事 7/4 開札 数量、単価、金入り設計書		7/18	公開		清武・ 建設課
154	7/12	請求	高岡污水準幹線(25-2 工区)外下水道管布設 工事 7/4 開札 数量、単価、金入り設計書		7/16	公開		下水道 整備課
155	7/12	請求	高岡污水準幹線(25-4 工区)外下水道管布設 工事 高岡污水準幹線(7 工区)下水道管布設工事の 金入り設計書		7/16	公開		下水道 整備課
156	7/12	請求	下那珂2号污水幹線(24-5 工区)外下水道管布 設工事の金入り設計書		7/16	公開		下水道 整備課
157	7/12	請求	田野町地番図(H18.1.1)		7/19	公開		田野・ 市民 福祉課
158	7/16	申出	H25.4.1~H25.6.30 飲食店営業の新規許可取得 した者の屋号、住所、電話番号、氏名、申請者 の住所、申請者電話、営業許可年月日		7/25	部分公開	第7条 第2号 及び 第3号	保健 衛生課
159	7/16	請求	H25 下北方浄水場洗浄水補給設備更新工事 七野配水池建設工事の 金入り設計書		7/22	公開		水道 施設課
160	7/16	請求	平成25年6月1日~6月30日までに飲食店営 業確認を取得した者の 店名、住所、TEL、申請者名。法人であれば法 人名、住所、TEL、指令番号、確認年月日。		7/29	部分公開	第7条 第2号	保健 衛生課
161	7/17	請求	〇〇〇開発について 当初及び変更に関わる造成の設計図、計画図 等		7/31	部分公開	第7条 第2号	開発 指導課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
162	7/17	請求	宮崎市内の毒物劇物一般販売業登録店舗一覧		7/29	公開		保健医療課
163	7/17	申出	建築計画概要書 宮崎市 212 号 平成 25 年 7 月 5 日		7/31	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築指導課
164	7/17	申出	建築計画概要書 H25.4.1～直近		7/31	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築指導課
165	7/17	請求	平成 25 年 6 月 8 日～7 月 16 日までに新規理美容営業許可を取得した者の、 店名、住所、TEL、申請者名。 法人であれば法人名、住所、TEL リスト。		7/23	公開		保健衛生課
166	7/17	請求	平成 25 年 6 月 8 日～7 月 16 日までに申請のあった飲食店リスト。 店名、住所、TEL、申請者名。 法人であれば法人名、住所、TEL リスト。		7/29	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 3 号	保健衛生課
167	7/19	申出	ばい煙発生施設の一覧 名称、設置年月日、所在地、規模、能力、燃料、施設の種類の		7/29	公開		環境保全課
168	7/19	請求	地番図(H18.1.1) 宮崎市〇〇〇番地		7/23	公開		田野・市民福祉課
169	7/19	請求	合流地区管渠改築工事(25-4)の 金入り設計書		7/29	公開		下水道整備課
170	7/22	請求	〇〇〇地区地域協議会議事録(H24)			取り下げ		赤江地域センター
171	7/22	請求	宮崎市〇〇〇番地南側の農地改良届 期間が分かるもの		7/26	部分公開	第 7 条 第 3 号	農業委員会事務局
172	7/22	請求	平成 20 年度地籍調査事業に係る地籍調査票、 調査図素図及び調査後結果閲覧票 (宮崎市〇〇〇番地、△△△番地、 □□□番地、◇◇◇番地)		7/30	部分公開	第 7 条 第 2 号	農村整備課
173	7/23	請求	防災まちづくり事業に伴う耐震性貯水糟新設工事(その 3)の金入り設計書		7/26	公開		警防課
174	7/23	請求	清武総合運動公園第 2 野球場外整備工事 (1 工区造成工事)の金入り設計書		7/25	公開		公園緑地課
175	7/23	請求	木原中継ポンプ場築造工事(土木)の 金入り設計書		7/30	公開		下水道施設課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
176	7/23	請求	清武1号汚水幹線(25-3工区)下水道管布設工事の金入り設計書		7/31	公開		下水道整備課
177	7/23	請求	社会福祉法人〇〇〇 貸借対照表、資金収支計算書、事業活動収支計算書		7/30	部分公開	第7条第2号	福祉総務課
178	7/23	請求	社会福祉法人 〇〇〇、△△△ 貸借対照表、資金収支計算書、事業活動収支計算書		7/30	公開		福祉総務課
179	7/23	申出	下北方浄水場ろ過池No.12 逆洗弁外更新工事の金入り設計書		8/6	公開		水道施設課
180	7/24	請求	H21 及びH22 〇〇〇自治公民館新築工事に関する一切の書類(但し、空調機器補助金は除く)		8/5	部分公開	第7条第2号及び第3号	地域コミュニティ課
181	7/25	申出	地方自治法第260条第2項の規定による宮崎市の告示 (町の区域及び名称の設定並びに字の区域の変更) H24.4.1~H25.7.19		8/7	公開		区画整理課
182	7/25	申出	地方自治法第260条第1項及び第2項で示す「町又は字の名称や区域の変更」による告示、図面資料(告示添付ありの場合)及び住居表示に関する法律第3条第1項及び第2項の規定に基づき、住居表示の実施に関する事項を定めた、同法同条第3項の規定による告示、図面資料(告示添付ありの場合) H24.4.1~H25.7.19		8/7	公開		工業政策課
183	7/25	請求	H25.7.18 〇〇〇の救急搬送に係る救急活動報告書		7/29	部分公開	第7条第2号及び第3号	北消防署
184	7/29	請求	下北方松橋線外35線草刈業務委託(第1回変更)の金入り設計書		7/31	部分公開	第7条第6号	道路維持課
185	7/29	請求	学園通線外56線街路樹維持管理業務委託(第1回変更)の金入り設計書		7/31	部分公開	第7条第6号	道路維持課
186	7/30	請求	下北方浄水場造成工事の金入り設計書		8/5	公開		水道施設課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
187	7/31	請求	平成25年7月1日～7月31日までに理美容営業確認を取得した者の店名、住所、TEL、申請者名。法人であれば法人名、住所、TEL。指令番号、確認年月日。		8/9	公開		保健衛生課
188	7/31	請求	平成25年7月1日～7月31日までに飲食店営業確認を取得した者の店名、住所、TEL、申請者名。法人であれば法人名、住所、TEL。指令番号、確認年月日。		8/9	部分公開	第7条第2号	保健衛生課
189	7/31	請求	社会福祉法人「〇〇〇」「△△△」「□□□」「◇◇◇」「▽▽▽」「◎◎◎」のH24財産目録、貸借対照表、事業活動収支計算書		8/13	部分公開	第7条第2号及び第3号	福祉総務課
190	7/31	請求	H25 下北方浄水場造成工事の金入り設計書		8/5	公開		水道施設課
191	8/1	請求	H25 下北方浄水場造成工事の当初金入り設計書		8/5	公開		水道施設課
192	8/1	申出	建築計画概要書 H25.4.1～直近		8/14	部分公開	第7条第2号	建築指導課
193	8/1	申出	建築計画概要書 宮崎市223号 H25.7.12 ERI 13028235号 H25.7.4 BLJ-F13-1C-0971 H25.7.19		8/14	部分公開	第7条第2号	建築指導課
194	8/1	請求	7月度建物解体情報		8/6	部分公開	第7条第2号	建築指導課
195	8/2	申出	H25.7.1～H25.7.31 新規で営業許可を取得した飲食店の一覧 屋号、所在地、申請者名、業種、電話番号、許可年月日、許可満了日(自動販売機、露店営業を除く)		8/9	部分公開	第7条第2号及び第3号	保健衛生課
196	8/2	請求	天満雨水準幹線布設工事(その2)H22.9.16開札の金入り設計書		8/12	公開		土木課
197	8/2	請求	佐土原送水管布設工事(その3)H23.5.9開札の金入り設計書		8/9	公開		水道整備課
198	8/2	請求	木花処理場水処理施設3池増設工事 H24.10.9開札の金入り設計書		8/12	公開		下水道施設課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
199	8/2	請求	下北方浄水場造成工事 H25.7.25 開札 下北方浄水場洗浄水補給設備更新工事 H25.5.27 開札 七野配水池建設工事 H25.5.27 開札 下北方浄水場雨水調整池築造工事 H23.10.26 開札 池内配水池建設工事 H23.10.26 開札 田野第3配水池築造工事 H22.8.16 上記の金入り設計書		8/9	公開		水道施設課
200	8/2	申出	S60 都市計画現況図 (宮崎市〇〇〇番地)			取り下げ		都市計画課
201	8/5	請求	医療提供施設等の監視指導に関する条文 (宮崎市病院・診療所立入検査要綱)		8/16	公開		保健医療課
202	8/5	請求	各種がん検診等に関すること (健康増進法の抜粋)		8/12	公開		健康支援課
203	8/5	請求	株〇〇〇からの開発許可にかかる事項の変更 許可申請関係一式(H25.6.6 付) 宮開指令第35号当該変更許可にかかる変更 許可処分関係一式(H25.6.14 付)		8/8	部分公開	第7条 第2号	開発指導課
204	8/5	申出	宮崎市内で H25.7.1～H25.7.31 までの新規飲食 店営業許可を取得した施設 移動、臨時、自販機は除く 屋号、申請者氏名、営業所在地、営業所電話番 号、許可年月日、許可期間、業種		8/9	部分公開	第7条 第2号 及び 第3号	保健衛生課
205	8/5	申出	食品衛生法に基づく営業許可施設台帳 地域:宮崎市内全域 対象:飲食店営業(25.7.1～25.7.31 新規) 内容:屋号、営業所在地、営業電話番号、申請 者氏名、初許可年月日、細分業種		8/9	部分公開	第7条 第2号 及び 第3号	保健衛生課
206	8/6	請求	行政事務分掌に係る条文及び要綱 ・患者の受付、案内及び入退院手続に関するこ と ・患者の看護及び診察の介助、その他それに付 帯する業務に関すること		8/20	非公開	不存在	田野病院・ 総務維持課
207	8/6	請求	行政事務分掌に係る条文及び要綱 ・患者の診療に関すること ・リハビリテーションに関すること		8/20	非公開	不存在	田野病院・ 総務維持課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
208	8/7	請求	高岡汚水準幹線(25-11 工区)外下水道管布設工事の金入り設計書		8/19	公開		下水道整備課
209	8/7	請求	下那珂汚水準幹線(25-3 工区)外下水道管布設工事 下那珂汚水準幹線(25-5 工区)外下水道管布設工事の金入り設計書		8/19	公開		下水道整備課
210	8/7	請求	下北方浄水場造成工事(H25)の金入り設計書		8/13	公開		水道施設課
211	8/7	請求	第 46 回衆議院議員総選挙 執行委託費使途状況調書 (経費種目及び目的別支出額)		8/12	公開		選挙管理委員会事務局
212	8/8	請求	宮崎市動物取扱業者登録簿		8/19	公開		保健衛生課
213	8//8	請求	飲食店、理美容所、クリーニング所及び旅館の次の事項 ・店舗名称 ・開設者氏名又は名称 ・住所 ・電話番号 ・確認年月日又は許可年月日		8/15	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 3 号	保健衛生課
214	8/8	請求	住所新築届(2013.4.1~2013.6.30)付定のあった宮崎市住居表示に関する条例の第 3 条及び宮崎市住居表示に関する条例施行規則第 3 条に基づく、住居新築届及び住居表示台帳		8/22	部分公開	第 7 条 第 2 号	区画整理課
215	8/9	申出	宮崎処理場No.3 分流沈砂池機械設備改築工事(H25.7.30 開札)の金入り設計書		8/20	公開		下水道施設課
216	8/12	請求	〇〇〇 110 番通報による H25.7.18 救急搬送に係る救急活動報告書		8/15	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 3 号	北消防署
217	8/12	請求	旧林業試験場における既存宅地の位置及び面積等の確認申請に係る資料 宮崎市〇〇〇番地		8/14	部分公開	第 7 条 第 2 号	開発指導課
218	8/12	請求	〇〇〇氏が所有する山林の土地測量図及び道路用地図			取り下げ		森林水産課
219	8/15	請求	宮崎市行政事務概要に係る要綱及び条文 1.救急医療に関すること 2.権限移譲に関すること 3.医療法人に関すること 4.医療従事者の免許に関すること 5.医療相談窓口に関すること			取り下げ		保健医療課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
220	8/15	申出	H25.5.1～H25.7.31 申請のあった宮崎市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の新築届及び住居表示台帳		8/26	部分公開	第7条第2号	区画整理課
221	8/16	請求	防災まちづくり事業に伴う耐震性貯水糟新設工事(その11)の金入り設計書		8/27	公開		警防課
222	8/16	請求	H25年度 下北方浄水場造成工事の金入り設計書		8/26	公開		水道施設課
223	8/19	請求	社会福祉法人 ○○○ H24年度 貸借対照表、事業活動収支計算書		8/23	公開		福祉総務課
224	8/19	請求	大淀川市民緑地管理業務委託(水辺の楽校)の金入り設計書		8/26	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
225	8/19	請求	後田川緑道管理業務委託の金入り設計書		8/26	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
226	8/19	請求	都市公園等管理業務委託(天神山公園外)の金入り設計書		8/26	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
227	8/19	請求	都市公園等管理業務委託(大塚台公園外)の金入り設計書		8/26	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
228	8/19	請求	蓮ヶ池史跡公園等管理業務委託の金入り設計書		8/26	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
229	8/19	請求	都市公園等管理業務委託(平原公園外)の金入り設計書		8/26	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
230	8/19	請求	大淀川市民緑地芝生管理業務委託(親水公園)の金入り設計書		8/26	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
231	8/19	請求	都市公園等管理業務委託(木花公園外)の金入り設計書		8/26	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
232	8/19	請求	H25年度市道大炊田久峰通線外7線樹木管理業務委託の金入り設計書		8/27	部分公開	第7条第6号	佐土原・建設課
233	8/19	請求	H25年度市道テクノリサーチパーク線外5線樹木管理業務委託の金入り設計書		8/27	部分公開	第7条第6号	佐土原・建設課
234	8/19	請求	H25年度石崎川ふれあい公園外1公園管理業務委託の金入り設計書		8/27	部分公開	第7条第6号	佐土原・建設課
235	8/19	請求	橘公園花壇(ホテル前)草花植付業務委託の金入り設計書		8/26	部分公開	第7条第6号	景観課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
236	8/19	請求	橘公園花壇(橘通東1丁目)外2カ所草花植付業務委託の金入り設計書		8/26	部分公開	第7条第6号	景観課
237	8/19	請求	二葉街区公園外4カ所草花植付業務委託の金入り設計書		8/26	部分公開	第7条第6号	景観課
238	8/19	請求	大塚台4号線外5線草刈業務委託の金入り設計書		8/22	部分公開	第7条第6号	道路維持課
239	8/19	請求	大塚台1号線外42線街路樹維持管理業務委託の金入り設計書		8/22	部分公開	第7条第6号	道路維持課
240	8/19	請求	学園通線外56線街路樹維持管理業務委託の金入り設計書		8/22	部分公開	第7条第6号	道路維持課
241	8/19	請求	大島通線外28線街路樹維持管理業務委託の金入り設計書		8/22	部分公開	第7条第6号	道路維持課
242	8/19	請求	錦町通線外2路線線草花植栽業務委託の金入り設計書		8/22	部分公開	第7条第6号	道路維持課
243	8/19	請求	阿波岐原団地北線外1線草花植栽業務委託の金入り設計書		8/22	部分公開	第7条第6号	道路維持課
244	8/21	請求	H25年度都市公園等管理業務委託(都市計画公園)の金入り設計書		8/27	部分公開	第7条第6号	佐土原・建設課
245	8/21	申出	建築計画概要書 H25.4.1～直近		9/4	部分公開	第7条第2号	建築指導課
246	8/21	申出	建築計画概要書 計画通知14 H25.8.8 計画通知16 H25.8.8		9/4	部分公開	第7条第2号	建築指導課
247	8/21	請求	第H25確認建築宮崎市建00091号 H25.5.15 宮崎市〇〇〇番地 株式会社△△△		9/4	部分公開	第7条第2号	建築指導課
248	8/23	請求	社会福祉法人〇〇〇、社会福祉法人△△△、 社会福祉法人□□□ (H24年度分) ・資金収支計算書(内訳書含む)、事業活動収支計算書、貸借対照表、財産目録		9/5	部分公開	第7条第2号及び第3号	福祉総務課
249	8/27	請求	第23回参議院議員通常選挙の期日前不在者投票所 仮設プレハブリースに係る費用内訳表		9/2	公開		選挙管理委員会事務局

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
250	8/27	請求	第46回衆議院議員総選挙の本庁期日前投票事務・当日投票事務(市役所市民課前ホール投票所)・開票事務に係る人件費内訳表		9/2	公開		選挙管理委員会事務局
251	8/30	請求	下那珂汚水準幹線(25-6工区)外下水道管布設工事の金入り設計書		9/11	公開		下水道整備課
252	8/28	請求	農業経営基盤強化法に基づくH23.7.11から10年間賃借権設定に係る通知書の写し		9/2	公開		農業委員会事務局
253	8/28	請求	清武総合運動公園第1野球場改修工事(2工区建築主体工事)の金入り設計書		9/4	公開		公園緑地課
254	8/29	請求	平成25年7月21日～8月28日までに新規申請のあった理美容店リスト。 店名、住所、TEL、申請者名。 法人であれば法人名、住所、TELリスト。		9/10	公開		保健衛生課
255	8/29	請求	平成25年7月21日～8月28日までに新規で飲食業営業許可を取得した者の 店名、住所、TEL、申請者名。 法人であれば法人名、住所、TELリスト。		9/11	部分公開	第7条第2号及び第3号	保健衛生課
256	8/30	申出	S63.5.31 第140号 宮崎市〇〇〇番地 △△△番地 現地査定調書		9/4	部分公開	第7条第2号	用地管理課
257	8/30	請求	宮崎市〇〇〇番地の仮換地 街区番号・画地番号・位置・地積・仮換地の指定の効力発生の日・仮換地について使用または収益を開始することができる日及び同事業の施行者		9/4	部分公開	第7条第2号	区画整理課
258	8/30	請求	H24.4からH25.3までに開設届のあった理容所及び美容所の台帳 ・店舗名、店舗住所、電話番号、開設者氏名または名称		9/10	公開		保健衛生課
259	9/2	請求	H25.8.1～H25.8.31 新規で営業許可を取得した飲食店の一覧 屋号、所在地、申請者名、業種、電話番号、許可年月日、許可満了日(自動販売機、露店営業を除く)		9/11	部分公開	第7条第2号及び第3号	保健衛生課
260	9/2	請求	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく建物解体工事の届出 H25.8.1～H25.8.31		9/12	部分公開	第7条第2号	建築指導課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
261	9/3	請求	希望ヶ丘団地内道路・排水対策整備工事の金入り設計書		9/5	公開		道路維持課
262	9/3	請求	社会福祉法人〇〇〇 H23、H24 財産目録、貸借対照表、事業活動収支計算書(損益計算書)		9/12	部分公開	第7条第2号及び第3号	福祉総務課
263	9/4	申出	宮崎市内で H25.8.1～H25.8.31 までの新規飲食店営業許可を取得した施設 移動、臨時、自販機は除く 屋号、申請者氏名、営業所在地、営業所電話番号、許可年月日、許可期間、業種		9/11	部分公開	第7条第2号及び第3号	保健衛生課
264	9/4	申出	食品衛生法に基づく営業許可施設台帳 地域:宮崎市内全域 対象:飲食店営業(25.8.1～25.8.31 新規) 内容:屋号、営業所在地、営業電話番号、申請者氏名、初許可年月日、細分業種		9/11	部分公開	第7条第2号及び第3号	保健衛生課
265	9/4	申出	建築計画概要書 H25.4.1～直近		9/18	部分公開	第7条第2号	建築指導課
266	9/4	申出	建築計画概要書 宮崎市 342 H25.8.29 付 HRI13028317 H25.8.6 付		9/18	部分公開	第7条第2号	建築指導課
267	9/4	請求	野島・小内海線林道開設工事に伴う山林(宮崎市〇〇〇番地)の立木調査関係資料		9/13	部分公開	第7条第2号	森林水産課
268	9/4	請求	広沢ダム管理委託関係資料 広沢発電所売電関係資料 広沢ダム放流記録(H18以降)		9/13	公開		農村整備課
269	9/5	請求	大塚台団地内道路・排水対策整備工事の金入り設計書		9/10	公開		道路維持課
270	9/5	請求	フェニックス自然動物園プール改修工事の内建築主体工事 山崎近隣公園便所改築工事の金入り設計書		9/10	公開		公園緑地課
271	9/5	請求	(仮称)高岡西部地区コミュニティ施設整備工事のうち野外便所新築工事の金入り設計書		9/13	公開		地域コミュニティ課
272	9/5	請求	(仮称)佐土原中地区公民館整備工事の内建築主体工事の金入り設計書		9/17	公開		生涯学習課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
273	9/5	請求	市役所本庁舎給排水衛生設備改修工事 (その1)のうち建築工事 佐土原総合支所庁舎耐震補強工事の 金入り設計書		9/17	公開		管財課
274	9/5	請求	清武中学校屋内運動場屋根材落下防止補強工 事の内建築主体工事 赤江小学校中校舎避難階段外設置工事 宮崎港小学校中校舎避難階段外設置工事 清武中学校北校舎大規模改造工事(①-1 普 通教室棟)の内建築主体工事の金入り設計書		9/17	公開		教委 企画 総務課
275	9/5	請求	宮崎処理場分流ポンプ棟耐震補強工事 浮田中継ポンプ場築造工事のうち建築主体 工事の金入り設計書		9/18	公開		下水道 施設課
276	9/5	請求	市消防団青島分団第3部車庫新築工事 市消防団青島分団第6部車庫新築工事の 金入り設計書		9/11	公開		総務課
277	9/5	請求	消防救急デジタル無線システム佐土原基地局 建築主体工事 消防救急デジタル無線システム高岡基地局建 築主体工事の金入り設計書		9/11	公開		指令課
278	9/5	請求	生目の杜運動公園はんぴドーム改修工事の金 入り設計書		9/10	公開		文化 スポーツ 課
279	9/5	請求	(仮称)アートセンター整備工事の内建築工事の 金入り設計書		9/10	公開		文化 スポーツ 課
280	9/5	請求	市営住宅丸山団地 283 新築工事の内建築主体 工事 市営住宅丸山団地 284 棟新築工事の内建築主 体工事 市営住宅池内団地室内環境改善工事 市営住宅飛江田団地室内環境改善工事 の金入り設計書		9/17	公開		住宅課
281	9/5	請求	宮崎市北部老人福祉センター改築工事の内 建築主体工事の金入り設計書		9/17	公開		長寿 支援課
282	9/5	申出	社会福祉法人〇〇〇 H22、H23、H24 の事業活動収支計算書、資金 収支計算書、貸借対照表		9/12	部分 公開	第7条 第2号 及び 第3号	福祉 総務課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
283	9/5	請求	H25 年度〇〇〇自治会補助金申請に関する一切の書類		9/10	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 3 号	地域コミュニティ課
284	9/6	請求	下北方浄水場造成工事の金入り設計書		9/12	公開		水道施設課
285	9/6	請求	昭通通線(小戸之橋)旧橋撤去工事(1 工区)(2 工区)の金入り設計書		9/9	公開		市街地整備課
286	9/6	請求	月見ヶ丘団地内道路・排水対策整備工事の金入り設計書		9/11	公開		道路維持課
287	9/6	請求	パーソナルコンピュータ(賃貸借)の入札について(H19)・落札金額、業者名、規模		9/18	公開		情報政策課
288	9/6	請求	宮崎処理場建築外装及び外部建具外改修工事(その 3)の金入り設計書		9/18	公開		下水道施設課
289	9/6	請求	「生活扶助基準等の見直しに伴う生活保護受給者への周知について」(H25.6.27 事務連絡厚生労働省社会・援護局保護課基準係長自立支援係長通知)		9/17	公開		社会福祉課
290	9/9	請求	昭通通線(小戸之橋)旧橋撤去工事(2 工区)の金入り設計書		9/12	公開		市街地整備課
291	9/9	申出	H24 年度届出分の「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処理状況等届出書」の一覧データ		9/18	公開		廃棄物対策課
292	9/10	請求	清武 1 号汚水幹線(25-4 工区)下水道管布設工事の当初金入り設計書		9/12	公開		下水道整備課
293	9/10	請求	下那珂汚水幹線(25-8 工区)外下水道管布設工事の金入り設計書		9/12	公開		下水道整備課
294	9/10	請求	昭通通線(小戸之橋)旧橋撤去工事(1 工区)の当初金入り設計書		9/12	公開		市街地整備課
295	9/10	請求	昭通通線(小戸之橋)旧橋撤去工事(2 工区)の当初金入り設計書		9/12	公開		市街地整備課
296	9/11	請求	宮崎市内で H25.4.27 から H25.9.11 までに新規確認を受けた理美容所の次の事項 ・営業所の住所、電話番号、屋号 ・開設者の住所(法人のみ)、電話番号(法人のみ)、開設者名または法人名、代表者名		9/24	公開		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
297	9/13	請求	法人設立変更等申告書及び現在事項全部証明書(写) 宮崎市〇〇〇番地 株△△△		9/26	部分公開	第7条第3号	市民税課
298	9/13	請求	法人設立変更等申告書及び現在事項全部証明書(写) 1.運送業 株〇〇〇 2.運送業 株△△△		9/26	部分公開	第7条第3号	市民税課
299	9/13	請求	通学路の地図 1.〇〇〇小学校 2.△△△中学校 3.□□□小学校 4.◇◇◇小学校		9/24	公開		学校教育課
300	9/17	請求	共同利用施設維持管理に関する数値		10/2	公開		環境保全課
301	9/18	請求	清武1号汚水幹線(25-4工区)下水道管布設工事の金入り設計書		9/25	公開		下水道整備課
302	9/18	請求	無田上橋橋梁整備工事(1工区)の金入り設計書		9/25	公開		土木課
303	9/18	申出	建築計画概要書 H25.4.1～直近		10/2	部分公開	第7条第2号	建築指導課
304	9/18	申出	建築計画概要書 宮崎市 354 H25.9.3 付 宮崎市 365 H25.9.4 付 宮崎市 376 H25.9.10 付		10/2	部分公開	第7条第2号	建築指導課
305	9/19	請求	昭通通線(小戸之橋)旧橋撤去工事(1工区)の金入り設計書		9/24	公開		市街地整備課
306	9/20	請求	〇〇〇マンションにおける給水事業につき水道局とマンション管理会社株式会社△△△(H24)との間に締結された契約書類			取り下げ		料金課
307	9/24	請求	H25年度宮崎市自治会補助金 補助金等交付決定書(〇〇〇自治会分) 「〇〇〇自治公民館空調機器等設備補助金」の自主返還に係る通知文書及び宮崎市納入通知書兼領収書(〇〇〇自治会分) 〇〇〇自治会公民館空調機器工事代金領収書		9/27	部分公開	第7条第2号及び第3号	地域コミュニティ課
308	9/24	請求	宮崎処理場No.1 合流沈砂池機械設備改築工事 大淀処理場No.1 消化槽改築機械設備工事 木花処理場用水機械設備改築工事 大淀処理場No.1 初沈汚泥掻寄機改築工事 上記の金入り設計書		10/4	公開		下水道施設課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
309	9/25	申出	第1種電気工事士免許取得を目的とした証明書要求にかかわる報告書		10/4	部分公開	第7条第2号	下水道施設課
310	9/25	請求	(H24) 大淀処理場消化ガス発電設備新設工事 浮田中継ポンプ場機械設備工事 (H25) 宮崎処理場No.1合流沈砂池機械設備改築工事 大淀処理場No.1消化槽改築機械設備工事 上記の金入り設計書		10/4	公開		下水道施設課
311	9/25	請求	(H24) 市道花ヶ島矢口線配水管布設工事 県道宮崎高鍋線配水管布設替工事(その2) 県道宮崎高鍋線配水管布設替工事(その1) 佐土原送水管布設工事(その1)~(その4) (H25)市道大島通線配水管布設工事(その1)~(その3)、(その6) 上記の金入り設計書		10/8	公開		水道整備課
312	9/25	請求	(H24) 下北方浄水場水質監視設備更新工事 下北方浄水場薬品注入設備更新工事 桜ヶ丘中継ポンプ所築造工事 (H25) 富吉浄水場管理本館新築工事のうち電気設備工事、建築主体工事、機械設備工事 上記の金入り設計書	(H24)	10/4	公開		水道施設課
313	9/25	請求	清武中学校北校舎大規模改善工事のうち建築主体工事 大宮小学校南校舎大規模改造工事のうち建築主体工事 上記の金入り設計書		10/3	公開		教委企画総務課
314	9/25	請求	市営住宅丸山団地 284 棟新築工事の内建築主体工事 市営住宅丸山団地 283 棟新築工事の内建築主体工事 上記の金入り設計書		9/27	公開		住宅課
315	9/25	請求	(仮称)佐土原中地区公民館整備工事の内建築主体工事の金入り設計書		10/3	公開		生涯学習課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
316	9/25	請求	フェニックス自然動物園プール改修工事の内 建築主体工事 清武総合運動公園第1野球場改修工事(1工 区、2工区建築主体工事)上記の金入り設計書		10/8	公開		公園 緑地課
317	9/25	請求	佐土原総合支所庁舎耐震補強工事 市役所本庁舎受変電設備改修工事 上記の金入り設計書		10/3	公開		管財課
318	9/25	請求	大淀処理場水処理施設耐震継手工事の金入り 設計書		10/4	公開		下水道 施設課
319	9/25	請求	下北方浄水場既設沈殿池ろ禍池電気設備工事 の金入り設計書		10/4	公開		水道 施設課
320	9/25	請求	高岡1号汚水幹線(24-1工区)外下水道管布設 工事 下那珂2号汚水幹線(24-4工区)外下水 道管布設工事 下那珂2号汚水幹線(24-5工 区)外下水道管布設工事 上記の金入り設計書		9/30	公開		下水道 整備課
321	9/25	請求	昭通通線(小戸之橋)旧橋撤去工事(1工区) 昭通通線(小戸之橋)旧橋撤去工事(2工区) 上記の金入り設計書		9/26	公開		市街地 整備課
322	9/25	請求	跡江柏原線道路改良工事(11工区)但し 上部工の金入り設計書		10/1	公開		土木課
323	9/26	請求	建築概要書 所在(宮崎市〇〇〇番地)		10/2	部分 公開	第7条 第3号	建築 指導課
324	9/26	請求	法人設立変更等申告書及び現在事項全部証明 書(写) (株)〇〇〇 所在(宮崎市〇〇〇番地)		10/7	非公開	不存在	市民税課
325	9/26	請求	市道大島通線配水管布設工事(その7)の 金入り設計書		10/8	公開		水道 整備課
326	9/27	請求	名称変更等届出書(辞退等)	10/11	10/16	部分 公開	第7条 第2号	市場課
327	10/1	請求	緑松排水路整備工事(1工区)の金入り設計書		10/10	公開		土木課
328	10/1	請求	南部地区道路舗装維持修繕工事(後期)の金入 り設計書		10/15	公開		道路 維持課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
329	10/1	申出	市が社会福祉施設及び社会福祉法人に対して実施した「特別監査」の指摘の中身、法人の改善状況等が分かる文書。2011、2012 年度及び 2013.4.1～9.28 までに実施された特別監査の分で、市が所有している文書に限る。		10/9	非公開	不存在	福祉 総務課
330	10/1	請求	南部地区道路舗装維持修繕工事(後期)の金入り設計書		10/15	公開		道路 維持課
331	10/1	請求	宮崎市内において H25.7.1～H25.9.30 までの間に、理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、旅館業法、公衆浴場業法、食品衛生法に基づく開設届出のあった、営業許可があった者・屋号、住所、電話番号		10/10	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 3 号	保健 衛生課
332	10/2	請求	錦町通線歩道段差改善工事(11 工区)の金入り設計書		10/9	公開		道路 維持課
333	10/2	請求	清武総合運動公園第 1 野球場北棟解体工事 清武総合運動公園第 1 野球場改修工事のうち電気設備工事 上記の金入り設計書		10/8	公開		公園 緑地課
334	10/2	請求	旧田野給食センター解体工事の金入り設計書		10/9	公開		生涯 学習課
335	10/2	請求	築地原南原線道路改良工事(但し舗装工)の金入り設計書		10/3	公開		田野・ 建設課
336	10/2	請求	(仮称)高岡西部地区コミュニティ施設整備工事(舗装工事 4 工区)の金入り設計書		10/8	公開		地域コミュ ニティ課
337	10/2	請求	大雀地区農業用ため池緊急防災対策事業ため池浚渫工事の金入り設計書		10/7	公開		農村 整備課
338	10/2	請求	東大宮中学校北校舎外壁改修工事の金入り設計書		10/9	公開		教委 企画 総務課
339	10/2	請求	中央卸売市場青果水産棟トップライト防風板塗装改修工事(その 2)の金入り設計書		10/9	公開		市場課
340	10/2	請求	市営住宅丸山団地解体工事(2 期工区) 市営住宅岡団地 57-1 棟外壁改修工事 市営住宅広瀬台団地 280 棟新築工事のうち外構工事 上記の金入り設計書		10/15	公開		住宅課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
341	10/2	請求	下北方浄水場雨水調整池築造工事の金入り設計書		10/4	公開		水道施設課
342	10/2	請求	大淀処理場消化ガス発電設備新設工事の金入り設計書			取り下げ		下水道施設課
343	10/2	請求	平成 25 年 8 月 29 日～10 月 1 日までに新規申請のあった理美容店リスト 店名、住所、TEL、申請者名 法人であれば法人名、住所、TEL リスト		10/11	公開		保健衛生課
344	10/2	請求	平成 25 年 8 月 29 日～10 月 1 日までに新規申請のあった飲食店リスト 店名、住所、TEL、申請者名 法人であれば法人名、住所、TEL リスト		10/10	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 3 号	保健衛生課
345	10/2	申出	建築計画概要書 H25.4.1～直近		10/16	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築指導課
346	10/2	申出	建築計画概要書 宮崎市 357 号 H25.9.9 付 H25SHC-H451004 号 H25.9.17 付 KJH-13-03133-1 号 H25.9.13 付		10/16	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築指導課
347	10/3	請求	宮崎市〇〇〇番地 △△ビルでの水道管工事の写真及び水漏れの原因		10/17	公開		水道整備課
348	10/3	請求	1.買出人登録名簿 2.売買参加者登録名簿 ア.青果部 イ.水産物部 ウ.花き部		10/17	部分公開	第 7 条 第 2 号	市場課
349	10/3	申出	宮崎市内で H25.9.1～H25.9.30 までの間に新規に飲食店営業許可を取得した施設 移動、臨時、自販機は除く 屋号、申請者氏名、営業所在地、営業所電話番号、許可年月日、許可期間、業種		10/10	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 3 号	保健衛生課
350	10/3	申出	食品衛生法に基づく営業許可施設台帳 地域:宮崎市内全域 対象:飲食店営業(25.9.1～25.9.30 新規) 内容:屋号、営業所在地、営業電話番号、申請者氏名、初許可年月日、細分業種		10/10	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 3 号	保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
351	10/3	請求	H25.9.1～H25.9.30 新規で営業許可を取得した飲食店の一覧屋号、所在地、申請者名、業種、電話番号、許可年月日、許可満了日(自動販売機、露店営業を除く)		10/10	部分公開	第7条 第2号 及び 第3号	保健衛生課
352	10/3	請求	〇〇〇自治公民館「空調機器工事追加費用分請求」について		10/11	部分公開	第7条 第3号 及び 第4号	地域コミュニティ課
353	10/3	請求	<p>①都市計画法第34条第14号の規定中「開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適當」にかかる審査基準</p> <p>②平成20年9月19日に告示された宮崎市開発審査会付議基準 その他の基準を適用し、開発行為等を許可した事案の許可書の写し</p> <p>③平成25年8月2日付宮開指令第1号58 建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設不許可処分に係る決裁において、都市計画法第34条第14号の規定中「開発区域の周辺における市街化を促進するおそれなく、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適當」であることを示す資料</p> <p>④平成24年3月26日付宮開指令第29号7 都市計画法第29条の規定による開発行為許可処分に係る決裁において、都市計画法第34条第14号の規定中「開発区域の周辺における市街化を促進するおそれなく、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適當」であることを示す資料</p> <p>⑤赤江保育所移転に伴う開発許可申請書及びその(許可)処分に係る決裁において、都市計画法第34条第14号の規定中「開発区域の周辺における市街化を促進するおそれなく、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適當」であることを示す資料</p> <p>⑥都市計画法第34条第14号に該当する開発許可、建築許可にかかる事務処理の基本的な流れを示す資料</p>		10/15	部分公開	第7条 第2号 及び 第3号	開発指導課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
354	10/3	請求	宮崎市内の旅館業許可施設の次の事項 ・施設名称・所在地・営業者の氏名又は名称・法人の場合代表者名、営業者住所・許可の種別・許可年月日		10/16	公開		保健衛生課
355	10/4	請求	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく建物解体工事の届出 H25.9.1～H25.9.30		10/16	部分公開	第7条 第2号	建築指導課
356	10/4	請求	木原2号汚水幹線(25-1工区)下水道管布設工事の金入り設計書		10/15	公開		下水道整備課
357	10/4	請求	宮崎市内の理・美容所の次の事項 (H25.10.3現在) ・店舗名称・店舗電話番号・開設者氏名又は名称・店舗住所	10/18	10/24	公開		保健衛生課
358	10/7	請求	木原1号汚水幹線(25-5工区)下水道管布設工事の金入り設計書		10/8	公開		下水道整備課
359	10/7	申出	岡土地区画整理事業に伴う住所変更について変更内容がわかる資料(換地図、新旧住所対照表)		10/21	部分公開	第7条 第2号	区画整理課
360	10/7	請求	①〇〇〇課職員1人、1人の諸引去金の内訳が分かる資料(H22～24) ②諸引去金の決算報告が分かる資料(銀行通帳を含む)H22～24		10/21	非公開	不存在	子ども課
361	10/7	請求	①県民税の定義が分かる資料 ②県民税の使用目的が分かる資料 ③県民税を特別徴収した理由と当事者へ通知しなかった理由が分かる資料 ④普通税が分かる資料		10/17	公開		市民税課
362	10/7	請求	昭和通線(小戸之橋)旧橋撤去工事(1工区) 昭和通線(小戸之橋)旧橋撤去工事(2工区) 上記の金入り設計書		10/10	公開		市街地整備課
363	10/7	請求	下北方浄水場造成工事の金入り設計書		10/9	公開		水道施設課
364	10/9	請求	清武1号汚水幹線(25-7工区)下水道管布設工事の金入り設計書		10/16	公開		下水道整備課
365	10/9	請求	清武1号汚水幹線(25-5工区)下水道管布設工事の金入り設計書		10/16	公開		下水道整備課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
366	10/9	請求	木原1号汚水幹線(25-5工区)外下水道管布設工事の金入り設計書		10/16	公開		下水道整備課
367	10/9	請求	柿木原岩知野線道路改良工事(14工区)の金入り設計書		10/16	公開		土木課
368	10/11	請求	H25 大淀処理場No.1消化槽改築防食塗装工事の金入り設計書		10/25	公開		水道施設課
369	10/11	請求	H24 岡団地 56-2 棟外壁改修工事 H25 岡団地 57-1 棟外壁改修工事 飛江田団地 161 棟外壁改修工事 飛江田団地 155 棟外壁改修工事 桑畑団地外壁改修工事 大坪団地 133 棟外壁改修工事 大坪団地 136 棟外壁改修工事 新川団地 55-2 棟外壁改修工事 上記の金入り設計書		10/24	公開		住宅課
370	10/11	請求	H25 大淀川水管橋塗装工事(その1)、(その2)の金入り設計書		10/22	公開		水道整備課
371	10/11	請求	H24 東大宮中学校北校舎外壁改修工事 木花小学校南校舎外壁改修工事 青島中学校西校舎南面外壁改修工事 池内小学校西校舎外壁改修工事 櫛中学校中校舎西棟外壁改修工事 江南小学校北校舎外壁改修工事 上記の金入り設計書		10/23	公開		教委 企画 総務課
372	10/11	請求	H25.9.19 に実施したレーザープリンターの入札 ・入札仕様書 ・入札結果		10/11	公開		契約課
373	10/15	申出	市民活動保険制度について ・宮崎市民活動保険制度のパンフレット ・宮崎市民活動保険制度実施要綱 ・H25 契約時の仕様書 ・H25 契約時の見積り合わせの結果 ・H25 契約の保険証券及び特約書 ・H24 契約の事故件数及び支払保険金額		10/21	公開		地域コミュニティ課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
374	10/15	申出	H25.7.1～H25.9.30までに飲食店営業の新規許可取得した者の 屋号、住所、電話番号、氏名、申請者の住所、 申請者電話、営業許可年月日		10/22	部分公開	第7条 第2号 及び 第3号	保健 衛生課
375	10/15	請求	H25 参議院議員通常選挙に関する次の書面 ・当日の白票、持ち帰り票を記載した最終投票 報告書 ・代理投票の人数 ・点字投票用紙の使用 ・鉛筆以外の筆記用具で自書した票の取扱 ・選管委員の一覧 ・開票立会人の名簿一覧 ・読み取り機のメーカー名、型式、仕様の書類 ・投票管理者、開票管理者名簿 ・機器導入の入札 ・票が保管している〇〇〇の住所		10/24	部分公開	第7条第2 号及び不 存在	選挙管理 委員会事 務局
376	10/15	請求	H25 江田山崎地区農道整備工事(2工区)の 金入り設計書		10/22	公開		農村 整備課
377	10/16	請求	高速複写機の賃貸借契約書(H25) 高速複写機の保守契約書(H25) 簡易印刷機の賃貸借契約書(H22)		10/18	部分公開	第7条 第3号	総務 法制課
378	10/16	請求	清武1号污水幹線(25-5工区)下水道管布設工 事の金入り設計書		10/17	公開		下水道 整備課
379	10/16	請求	清武総合運動公園第1野球場改修工事のうち 給排水衛生設備工事の金入り設計書		10/25	公開		公園 緑地課
380	10/16	請求	楠ヶ別府内ノ丸排水路整備工事の金入り設計 書		10/18	公開		土木課
381	10/16	請求	H25 下那珂2号污水幹線(25-1工区)外下水道 管布設工事の金入り設計書		10/21	公開		下水道 整備課
382	10/17	請求	H25.4.8 発生の宮崎市〇〇〇番地 △△△宅 火災原因調査報告書		10/29	部分公開	第7条 第2号	北消防署
383	10/17	請求	住所新築届(2013.7.1～2013.9.30)付定のあった 宮崎市住居表示に関する条例第3条及び宮崎 市住居表示に関する条例施行規則第3条に基 づく、住居新築届及び住居表示台帳		10/31	公開		区画 整理課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
384	10/16	申出	建築計画概要書 宮崎市 375 号 H25.9.9 付 H25SHC-H451004 号 H25.9.17 付 KJH-13-03133-1 号 H25.9.13 付		10/30	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築 指導課
385	10/16	申出	建築計画概要書 H25.4.1～直近		10/30	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築 指導課
386	10/16	申出	H24 水質測定結果のうち、地下水水質測定結果 の市内の調査地点名		10/28	公開		環境 保全課
387	10/22	請求	岡土地区画整理事業における住所の ・新旧対照表、旧新対照表 ・新町界・町名区域図		10/31	部分公開	第 7 条 第 2 号	区画 整理課
388	10/23	請求	宮崎市〇〇〇番地 地籍調査票、閲覧票		10/23	部分公開	第 7 条 第 2 号	農村 整備課
389	10/23	請求	H21.4.1～H25.9.30 に新規開設の理美容所 ・店舗名称、住所、開設者氏名		11/5	公開		保健 衛生課
390	10/24	請求	H25.10.24 現在 菓子製造業(宮崎市) 店舗住所、屋号、TEL、代表者氏名		10/30	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 3 号	保健 衛生課
391	10/24	請求	清武町第 2 水源地No.1No.2 取水ポンプ更新工事 の金入り設計書		10/29	公開		水道 施設課
392	10/24	請求	大坪配水ポンプ所ポンプ更新工事の 金入り設計書		10/29	公開		水道 施設課
393	10/24	申出	・町有財産譲与申込書 ・支出調書の写し		11/1	部分公開	第 7 条 第 2 号	高岡・ 地域総務 課
394	10/25	請求	清武総合運動公園多目的広場改修工事 (1 工区) 清武総合運動公園多目的広場改修工事 (2 工区) の金入り設計書		11/7	公開		公園 緑地課
395	10/25	請求	青島参道南広場整備工事(園路整備工事)の 金入り設計書		11/7	公開		公園 緑地課
396	10/25	申出	岡土地区画整理事業の換地図		10/31	公開		区画 整理課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
397	10/25	請求	下那珂汚水幹線(25-7 工区)外下水道管 布設工事の金入り設計書		10/29	公開		下水道 整備課
398	10/28	申出	宮崎市△△△番地 ○○○ ・消防用設備等点検報告書(最新報告書及び点 検結果総括表) ・防火対象物点検結果報告書(最新報告書鑑)		11/1	部分 公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 3 号	予防課
399	10/29	請求	木原 1 号汚水幹線(25-3 工区)下水道管布設 工事の金入り設計書		10/30	公開		下水道 整備課
400	10/29	請求	・○○○商店街における共同駐車場に係る市有 地借用に関する契約書 ・H20 年度から現在までの地代支払に関する資 料 ・昨年夏に行われた行政指導の内容が分かる 資料		11/7	部分 公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 3 号	管財課
401	10/29	請求	H22.4.1 受付 第 1-2 号 境界立会申請書 宮崎市○○○番地～△△△番地		11/12	部分 公開	第 7 条 第 2 号	用地 管理課
402	10/29	請求	・○○○会による協定変更に係る資料 ・○○○会から市に提出してある H24 の報告書		11/12	部分 公開	第 7 条 第 2 号	農村 整備課
403	10/29	申出	社会福祉法人○○○(宮崎市△△△番地) H25.3、H24.3、H23.3 の事業活動収支計算書、 資金収支計算書、貸借対照表		11/1	公開		福祉 総務課
404	10/29	申出	H9.3.17 受付 第 3-882 号 境界立会申請書 宮崎市○○○番地、△△△番地		11/8	部分 公開	第 7 条 第 2 号	用地 管理課
405	10/29	請求	○○○ 開設者の氏名、店舗住所、電話番号、指令番号 確認年月日、変更歴		11/5	公開		保健 衛生課
406	10/31	請求	H25 がん検診推進事業封入封緘業務 委託契約書		11/6	公開		健康 支援課
407	11/1	申出	昭和 36 年度決算書(旧高岡町)		11/6	部分 公開	第 7 条 第 2 号	議事 調査課
408	11/1	申出	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況 等届出の H23 年一覧データ		11/7	公開		廃棄物 対策課
409	11/1	請求	平成 25 年 10 月 1 日～10 月 31 日までに新規 申請のあった理美容店リスト 店名、住所、TEL、申請者名 法人であれば法人名、住所、TEL リスト		11/11	公開		保健 衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
410	11/1	請求	平成25年10月1日～10月31日までに新規申請のあった飲食店リスト 店名、住所、TEL、申請者名 法人であれば法人名、住所、TELリスト		11/7	部分公開	第7条第2号及び第3号	保健衛生課
411	11/1	請求	・〇〇〇自治公民館用地取得事業補助 ・〇〇〇自治公民館新築工事補助 ・〇〇〇自治公民館空調機器等設置工事補助 これらに係る申請書類及び実績報告書一式 (ただし、図面は除く) (空調機器等設置工事補助追加資料を含む)		11/11	部分公開	第7条第2号及び第3号	地域コミュニティ課
412	11/1	請求	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく建物解体工事の届出 H25.10.1～H25.10.31		11/7	部分公開	第7条第2号	建築指導課
413	11/5	申出	食品衛生法に基づく営業許可施設台帳 地域:宮崎市内全域 対象:飲食店営業(25.10.1～25.10.31 新規) 内容:屋号、営業所在地、営業電話番号、申請者氏名、初許可年月日、細分業種		11/11	部分公開	第7条第2号及び第3号	保健衛生課
414	11/5	請求	平成16年以降の旧清武町における農業経営基盤強化促進法による農地の売買実例		11/14	公開		農業委員会事務局
415	11/5	請求	江平小学校屋内運動場屋根防水改修工事 久峰中学校屋内運動場屋根防水改修工事 の金入り設計書		11/13	公開		教委企画総務課
416	11/6	請求	H25.10.1～H25.10.31 新規で営業許可を取得した飲食店の一覧 屋号、所在地、申請者名、業種、電話番号、許可年月日、許可満了日(自動販売機、露店営業を除く)		11/11	部分公開	第7条第2号及び第3号	保健衛生課
417	11/6	申出	宮崎市内でH25.10.1～H25.10.31までの新規飲食店営業許可を取得した施設 移動、臨時、自販機は除く 屋号、申請者氏名、営業所在地、営業所電話番号、許可年月日、許可期間、業種		11/11	部分公開	第7条第2号及び第3号	保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
418	11/6	請求	赤江小学校屋内運動場屋根防水改修工事 宮崎港小学校南校舎屋上防水改修工事 久峰中学校北校舎屋上防水改修工事 宮崎中学校北校舎屋上防水改修工事 宮崎南小学校管理棟外屋上防水改修工事 宮崎西中学校屋内運動場屋根防水改修工事 上記の金入り設計書		11/13	公開		教委 企画 総務課
419	11/6	請求	あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律及び柔道整復師法に基づく施術所の名称、所在地、開設者氏名の一覧		11/14	公開		保健 医療課
420	11/6	請求	特定疾患医療受給者証交付申請手続きに係る様式		11/14	公開		健康 支援課
421	11/6	申出	建築計画概要 H25.4.1～直近		11/15	部分 公開	第7条 第2号	建築 指導課
422	11/6	申出	建築計画概要書 ERI13044870号 H25.10.21 ERI13046395号 H25.10.21 宮崎市 483号 H25.10.24		11/15	部分 公開	第7条 第2号	建築 指導課
423	11/6	申出	建築計画概要書 計画通知第22号 H25.10.25 H25SHC-H451005号 H25.10.3 H25SHC-H451006号 H25.10.21 ERI13040606号 H25.9.30 FRI13041018号 H25.9.30 ERI13038725号 H25.10.2		11/15	部分 公開	第7条 第2号	建築 指導課
424	11/7	申出	宮崎市における土地の現況把握のためにした「地番図の加除修正業務委託契約・仕様書」により取得した成果品(中間成果品を含む)としての「地番図(異動更新済み)データ」の複製品で最新のもの		11/21	公開		資産税課
425	11/7	請求	H25 市営住宅大坪団地 134 棟外壁改修工事 市営住宅飛江田団地 161 棟外壁改修工事 上記の金入り設計書及び足場共用日数計算書		11/13	公開		住宅課
426	11/11	申出	H25.8.1～H25.10.31 申請のあった宮崎市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の居住新築届及び住居表示台帳		11/20	部分 公開	第7条 第2号	区画 整理課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
427	11/11	請求	市営住宅鶴島団地駐車場整備工事の金入り設計書		11/18	公開		住宅課
428	11/11	請求	船野地区市単農道整備工事(橋梁下部工)の金入り設計書		11/14	公開		佐土原・農林水産課
429	11/11	請求	宮崎処理場雨水滞水池機械設備改築工事の金入り設計書		11/19	公開		下水道施設課
430	11/11	請求	竹ヶ島1号マンホールポンプ場電気機械設備工事の金入り設計書		11/19	公開		下水道施設課
431	11/11	請求	上加納2号マンホールポンプ場電気機械設備工事の金入り設計書		11/19	公開		下水道施設課
432	11/11	請求	佐土原新町マンホールポンプ場電気機械設備工事の金入り設計書		11/19	公開		下水道施設課
433	11/11	請求	祇園台マンホールポンプ場電気機械設備工事の金入り設計書		11/19	公開		下水道施設課
434	11/11	請求	塩田橋マンホールポンプ場電気機械設備工事の金入り設計書		11/19	公開		下水道施設課
435	11/11	請求	講原配水ポンプ所更新工事の金入り設計書		11/19	公開		水道施設課
436	11/11	請求	(仮称)松山中継ポンプ所築造工事のうち電気・機械設備工事の金入り設計書		11/19	公開		水道施設課
437	11/11	請求	下北方浄水場洗浄水補給設備更新工事の金入り設計書		11/19	公開		水道施設課
438	11/11	請求	富吉浄水場管理本館新築のうち電気設備工事の金入り設計書		11/19	公開		水道施設課
439	11/11	請求	下北方浄水場ろ過池No.12 外更新工事の金入り設計書		11/19	公開		水道施設課
440	11/11	請求	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書のH23年度届出データ		11/14	公開		廃棄物対策課
441	11/12	請求	平成25年9月1日～11月11日までに理美容営業確認を取得した者の店名、住所、TEL、申請者名。法人であれば法人名、住所、TEL、令番号、確認年月日。		11/21	公開		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
442	11/12	請求	平成 25 年 9 月 1 日～11 月 11 日までに飲食店営業確認を取得した者の 店名、住所、TEL、申請者名。法人であれば法人名、住所、TEL、指令番号、確認年月日。		11/14	部分公開	第 7 条 第 2 号	保健衛生課
443	11/13	請求	H25.4.1 現在の清掃業務委託の業務名、委託会社名、所在地、代表者名、電話番号 ・管財課所管施設		11/21	公開		管財課
444	11/13	請求	H25.4.1 現在の清掃業務委託の業務名、委託会社名、所在地、代表者名、電話番号 ・中央卸売市場		11/25	公開		市場課
445	11/13	請求	H25.4.1 現在の清掃業務委託の業務名、委託会社名、所在地、代表者名、電話番号 ・市民文化ホール、市民プラザ		11/27	非公開	不存在	文化スポーツ課
446	11/13	請求	H25.4.1 現在の清掃業務委託の業務名、委託会社名、所在地、代表者名、電話番号 ・市立図書館(大坪)		11/26	公開		生涯学習課
447	11/13	請求	H25.4.1 現在の清掃業務委託の業務名、委託会社名、所在地、代表者名、電話番号 ・市立図書館(佐土原)		11/25	公開		佐土原・地域総務課
448	11/13	請求	H25.4.1 現在の清掃業務委託の業務名、委託会社名、所在地、代表者名、電話番号 ・歴史資料館(天ヶ城、二見家、鶴松館、みやざき、清武)		11/25	公開		文化財課
449	11/13	申出	H23～H25「市広報みやざき」公告枠売買の入札落札価格		11/19	部分公開	第 7 条 第 6 号	秘書課
450	11/14	請求	宮崎市道の駅高岡 決算資料(H24.4 から H25.3 の期間分) 〇〇〇協会会長及び理事選任の報告書		11/28	部分公開	第 7 条 第 3 号	高岡・農林水産課
451	11/13	請求	清武 1 号汚水幹線(25-7 工区)下水道管布設工事の金入り設計書		11/19	公開		下水道施設課
452	11/13	請求	宮崎駅西口拠点施設整備事業における基本協定書等の地位継承に関する承諾について(申請)及び、同承諾書		11/25	公開		都市計画課
453	11/18	請求	社会福祉法人〇〇〇会△△△保育園の H22～H24 までの監査指摘事項並びに決算報告書一式		11/26	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 3 号	福祉総務課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
454	11/15	申出	・S36.5.29 に売買された土地「宮崎市〇〇〇番地」の売買価格が分かる書類 ・S38.4.20 乃至 26 日に売買された土地「宮崎市△△△番地」の売買価格が分かる書類 ・H4.4.23 に売買された土地「宮崎市□□□番地」の売買価格が分かる書類		11/22	非公開	不存在	高岡・地域総務課
455	11/15	申出	S35、S37、H3 年度の決算書(旧高岡町)		11/27	部分公開	第 7 条 第 2 号	議事調査課
456	11/19	請求	別紙社会福祉法人の H24 における「現況報告書」「事業活動収支計算書」「貸借対照表」「財産目録」 ※別紙 98 ヶ所	11/28	12/25	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 3 号	福祉総務課
457	11/20	請求	去川和石線道路改良工事(26 工区)の金入り設計書		11/27	公開		高岡・建設課
458	11/20	請求	去川和石線道路改良工事(26 工区)の金入り設計書		11/27	公開		高岡・建設課
459	11/20	請求	無田上橋橋梁整備工事(1 工区)の金入り設計書		11/25	公開		土木課
460	11/20	請求	準用河川産母川河川改修工事(但し下部工)の金入り設計書		11/25	公開		土木課
461	11/20	請求	柿木原岩知野線道路改良工事(14 工区)の金入り設計書		11/25	公開		土木課
462	11/20	請求	下那珂汚水幹線(25-8 工区)外下水道管布設工事の金入り設計書		11/29	公開		下水道整備課
463	11/20	請求	下那珂 2 号汚水幹線(25-1 工区)外下水道管布設工事の金入り設計書		11/22	公開		下水道整備課
464	11/20	請求	昭通通線(小戸之橋)旧橋撤去工事(1 工区) 昭通通線(小戸之橋)旧橋撤去工事(2 工区) 上記の金入り設計書		11/22	公開		市街地整備課
465	11/20	請求	宮崎港小学校屋外運動場解体工事 加納小学校外 14 校遊具及び体育施設撤去工事 上記の金入り設計書		11/27	公開		教委 企画 総務課
466	11/20	請求	H25.10.23 午後 3 時より実施した会議に係る 会議等報告書		12/2	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 3 号	農業委員会事務局

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
467	11/20	請求	H25.11.5 午後3時より実施した会議に係る会議等報告書		12/2	部分公開	第7条第2号及び第3号	廃棄物対策課
468	11/20	申出	宮崎広域都市計画事業 飯田土地区画整理事業 仮換地図(換地線のみ) 縮尺 1/500 宮崎市のうち、宮崎市〇〇〇番地が含まれると認められることが示される頁		11/27	部分公開	第7条第2号	区画整理課
469	11/20	申出	大淀処理場No.1 消火槽改築機械設備工事 宮崎処理場No.1 合流沈砂池機械設備改築工事 木花処理場水処理施設3池増設機械設備工事 上記の金入り設計書		11/26	公開		下水道施設課
470	11/20	申出	建築計画概要書 H25.4.1～直近		12/4	部分公開	第7条第2号	建築指導課
471	11/21	請求	木原2号汚水幹線(25-2工区)下水道管布設工事の金入り設計書		11/29	公開		下水道整備課
472	11/22	申出	H14.12.24 立会いの境界確認調書 宮崎市〇〇〇番地		12/11	部分公開	第7条第2号	用地管理課
473	11/22	請求	宮崎市民プラザにおける個人情報の取扱いに関する事項について・宮崎市民プラザの管理運営に関する基本協定書 個人情報取扱特記事項		12/6	公開		文化スポーツ課
474	11/22	請求	木花処理場用水・計装設備改築工事の金入り設計書		12/3	公開		下水道施設課
475	11/25	請求	飯田3号街区公園整備工事の金入り設計書		11/29	公開		公園緑地課
476	11/25	請求	青島参道南広場整備工事(広場造成工事)の金入り設計書		11/29	公開		公園緑地課
477	11/25	請求	宮崎市民プラザにおける個人情報の取扱いに関する事項について・宮崎市民プラザの管理運営に関する基本協定書 個人情報取扱特記事項		12/6	公開		文化スポーツ課
478	11/25	請求	コールセンターに係る委託業務職員一覧		11/27	公開		秘書課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
479	11/25	請求	建築概要書 市 326 号 H5.5.18 市 553 号 H6.6.3		12/9	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築指導課
480	11/25	申出	社会福祉法人〇〇〇会 H25.3、H24.3、H23.3 の資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表		11/28	公開		福祉総務課
481	11/25	申出	平成 25 年度自治会長名簿		12/2	非公開	第 7 条 第 3 号	地域コミュニティ課
482	11/26	請求	市役所 HP における上記法人の社会福祉法人〇〇〇会の施設情報(H22 の画面の写し)		12/9	部分公開	第 7 条 第 2 号	福祉総務課
483	11/26	申出	建築概要書 市 517 号 H9.7.7 市 1399 号 H7.11.6 市 1310 号 S57.9.28		12/9	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築指導課
484	11/27	申出	宮崎空港敷地の地番図 1/1000		12/11	公開		資産税課
485	11/27	請求	清武総合運動公園第1野球場改修工事のうち電気設備工事の金入り設計書		12/2	公開		公園緑地課
486	11/28	請求	宮崎駅西口拠点施設整備事業 ①基本協定書 ②基本協定書の地位承継に関する承諾について	12/12	12/26	部分公開	第 7 条 第 3 号	都市計画課
487	11/28	請求	①〇〇〇会社に係る届出書一式 ②宮崎市△△△番地 (株)□□□ 届出一式 ③宮崎市◇◇◇番地 (株)◎◎◎ 届出一式		12/10	部分公開	第 7 条 第 3 号 及び 不存在	市民税課
488	11/29	請求	戸敷市長 H24 旅行命令書の写し		12/13	公開		秘書課
489	11/29	請求	戸敷市長 H24 スケジュール一覧 (表敬・来客)		12/13	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 3 号	秘書課
490	11/29	請求	市営住宅飛江田団地 161 棟外壁改修工事の金入り設計書		12/4	公開		住宅課
491	11/29	請求	宮崎東小学校南校舎外壁改修工事の金入り設計書		12/4	公開		教委 企画 総務課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
492	12/2	請求	平成 25 年 11 月 1 日～11 月 30 日までに新規申請のあった理美容店リスト 店名、住所、TEL、申請者名 法人であれば法人名、住所、TEL リスト	12/16	12/17	公開		保健衛生課
493	12/2	請求	平成 25 年 11 月 1 日～11 月 30 日までに新規申請のあった飲食店リスト 店名、住所、TEL、申請者名 法人であれば法人名、住所、TEL リスト		12/6	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 3 号	保健衛生課
494	12/2	請求	広瀬北小学校ろ過機更新工事の 金入り設計書		12/6	公開		教委 企画 総務課
495	12/2	請求	瓜生野小学校ろ過機改修工事の 金入り設計書		12/6	公開		教委 企画 総務課
496	12/2	請求	清武総合運動公園第 1 野球場改修工事のうち 給排水衛生設備工事の金入り設計書		12/6	公開		公園 緑地課
497	12/2	請求	(仮称)広瀬中地区公民館整備工事のうち 空調換気設備工事の金入り設計書		12/11	公開		生涯 学習課
498	12/2	請求	(仮称)広瀬中地区公民館整備工事のうち 給排水衛生設備工事の金入り設計書		12/9	公開		生涯 学習課
499	12/2	請求	富吉浄水場薬注・電気棟新築工事のうち 機械設備工事の金入り設計書		12/5	公開		水道 施設課
500	12/2	請求	田野第 4 配水池追塩設備更新工事の金入り設計書		12/5	公開		水道 施設課
501	12/2	申出	宮崎市が契約する火災、障害、賠償責任保険の保険証券、承認証及び保険の目的明細書 (H25 分)		12/17	部分公開	第 7 条 第 3 号	総務 法制課
502	12/3	請求	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく建物解体工事の届出 H25.11.1～H25.11.30		12/13	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築 指導課
503	12/3	申出	建築計画概要書 市 55 号 (H14.4.18) 宮崎市〇〇〇番地		12/9	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築 指導課
504	12/4	請求	H25.12.2 に納税管理課職員が請求者に対して読み上げた文書とその起案文書		12/4	非公開	不存在	納税 管理課
505	12/4	申出	建築計画概要書 H25SHC-H451007 号 H25.11.18 付		12/9	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築 指導課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
506	12/4	申出	建築計画概要書 H25.4.1～直近		12/9	部分公開	第7条 第2号	建築指導課
507	12/5	請求	下北方浄水場洗浄水補給設備更新工事の 当初金入り設計書		12/10	公開		水道施設課
508	12/5	請求	下北方配水池築造工事の当初金入り設計書		12/10	公開		水道施設課
509	12/5	請求	七野配水池建設工事の当初金入り設計書		12/10	公開		水道施設課
510	12/5	請求	H25.11.1～H25.11.30 新規で営業許可を取得した飲食店の一覧 屋号、所在地、申請者名、業種、電話番号、許 可年月日、許可満了日(自動販売機、露店営業 を除く)		12/6	部分公開	第7条 第2号 及び 第3号	保健衛生課
511	12/5	申出	宮崎市内で H25.11.1～H25.11.30 までの新規飲 食店営業許可を取得した施設 移動、臨時、自 販機は除く 屋号、申請者氏名、営業所在地、 営業所電話番号、許可年月日、許可期間、業種		12/6	部分公開	第7条 第2号 及び 第3号	保健衛生課
512	12/5	申出	食品衛生法に基づく営業許可施設台帳 地域:宮崎市内全域 対象:飲食店営業(25.11.1～25.11.30 新規) 内容:屋号、営業所在地、営業電話番号、申請 者氏名、初許可年月日、細分業種		12/9	部分公開	第7条 第2号 及び 第3号	保健衛生課
513	12/9	請求	建築計画概要書 No.379、870、1836、29、1414、3309、7、1807、 1613、661、2056、1707、2358、869、2647、268		12/10	部分公開	第7条 第2号 及び 第3号	建築指導課
514	12/9	請求	灰ヶ野堀口線道路改良工事の金入り設計書		12/12	公開		田野・建設課
515	12/10	請求	宮崎市が保有する 100 m ² 以上の普通財産のうち、地目は田、畑、宅地、雑種地の土地の台帳		12/11	部分公開	第7条 第2号	管財課
516	12/10	請求	H24.9.21 入札に伴う開札調書「自動車騒音常時 監視業務」 H24.1.17 入札に伴う開札調書「自動車騒音常時 監視業務」 H23.2.3 入札に伴う開札調書「自動車騒音常時 監視業務」		12/12	部分公開	第7条 第6号	環境保全課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
517	12/11	請求	昭通通線(小戸之橋)旧橋撤去工事(3工区)の金入り設計書		12/18	公開		市街地整備課
518	12/11	請求	宮崎市田野総合福祉館に関する基本協定書 宮崎市田野総合福祉館管理業務の実施に係る収支決算書(H23,H24)		12/16	公開		福祉総務課
519	12/11	請求	宮崎市内の薬局の一覧 ・所在地、名称、開設者、電話		12/17	公開		保健医療課
520	12/12	請求	昭通通線(小戸之橋)旧橋撤去工事(3工区)の金入り設計書		12/18	公開		市街地整備課
521	12/12	請求	木原2号汚水幹線(25-2工区)下水道管布設工事の金入り設計書		12/25	公開		下水道整備課
522	12/12	請求	飯田土地区画整理事業6-42号線道路築造工事(但し排水工)の金入り設計書		12/25	公開		区画整理課
523	12/13	請求	宮崎駅西口拠点施設整備事業における、基本協定書等の地位継承に関する承諾について(真性)及び同承諾書		12/16	公開		都市計画課
524	12/13	請求	H22年第102号事業用定期借地権設定契約公正証書(正本)		12/19	公開		都市計画課
525	12/16	請求	平成25年11月12日~12月15日まで理美容営業確認を取得した者の 店名、住所、TEL、申請者名。法人であれば法人名、住所、TEL。指令番号、確認年月日。		12/25	公開		保健衛生課
526	12/16	請求	平成25年11月12日~12月15日までに飲食店営業許可を新規で取得した者の 店名、住所、TEL、申請者名。法人であれば法人名、住所、TEL。指令番号、確認年月日。		12/18	部分公開	第7条第2号	保健衛生課
527	12/16	請求	建築計画概要書 No.916、1254、1327、1611、524、3246、1645、3509、2501、551、1348、1942、20、2171、2157、1389、1157、736、723、11		12/19	部分公開	第7条第2号及び第3号	建築指導課
528	12/16	請求	建築計画概要書 No.1061、200、18、832、1132、599、542、819、1773、1494、2116、3506、1181、1160、1872、57、3703、14、695		12/19	部分公開	第7条第2号及び第3号	建築指導課
529	12/16	請求	有床診療所の名称、住所一覧		12/25	公開		保健医療課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
530	12/17	請求	H25 公設合併処理浄化槽設置工事施行及び設置浄化槽メーカー		12/18	公開		廃棄物対策課
531	12/17	請求	H24 ○○○自治会補助金申請交付申請書一式 H24 宮崎市自治会補助金 補助金等交付決定書(○○○自治会分)		12/24	部分公開	第7条第2号及び第3号	地域コミュニティ課
532	12/18	申出	建築計画概要書 ERI13050659 H25.11.19		12/27	部分公開	第7条第2号	建築指導課
533	12/18	申出	建築計画概要書 H25.4.1～直近		12/27	部分公開	第7条第2号	建築指導課
534	12/19	申出	H26.2.5 任期満了の宮崎市長選挙「公営選挙ポスター掲示場」業務の委託金額と業者名		2/2	公開		選挙管理委員会事務局
535	12/26	申出	有料老人ホームの重要事項説明書における、居室の面積が記載されている頁		1/7	公開		長寿支援課
536	12/26	請求	H25.12.24 実施の「宮崎市災害時備蓄品(サバイバルブランケット)の購入」の仕様書及び入札結果		12/27	公開		契約課
537	1/6	請求	H25.12.1～H25.12.31 新規で営業許可を取得した飲食店営業許可施設 屋号、所在地、申請者名、業種、電話番号、許可年月日、許可満了日(自動販売機、露店営業を除く)		1/14	部分公開	第7条第2号及び第3号	保健衛生課
538	1/6	請求	平成25年12月1日～12月31日までに新規許可を取得した飲食店リスト 店名、住所、TEL、申請者名 法人であれば法人名、住所、TEL リスト。		1/14	部分公開	第7条第2号及び第3号	保健衛生課
539	1/6	請求	平成25年12月1日～12月31日までに新規申請のあった理美容店リスト 店名、住所、TEL、申請者名 法人であれば法人名、住所、TEL リスト。		1/15	公開		保健衛生課
540	1/6	請求	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく建物解体工事の届出 H25.12.1～H25.12.31		1/14	部分公開	第7条第2号	建築指導課
541	1/6	請求	H25 下北方浄水場及び富吉浄水場外草刈庭園管理業務委託の金入り設計書		1/15	部分公開	第7条第6号	浄水課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
542	1/7	請求	歯科技工士法に基づく開設者氏名、歯科技工所の名称、住所、電話番号の一覧		1/14	公開		保健医療課
543	1/7	請求	宮崎市内において H25.10.1～H25.12.31、理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、旅館業法、公衆浴場業法に基づく開設届出のあったもの又は営業許可を取得した者の屋号、住所、電話番号		1/16	公開		保健衛生課
544	1/7	請求	宮崎市内において H25.10.1～H25.12.31、食品衛生法に基づく営業許可を取得した者の屋号、住所、電話番号、業種		1/16	部分公開	第7条第2号及び第3号	保健衛生課
545	1/8	請求	青島参道南広場整備工事(園路整備工事)の金入り設計書		1/15	公開		観光課
546	1/8	申出	食品衛生法に基づく営業許可施設台帳 地域:宮崎市内全域 対象:飲食店営業(25.12.1～25.12.31 新規) 内容:屋号、営業所在地、営業電話番号、申請者氏名、初許可年月日、細分業種		1/14	部分公開	第7条第2号及び第3号	保健衛生課
547	1/8	申出	建築計画概要書 H25.4.1～直近		1/20	部分公開	第7条第2号	建築指導課
548	1/8	申出	建築計画概要書 H25SHC-H451013 H25.12.3 付 宮崎市 第629号 H25.12.11 付 宮崎市 第636号 H25.12.13 付		1/20	部分公開	第7条第2号	建築指導課
549	1/8	請求	営業許可台帳 ・宮崎市〇〇〇番地 有限会社△△△ ・宮崎市□□□番地 ◇◇◇		1/15	部分公開	第7条第2号及び第3号	保健衛生課
550	1/8	申出	宮崎市内で H25.12.1～H25.12.31 新規に飲食店営業許可を取得した施設(移動、臨時、自販機は除く) 屋号、申請者氏名、営業所在地、営業所電話番号、許可年月日、許可期間、業種		1/14	部分公開	第7条第2号及び第3号	保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
551	1/9	請求	宮崎市内で H25.9.12 から H26.1.10 までに新規確認を受けた理美容所の次の事項 ・営業所の住所、電話番号、屋号 ・開設者の住所(法人のみ)、電話番号(法人のみ)、開設者名または法人名、代表者名		1/17	公開		保健衛生課
552	1/15	請求	宮崎市水道施設等運転管理業務委託に係る1次・2次審査の参加事業者毎評価項目点数		1/27	部分公開	第7条第6号	浄水課
553	1/15	請求	城ヶ崎北街公園外園路整備工事の金入り設計書		1/22	公開		公園緑地課
554	1/15	請求	下北方浄水場及び富吉浄水場外草刈庭園管理業務委託の金入り設計書		1/17	部分公開	第7条第6号	浄水課
555	1/15	請求	宮崎処理場外造園管理業務委託 大淀処理場外造園管理業務委託 上記の金入り設計書		1/28	部分公開	第7条第6号	下水道施設課
556	1/15	請求	花ヶ島山崎線道路改良工事(7工区)但し仮設道路工の金入り設計書		1/16	公開		土木課
557	1/15	請求	(仮称)広瀬中地区公民館整備工事のうち建築主体工事の金入り設計書		1/28	公開		生涯学習課
558	1/16	請求	建築相談受付票(H25.10.29 付)		1/24	部分公開	第7条第3号	建築指導課
559	1/16	請求	「住所新築届」「住居表示台帳」(2013.10.1～2013.12.31)付定のあった、宮崎市住居表示に関する条例の第3条、宮崎市住居表示に関する条例施行規則第3条にもとづき、届出のあったもの。		1/23	部分公開	第7条第2号	区画整理課
560	1/16	請求	平成25年12月16日～平成26年1月15日までに理美容営業確認を取得した者の店名、住所、TEL、申請者名。法人であれば法人名、住所、TEL。指令番号、確認年月日。		1/27	公開		保健衛生課
561	1/16	請求	平成25年12月16日～平成26年1月15日までに飲食店営業を新規取得した施設の店名、住所、TEL、申請者名。法人であれば法人名、住所、TEL。指令番号、確認年月日。		1/24	部分公開	第7条第2号	保健衛生課
562	1/17	申出	H25.4.1～H25.12.31 申請のあった宮崎市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の住居新築届、住居表示台帳		1/29	部分公開	第7条第2号	都市計画課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
563	1/17	申出	H25.10.1～H25.12.31 飲食店営業の新規許可取得した者の 屋号、住所、電話番号、氏名、申請者の住所、 申請者電話、営業許可年月日		1/24	部分公開	第7条 第2号 及び 第3号	保健 衛生課
564	1/17	請求	宮崎西中学校屋内運動場屋根防水改修工事の 金入り設計書		1/22	公開		教委 企画 総務課
565	1/20	申出	宮崎市管轄の薬事法に基づく許可業者一覧 ・薬局・特例販売業・店舗販売業 許可業種、店舗名称、所在地、電話番号、開設 者名、休止情報		1/24	公開		保健 医療課
566	1/20	請求	下北方配水池築造工事の金入り設計書		1/23	公開		水道 施設課
567	1/20	請求	大瀬町浄水場用地売買に関する伺い		1/29	公開		経営 戦略課
568	1/20	請求	本郷雨水幹線外草刈等業務委託の金入り 設計書		1/23	部分公開	第7条 第6号	土木課
569	1/20	請求	市営住宅樹木剪定外管理業務委託(大淀川 以北)の金入り設計書		1/23	部分公開	第7条 第6号	住宅課
570	1/20	請求	中央東地区都市公園等維持修繕工事の 金入り設計書		1/24	部分公開	第7条 第6号	公園 緑地課
571	1/21	請求	稗原通線交差点証明設置工事(1工区)の 金入り設計書		1/30	公開		区画 整理課
572	1/21	請求	行政書士△△△が申請したH17以降の農地法 第3条、4条、5条の許可申請件数について		1/24	公開		農業委員 会事務局
573	1/21	請求	旧大瀬町浄水場用地売却に関する資料 ・契約書(土地の売却、竹林の伐採) ・竹林の伐採の経緯が分かる資料 ・売却の経緯が分かる資料 ・土地の地番が分かるもの		2/3	部分公開	第7条 第3号	経営 戦略課
574	1/21	申出	建築計画概要書 H25.4.1～直近		1/31	部分公開	第7条 第2号	建築 指導課
575	1/22	請求	宮納 134号 1 宮納 134号 2 宮納 134号 3 上記の起案書		1/29	部分公開	第7条 第2号	納税 管理課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
576	1/22	請求	H25 錦町通線外 39 線街路樹維持管理業務委託の金入り設計書		1/27	部分公開	第 7 条 第 6 号	道路維持課
577	1/22	請求	下北方浄水場及び富吉浄水場外草刈庭園管理業務委託の金入り設計書		1/27	部分公開	第 7 条 第 6 号	浄水課
578	1/22	請求	橘公園管理業務委託の金入り設計書		1/30	部分公開	第 7 条 第 6 号	公園緑地課
579	1/27	請求	「宮崎市〇〇〇番地」 行政書士△△△が H20 以降に申請代理または申請代行あるいは書類作成した都市計画法第 29 条、第 43 条、都市計画法許可不要協議の各許可申請等の件数について		2/7	公開		開発指導課
580	1/27	請求	清武総合運動公園第 1 野球場改修工事(1 工区建築主体工事)の金入り設計書		2/3	公開		公園緑地課
581	1/27	請求	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく建物解体工事の届出 (宮崎市〇〇〇番地～△△△番地)		2/4	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築指導課
582	1/27	請求	宮崎市〇〇〇番地、△△△番地、□□□番地、◇◇◇番地、◎◎◎番地、☆☆☆番地 H24 以降の道路使用許可申請		2/3	非公開	不存在	道路維持課
583	1/27	申出	S7 宮崎市地図		1/29	公開		都市計画課
584	1/28	請求	H26.1.7 に実施した〇〇〇立入り検査の結果、通知した文書「介護老人福祉施設の事故報告に係る改善について(勧告)」、「復命書」、「勧告事項改善報告書」		2/7	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 3 号	介護保険課
585	1/28	請求	東部第二土地区画整理事業宮崎インター佐土原線交差点舗装工事の金入り設計書		2/4	公開		区画整理課
586	1/28	請求	下那珂地区学習等供用施設屋根防水改修工事の金入り設計書		2/3	公開		地域コミュニティ課
587	1/28	請求	宮崎市総合福祉保健センター玄関屋根防水改修工事の金入り設計書		2/7	公開		福祉総務課
588	1/31	請求	建築計画概要書 No.823、982、822、1033、660		2/4	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築指導課
589	2/3	申出	西池小学校 S48 年度～H25 年度のクラス担任一覧表(名簿)		2/12	部分公開	第 7 条 第 2 号	学校教育課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
590	2/3	申出	H26.1.1・施術所名称、所在地、郵便番号 ・出張を専門に届け出ている個人の総数		2/6	公開		保健医療課
591	2/3	請求	平成26年1月1日～1月31日までに新規許可を取得した飲食店リスト 店名、住所、TEL、申請者名 法人であれば法人名、住所、TEL		2/13	部分公開	第7条第2号及び第3号	保健衛生課
592	2/3	請求	平成26年1月1日～1月31日までに新規申請のあった理美容店リスト 店名、住所、TEL、申請者名 法人であれば法人名、住所、TEL		2/14	公開		保健衛生課
593	2/3	請求	平成26年1月1日～1月31日までに新規営業許可取得のあった整骨院・接骨院リスト 店名、住所、TEL、申請者名 法人であれば法人名、住所、TEL リスト		2/12	公開		保健医療課
594	2/3	申出	S56 都市計画現況図(1/2500) S60 都市計画現況図(1/2500) H3 都市計画現況図(1/2500) 地番:宮崎市〇〇〇番地周辺		2/13	公開		都市計画課
595	2/3	請求	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく建物解体工事の届出 H26.1.1～H26.1.31		2/6	部分公開	第7条第2号	建築指導課
596	2/4	申出	食品衛生法に基づく営業許可施設台帳 地域:宮崎市内全域 対象:飲食店営業(26.1.1～26.1.31 新規) 内容:屋号、営業所在地、営業電話番号、申請者氏名、初許可年月日、細分業種		2/13	部分公開	第7条第2号及び第3号	保健衛生課
597	2/4	請求	建築指導課所管のH26.4 着工予定のマンション(建築主:〇〇〇、建築業者:△△△建設工業)に係る建築確認及びその他全部、(業者提出書類及び市の審査チェック書類)一切の書類		2/17	部分公開	第7条第2号及び第3号	建築指導課
598	2/4	請求	建築概要書 市 1646 号(H7.12.11) 市 1101 号(S58.9.13)		2/7	部分公開	第7条第2号	建築指導課
599	2/5	請求	物品登録業者名簿のうち ・理科医科機械器具業者のリスト ・医薬品業者のリスト		2/6	公開		契約課
600	2/5	請求	生目の杜の土地取得に係る土地価値が解る資料		2/18	非公開	不存在	公園緑地課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
601	2/5	請求	大淀川市民緑地トイレ整備事業(下小松地区) ・工作物設置理由書及び場所選定の経緯書 ・隣接地地権者との交渉経緯書 ・工事設計書 ・関係者への説明経緯書 ・関係者の同意書		2/18	部分公開	第7条 第2号	公園 緑地課
602	2/5	申出	建築計画概要書 H25.4.1～直近		2/18	部分公開	第7条 第2号	建築 指導課
603	2/5	申出	建築計画概要書 宮崎市 第677号 H26.1.16付 " 第686号 H26.1.17付 " 第698号 H26.1.29付		2/18	部分公開	第7条 第2号	建築 指導課
604	2/6	申出	宮崎市内でH26.1.1～H26.1.31までの新規飲食 店営業許可を取得した施設 移動、臨時、自販機は除く 屋号、申請者氏名、営業所在地、営業所電話番号、許可年月日、許可期間、業種		2/13	部分公開	第7条 第2号 及び 第3号	保健 衛生課
605	2/6	請求	H26.1.1～H26.1.31 新規で営業許可を取得した飲食店の一覧 屋号、所在地、申請者名、業種、電話番号、許可年月日、許可満了日(自動販売機、露店営業を除く)		2/13	部分公開	第7条 第2号 及び 第3号	保健 衛生課
606	2/6	請求	宮崎市の固定資産税評価に関する地図システムのデータ更新業者の委託に係る契約書		2/7	部分公開	第7条 第3号	資産税課
607	2/7	申出	H25.11.1～H26.1.31申請のあった宮崎市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の住居新築届及び住居表示台帳		2/19	部分公開	第7条 第2号	区画 整理課
608	2/7	請求	仮称)新相生橋配水管橋梁添架工事の 金入り設計書		2/14	公開		水道 整備課
609	2/12	請求	H22 宮崎市公園管理用機械等整備交付金 (青島歴史文化の広場公園愛護会) 補助金等交付規則に係る関係書類、様式第1号、第2号、第4号、第5号 ※様式第1号に関する申請理由が判る書類等		2/17	部分公開	第7条 第2号	公園 緑地課
610	2/13	申出	第一種動物取扱業者登録簿(申出日時点)		2/17	公開		保健 衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
611	2/18	申出	建築計画概要書 H25.4.1～直近		3/4	部分公開	第7条 第2号	建築指導課
612	2/18	申出	建築計画概要書 ERI130616632号 H26.1.16付		3/4	部分公開	第7条 第2号	建築指導課
613	2/19	請求	〇〇〇自治会の自治会に対する補助金に関する住民監査請求の回答書		2/20	部分公開	第7条 第2号 及び 第3号	監査事務局
614	2/19	申出	宮崎市〇〇〇番地周辺 S40航空写真		2/21	公開		都市計画課
615	2/20	請求	H24.4.3付で納税管理課長が発行した回答書の写し		3/3	公開		納税管理課
616	2/20	請求	宮資第152号(H24.11.29付) 任意公開回答書一式		3/3	公開		資産税課
617	2/20	請求	宮資第317号(H24.3.20付) 宮崎市〇〇〇番地 土地の地籍測量図		3/3	公開		資産税課
618	2/21	請求	宮崎市資産税課が発行している 宮資第21号(H24.4.10付)公開決定書面一式		3/3	公開		資産税課
619	2/21	請求	(仮称)新相生橋配水管橋梁添架工事の 金入り設計書		2/28	公開		水道整備課
620	2/21	請求	食品営業許可台帳一覧(H26.2.21) ・屋号、申請者、電話、住所、業種 菓子製造業外		2/27	部分公開	第7条 第2号 及び 第3号	保健衛生課
621	2/21	請求	H22.2.18付で退任された副市長に係る事務引継書(建設部、都市整備部、観光商工部)		3/7	公開		総務法制課
622	2/25	請求	宮崎市〇〇〇ビルの底地の財産台帳		2/25	公開		管財課
623	2/25	請求	宮崎市の指定介護サービス事業者のうち、下記の事業者の届出申請関係書類 ①〇〇〇デイサービスセンター(特別養護老人ホーム△△△)、②□□□、③医療法人◇◇◇、④グループホーム◎◎◎		3/10	部分公開	第7条 第2号	介護保険課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
624	2/25	請求	南部地区道路舗装維持修繕工事(前期) 北部 " " 西部 " の金入り設計書		3/5	公開		道路維持課
625	2/25	請求	H24 年度宮崎市ケーブルテレビエリア拡大事業補助金交付要綱		2/27	公開		情報政策課
626	2/25	請求	災害時の放送内容に係る ・宮崎ケーブルテレビ等の緊急放送協定書 ・防災情報啓発ビデオ作成に係る契約書		2/28	部分公開	第7条第3号	危機管理課
627	2/25	請求	宮崎市議会(本会議放送料)一式に係る委託料契約書 インターネット配信業務一式(委託契約書)		2/28	部分公開	第7条第3号	議事調査課
628	2/26	請求	〇〇〇工業による△△△開発における変更許可書類に係る図面以外の文書		2/28	部分公開	第7条第2号	開発指導課
629	2/28	請求	宮都シレイ2-6号(H12.6.26) 〇〇〇擁壁の構造図面		3/6	公開		開発指導課
630	3/3	請求	・生目の杜遊古館植栽管理業務委託 ・佐土原歴史資料館花しょうぶ園育成管理業務委託の金入り設計書		3/7	部分公開	第7条第6号	文化財課
631	3/3	請求	・宮崎処理場外造園管理業務委託 ・大淀処理場外造園管理業務委託 上記の金入り設計書		3/11	部分公開	第7条第6号	下水道施設課
632	3/3	請求	二次配水施設除草清掃及び植栽管理業務委託の金入り設計書		3/12	部分公開	第7条第6号	水道施設課
633	3/3	請求	(仮称)大瀬浄水場用地草刈業務委託(その2)の金入り設計書		3/11	部分公開	第7条第6号	経営戦略課
634	3/3	請求	市保健所・中央保健センター植栽管理業務委託の金入り設計書		3/14	部分公開	第7条第6号	保健医療課
635	3/3	請求	・中央卸売市場植木管理業務委託 ・中央卸売市場植栽管理業務委託 上記の金入り設計書		3/5	部分公開	第7条第6号	市場課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
636	3/3	請求	<ul style="list-style-type: none"> ・H25 都市公園等管理業務委託 ・石崎川ふれあい公園外 1 公園管理業務委託 ・宝塔山公園管理業務委託 ・市道佐土原駅那珂線外 9 線樹木管理業務委託 ・市道テクノリサーチパーク線外 5 線樹木管理業務委託 ・市道大吹田久峰通線外 7 線樹木管理業務委託 上記の金入り設計書		3/5	部分公開	第 7 条 第 6 号	佐土原・建設課
637	3/3	請求	宮崎市教育情報研修センター植栽管理業務委託の金入り設計書		3/11	部分公開	第 7 条 第 6 号	教育情報研修センター
638	3/3	請求	<ul style="list-style-type: none"> ・国道 220 号外 2 路線植栽管理業務委託 ・曾山寺花壇草花植付業務委託 ・橘公園花壇(市役所前)草花植付業務委託 ・二葉街区公園外 4 ヶ所草花植付業務委託 ・橘公園花壇(ホテル前)草花植付業務委託 ・橘公園花壇(花まち公社前)外 2 箇所草花植付業務委託 上記の金入り設計書		3/11	部分公開	第 7 条 第 6 号	景観課
639	3/3	請求	<ul style="list-style-type: none"> ・大淀川市民緑地管理業務委託(桜堤) ・大淀川市民緑地芝生管理業務委託(親水公園) ・後田川緑道管理業務委託 ・都市公園等管理業務委託(生日台公園外) ・都市公園等管理業務委託(天神山公園外) ・宮崎中央公園等管理業務委託 ・都市公園等管理業務委託(垂水公園外) ・都市公園等管理業務委託(出口水公園外) ・都市公園等管理業務委託(大塚台公園外) ・橘公園芝生管理業務委託 ・蓮ヶ池史跡公園管理業務委託 ・橘公園管理業務委託 ・都市公園等管理業務委託(木花公園外) ・生日古墳群史跡公園等管理業務委託 ・大淀川市民緑地管理業務委託(水辺の楽校) ・都市公園等管理業務委託(郡司分公園外) ・西部地区都市公園等維持修繕工事(単価契約) 上記の金入り設計書		3/10	部分公開	第 7 条 第 6 号	公園緑地課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
640	3/3	請求	市営住宅跡地草刈業務の金入り設計書		3/5	部分公開	第7条 第6号	住宅課
641	3/3	請求	<ul style="list-style-type: none"> ・大塚台1号線外14線草刈業務委託 ・大塚台2号線外8線草刈業務委託 ・大塚台4号線外6線草刈業務委託 ・学園通線外12線草刈業務委託 ・希望ヶ丘1の3号線外13線草刈業務委託 ・生目的野線外23線草刈業務委託 ・大塚下川原線外6線草刈業務委託 ・生目台東4丁目5号線外23線草刈業務委託 ・下江上畑線外20線草刈業務委託 ・小松台南27号線外18線草刈業務委託 ・下北方松橋線外35線草刈業務委託 ・鍋ヶ谷相ヶ迫線外22線草刈業務委託 ・南宮崎駅東通線外17線街路樹維持管理業務委託 ・大塚台1号線外45線街路樹維持管理業務委託 ・大島通線外19線外街路樹維持管理業務委託 ・生目台通線外31線街路樹維持管理業務委託 ・錦町通線外36線街路樹維持管理業務委託 ・学園通線外61線街路樹維持管理業務委託 ・駅東通線外2路線草花植栽業務委託 ・清武通線外2路線草花植栽業務委託 ・一ツ葉通線外4路線草花植栽業務委託 ・錦町通線外2路線草花植栽業務委託 上記の金入り設計書		3/5	部分公開	第7条 第6号	道路維持課
642	3/3	請求	<ul style="list-style-type: none"> ・大宮2号雨水幹線外草刈等業務委託 ・本郷雨水幹線外草刈等業務委託 ・大谷雨水ポンプ場外造園管理業務委託 ・五十鈴川外22箇所河川維持工事 上記の金入り設計書		3/11	部分公開	第7条 第6号	土木課
643	3/3	請求	<ul style="list-style-type: none"> ・祇園スポーツパーク植栽維持管理業務委託 ・生目の杜運動公園植栽管理業務委託 上記の金入り設計書		3/7	部分公開	第7条 第6号	文化スポーツ課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
644	3/3	請求	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生処理センター造園管理業務委託 ・旧衛生処理センター跡地草刈業務委託 ・南部環境美化センター造園管理業務委託 ・たらのき台不燃物埋立場造園管理業務委託 ・萩の台汚水処理場除草業務委託 上記の金入り設計書		3/7	部分公開	第7条 第6号	廃棄物 対策課
645	3/3	請求	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎等樹木維持管理及び花壇管理業務委託 ・松橋駐車場樹木管理業務委託 ・田野総合支所外樹木管理業務委託 ・高岡総合支所外樹木管理業務委託 ・清武総合支所外樹木管理業務委託 上記の金入り設計書		3/14	部分公開	第7条 第6号	管財課
646	3/3	申出	<ul style="list-style-type: none"> ①H25.6.14 宮開指令第35号における開発登録簿 ②①に係る土地利用計画図 ③道路造成計画平面図 ④宮崎市△△△番地及び宮崎市□□□番地の分筆に関する書類 		3/13	部分公開	第7条 第6号	開発 指導課
647	3/3	請求	平成26年2月1日～2月28日までに新規許可を取得した飲食店リスト。 店名、住所、TEL、申請者名 法人であれば法人名、住所、TELリスト		3/11	部分公開	第7条 第2号 及び 第3号	保健 衛生課
648	3/3	請求	平成26年2月1日～2月28日までに新規申請のあった理美容店リスト。 店名、住所、TEL、申請者名。 法人であれば法人名、住所、TELリスト。		3/13	公開		保健 衛生課
649	3/4	申出	社会福祉法人〇〇〇の決算書類一式 H22、H23、H24		3/5	部分公開	第7条 第2号 及び 第3号	福祉 総務課
650	3/4	請求	H26.2.1～H26.2.28 新規で営業許可を取得した飲食店の一覧 屋号、所在地、申請者名、業種、電話番号、許可年月日、許可満了日(自動販売機、露店営業を除く)		3/11	部分公開	第7条 第2号 及び 第3号	保健 衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
651	3/4	請求	・H25 清武総合運動公園ー 2 野球場グラウンド改修工事(2 工区) ・H25 生目の杜多目的グラウンドB改修工事 上記の金入り設計書		3/7	公開		公園 緑地課
652	3/4	請求	H25 宮崎市総合福祉保健センター玄関屋根防水改修工事の金入り設計書		3/14	公開		福祉 総務課
653	3/5	請求	社会福祉法人〇〇〇の財務諸表(H24)、貸借対照表、キャッシュフロー、事業収支計算書		3/6	公開		福祉 総務課
654	3/5	申出	建築計画概要書 H25.4.1～直近		3/18	部分公開	第7条 第2号	建築 指導課
655	3/5	申出	建築計画概要書 CIA02080号 H26.2.10付 宮崎市748号 H26.2.25付		3/18	部分公開	第7条 第2号	建築 指導課
656	3/5	申出	宮崎市内でH26.2.1～H26.2.28までの新規飲食店営業許可を取得した施設 移動、臨時、自販機は除く 屋号、申請者氏名、営業所在地、営業所電話番号、許可年月日、許可期間、業種		3/11	部分公開	第7条 第2号 及び 第3号	保健 衛生課
657	3/6	請求	中央西地区都市公園等維持修繕工事(単価契約)の金入り設計書		3/17	部分公開	第7条 第6号	公園 緑地課
658	3/6	申出	「宮崎市水道施設等運転管理委託業務」 参加事業者の採点結果		3/18	部分公開	第7条 第6号	浄水課
659	3/7	請求	H24 田野浄化センター外通信運搬費(NTT、水神) 田野浄化センター外消防設備点検業務費 H24 田野浄化センター外燃料費(プロパンガス料金) 田野浄化センター外光熱水費(水道料金)H24 北汚水中継ポンプ場 光熱水費(水道料金)H24 下倉永・浮田中継ポンプ場通信運搬費(NTT、水神) 下倉永・浮田中継ポンプ場光熱水費(水道料金) 加納汚水中継ポンプ場通信運搬費(NTT、水神) 加納汚水中継ポンプ場消防設備点検業務費 加納汚水中継ポンプ場光熱水費(水道料金) H25 下倉永・浮田中継ポンプ場消防設備点検業務費		3/13	部分公開	第7条 第3号	下水道 施設課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
660	3/7	請求	H24 佐土原浄化センター通信運搬費(NTT、水神) 佐土原浄化センター管理棟機械警備業務委託 佐土原浄化センター外消防設備点検業務費 佐土原浄化センター燃料費(プロパンガス料金) 佐土原浄化センター光熱水費(水道料金)H24 上記の決算額		3/13	部分公開	第7条 第3号	下水道 施設課
661	3/7	申出	食品衛生法に基づく営業許可施設台帳 地域:宮崎市内全域 対象:飲食店営業(26.2.1~26.2.28 新規) 内容:屋号、営業所在地、営業電話番号、申請者氏名、初許可年月日、細分業種		3/11	部分公開	第7条 第2号 及び 第3号	保健 衛生課
662	3/11	請求	東部第二土地区画整理事業 8-11号線外道路築造及び7号水路工事の 金入り設計書		3/20	公開		区画 整理課
663	3/12	請求	法人設立変更等申告書及び現在事項全部証明書 ・〇〇〇会社 ・△△△株式会社(異動届出書)一式		3/19	部分公開	第7条 第3号	市民税課
664	3/12	申出	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況 等届出書の H24 データ		3/17	公開		廃棄物 対策課
665	3/12	申出	宮崎市管内全ての防火対象物一覧 (所在、対象物の名称、用途、建築面積、高さ、 階数、使用開始日)		3/25	公開		予防課
666	3/12	請求	施設名称 〇〇〇 施設住所 △△△ 上記施設にかかる、営業所名称、住所、営業者 氏名、許可年月日、許可の有無		3/18	公開		保健 衛生課
667	3/13	請求	平成26年1月1日~平成26年2月28日まで に理美容営業確認を取得した者の 店名、住所、TEL、申請者名。法人であれば法 人名、住所、TEL、指令番号、確認年月日。		3/19	公開		保健 衛生課
668	3/13	請求	平成26年1月1日~平成26年2月28日まで に営業許可を新規取得した施設 店名、住所、TEL、申請者名。法人であれば法 人名、住所、TEL、指令番号、確認年月日。		3/19	部分公開	第7条 第2号	保健 衛生課
669	3/14	請求	住宅型有料老人ホーム〇〇〇 届出当時から現在までの管理規程		3/19	公開		長寿 支援課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
670	3/14	請求	平成26年3月1日～3月13日までに新規申請のあった理美容店リスト 店名、住所、TEL、申請者名 法人であれば法人名、住所、TELリスト。		3/27	公開		保健衛生課
671	3/14	請求	平成26年3月1日～3月13日までに新規許可を取得した飲食店 店名、住所、TEL、申請者名 法人であれば法人名、住所、TELリスト		3/18	部分公開	第7条第2号及び第3号	保健衛生課
672	3/14	請求	施設名称 ○○○ 施設住所 △△△ 上記施設にかかる、住所、営業者氏名、許可年月日、許可の有無		3/18	部分公開	第7条第2号及び第3号	保健衛生課
673	3/14	申出	第一種動物取扱業者登録簿 H26.3.18 現在 (事業所名称、住所、登録の種類、動物取扱責任者、動物の種類)		3/19	公開		保健衛生課
674	3/17	請求	・H25 公設合併処理浄化槽設置工事(25-3008) ・H25 公設合併処理浄化槽設置工事(○○○邸)の上記の金入り設計書		3/17	公開		廃棄物対策課
675	3/17	請求	○○○自治公民館建設補助金に関する「申請書」及び「決定書」並びに「報告書」「確定通知書」他申請書類一式		3/18	部分公開	第7条第2号及び第3号	地域コミュニティ課
676	3/19	申出	宮崎市における食品衛生法に基づく許可を新たに取得した全ての業種の施設 店名、店住所、店電話番号、申請者名、許可日、許可満了日、業種 但し、廃業施設は除く(2013/4/1～2014/2/28)		3/28	部分公開	第7条第2号及び第3号	保健衛生課
677	3/19	申出	H12.11.21 付宮都指令第6号31の既存宅地確認書及びその土地の所在、地番が分かる分筆地形図		3/24	部分公開	第7条第2号	開発指導課
678	3/19	請求	久峰中学校北校舎外壁改修工事の金入り設計書		3/28	公開		教委企画総務課
679	3/19	請求	南部土地区画整理事業記念体育館天井改修工事の金入り設計書		3/31	公開		文化スポーツ課
680	3/19	請求	宮崎環境整備公社と市との間の職員派遣に関する協定書(H16)		3/27	公開		人事課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
681	3/19	請求	H21.3.26 宮崎県環境整備公社定例理事会に出席した際の会議録		3/28	公開		廃棄物対策課
682	3/19	申出	建築計画概要書 H25.4.1～直近		3/31	部分公開	第7条 第2号	建築指導課
683	3/20	請求	上田島1号汚水圧送管(25-2工区)外下水道管布設工事の金入り設計書		3/31	公開		下水道整備課
684	3/20	請求	H24 南原3号街区公園整備工事 H23 宮崎中央公園管理業務委託 上記の金入り設計書		3/25	部分公開	第7条 第6号	公園緑地課
685	3/20	請求	H25 生目の杜運動公園植栽管理業務委託の金入り設計書		3/27	部分公開	第7条 第6号	文化スポーツ課
686	3/24	請求	「宮崎市土砂等による土地の埋立等に関する指導要綱」第5条第1項の規定に基づき、株式会社△△△からH24.11.26付でなされた届出書及び添付書類		3/28	部分公開	第7条 第2号	開発指導課
687	3/24	請求	宮崎市〇〇〇番地「△△△」の建築前の状態がわかる写真(杭が写っている写真)		3/27	公開		佐土原・建設課
688	3/24	申出	H26.2.1～2.28に新規許可をとった飲食店施設(固定店舗を持たない臨時営業、自動販売機、移動販売、露店を除く)の屋号、所在地、営業者氏名、電話番号、許可年月日、許可業種		3/28	部分公開	第7条 第2号 及び 第3号	保健衛生課
689	3/25	請求	市立図書館ブックディテクションシステムの契約書、仕様書などの資料、設計図、機器等詳細が判る資料			取り下げ		生涯学習課
690	3/26	請求	H26 都市公園等管理業務委託(垂水公園外) 都市公園等管理業務委託(二葉街区公園外) 都市公園等管理業務委託(大塚台公園外) 都市公園等管理業務委託(天神山公園外) の金入り設計書		3/31	部分公開	第7条 第6号	公園緑地課
691	3/26	請求	H26 錦町通線外2草花植栽業務委託 橘公園花壇(市役所前)草花植栽業務委託 橘公園花壇(橘通東1丁目)外2箇所草花植栽業務委託 上記の金入り設計書		4/7	部分公開	第7条 第6号	景観課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
692	3/26	請求	H26 大島通線外 25 線街路樹維持管理業務委託 小松台南 27 号線外 18 線草刈業務委託 上記の金入り設計書		3/28	部分公開	第 7 条 第 6 号	道路 維持課
693	3/26	請求	H26 佐土原花しょうぶ園育成管理業務委託の 金入り設計書		3/31	部分公開	第 7 条 第 6 号	文化財課
694	3/26	請求	西前島雨水管渠整備工事(その 2)の金入り設計書		4/9	公開		土木課
695	3/26	申出	運動場が北東側に移転した後の宮崎港小学校 の配置図 (外形と周辺道路との位置関係が分かる図面)		3/28	公開		教委 企画 総務課
696	3/26	申出	①IRの誘致または導入について行政担当部局 の有無が分かるもの ②担当がある場合、その長、職員数、兼務の有 無、その職員の年間総額費用 ③カジノ調査・検討に要した費用総額 ④IR、カジノに関し調査・研究費用が分かる書 類と成果物 ⑤その委託契約の手続、契約書、金額、支出金 が分かるもの ⑥外部委託の場合、報告のあった成果物全て ⑦H26.3 提案予算のうち、IR、カジノに関連があ るもの ⑧IR、カジノに関し誘致、調査、見学等に要した 費用が分かるもの ⑨IR、カジノに関し国への要望活動の有無、内 容が分かるもの全て			取り下げ		企画 政策課
697	3/27	申出	〇〇〇、△△△との団体交渉の記録。団体の 要望が分かる記録。		3/31	非公開	不存在	学校 教育課
698	3/27	申出	〇〇〇施設に対する減免措置。実施していれ ばその額。		3/31	非公開	不存在	資産税課
699	3/27	申出	〇〇〇、△△△、□□□、◇◇◇、◎◎◎への 団体補助金及び事業報告書、証憑書類		3/28	非公開	不存在	総務 法制課
700	3/27	請求	平成 26 年 3 月 14 日～3 月 26 日までに新規申 請のあった理美容店リスト 店名、住所、TEL、申請者名 法人であれば法人名、住所、TEL リスト。		4/1	非公開	不存在	保健 衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
701	3/27	請求	平成 26 年 3 月 14 日～3 月 26 日までに新規許可を取得した飲食店リスト 店名、住所、TEL、申請者名 法人であれば法人名、住所、TEL リスト		3/31	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 3 号	保健衛生課
702	3/28	請求	H25 富吉浄水場薬注・電気棟新築工事のうち建築主体工事の金入り設計書		4/1	公開		水道施設課
703	3/28	請求	H25 市営住宅飛江田団地 161 棟外壁改修工事(変更分)の金入り設計書		3/31	公開		住宅課
704	3/31	申出	S55.2.11 航空写真 宮崎市〇〇〇番地付近		4/1	公開		道路維持課
705	3/31	請求	宮崎市〇〇〇番地 △△△ H20.4.1～H26.3.26 営業許可情報		3/31	公開		保健衛生課
706	3/31	請求	下北方松橋線外 36 線草刈業務委託の金入り設計書		4/8	部分公開	第 7 条 第 6 号	道路維持課
707	3/31	請求	学園通線外 63 線街路樹維持管理業務委託の金入り設計書		4/8	部分公開	第 7 条 第 6 号	道路維持課
708	3/31	請求	月見ヶ丘団地内道路・排水対策整備工事の金入り設計書		4/4	公開		道路維持課
709	3/31	請求	H26.3.13 発生した〇〇〇の事故に関する事故報告書		4/6	部分公開	第 7 条 第 2 号	長寿支援課

2 個人情報保護開示請求の内容と処理状況（平成25年度）

No.	請求日	請求等の区分	請求等に係る個人情報の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
1	4/5	開示	住民票の写しの申請書類		4/17	開示		市民課
2	4/15	開示	印鑑登録原票(副本)		4/18	開示		市民課
3	4/30	開示	医療費が確認できる資料		5/2	開示		国保年金課
4	5/22	開示	要介護認定に係る主治医意見書、認定情報、認定調査票		5/24	部分開示	第15条第3号	介護保険課
5	5/27	開示	戸籍に関する証明書の交付請求書		6/7	開示		市民課
6	6/3	開示	所得税の確定申告書B		6/7	開示		市民税課
7	6/4	開示	要介護認定に係る主治医意見書、認定情報、認定調査票		6/18	部分開示	第15条第3号	介護保険課
8	6/20	開示	確認申請書、確認申請図書 設計変更届出書、設計変更図書		6/25	部分開示	第15条第6号	建築指導課
9	7/1	開示	印鑑登録証明書の発行履歴		7/5	開示		市民課
10	7/1	開示	要介護認定に係る主治医意見書、認定情報、認定調査票		7/10	部分開示	第15条第3号	介護保険課
11	7/2	開示	医療費が確認できる資料		7/4	開示		国保年金課
12	7/4	開示	都市計画法第43条第1項第6号ロの通知書		7/9	開示		開発指導課
13	7/19	開示	要介護認定に係る主治医意見書、認定情報、認定調査票		7/23	部分開示	第15条第3号	介護保険課
14	7/31	開示	住基カードを使って交付された証明書の発行状況		8/12	開示		市民課
15	8/2	開示	印鑑登録証明書の発行履歴		8/12	開示		市民課

No.	請求日	請求等の区分	請求等に係る個人情報の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
16	8/5	開示	医療相談の内容			取り下げ		保健医療課
17	8/28	開示	医療相談受付票		9/4	開示		保健医療課
18	9/5	開示	医療要否意見書		9/17	開示		社会福祉課
19	9/6	開示	交通事故被害者の全病院のレポート	9/30	9/27	開示		国保年金課
20	9/9	開示	課税資産に関する申出処理票			取り下げ		資産税課
21	9/6	開示	要介護認定に係る主治医意見書、認定情報、認定調査票			取り下げ		介護保険課
22	9/6	開示	要介護認定に係る主治医意見書、認定情報、認定調査票			取り下げ		介護保険課
23	10/7	開示	支給明細書のうち、諸引去金の内訳がわかる資料		10/21	不開示	不存在	子ども課
24	11/5	開示	宮崎市消防吏員採用試験結果 教養試験の点数、体力試験の点数、順位		11/11	開示		消防・総務課
25	12/6	開示	宮崎市消防吏員採用試験結果(最終試験) 以下の点数を出力したもの 体力試験の点数、面接試験の点数、順位		12/16	部分開示	第15条第2号	消防・総務課
26	12/6	開示	宮崎市消防吏員採用試験結果(最終試験) 以下の点数を出力したもの 体力試験の点数、面接試験の点数、順位		12/16	部分開示	第15条第2号	消防・総務課
27	1/9	開示	住民票、名寄帳及び戸籍に関する交付請求書		1/22	部分開示	不存在	市民課
28	1/9	開示	住民票、名寄帳及び戸籍に関する交付請求書		1/22	部分開示	不存在	市民課
29	2/10	開示	面接記録票、ケース記録票、和解判決書	3/3	3/3	部分開示	第15条第2号及び第5号及び第6号	社会福祉課

No.	請求日	請求等の区分	請求等に係る個人情報の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
30	2/19	開示	土地売買契約書		2/24	部分開示	第15条第6号	佐土原・地域総務課
31	3/7	開示	救急活動報告書		3/13	部分開示	第15条第6号	北消防署
32	3/7	開示	主治医意見書		3/11	部分開示	第15条第3号	介護保険課
33	3/13	開示	確認申請の図面一式		3/20	部分開示	第15条第6号	建築指導課
34	3/12	開示	土地売買契約書		3/19	部分開示	第15条第6号	佐土原・地域総務課
35	3/14	開示	固定資産税の納入月日及び納入金額		3/28	開示		納税管理課

3 情報公開関係例規

(1) 宮崎市情報公開条例

平成14年3月29日
条例第3号

改正 平成16年12月20日条例第34号 平成17年12月20日条例第76号
平成19年3月23日条例第3号 平成21年12月25日条例第53号
宮崎市情報公開条例（平成10年条例第33号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、本市の有する公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、広く市政に関する知る権利を尊重するとともに、本市の行う諸活動を市民に説明する責務を全うし、市民の市政への理解と信頼を深め、もって市民参加による公正で開かれた市政の推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長及び議会をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 一般の利用に供することを目的として保有しているもの
- (3) 実施機関において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がなされているもの

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求する権利を十分尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

（公開を請求するものの責務）

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を請求するものは、この条例の目的に従いその権利を正当に行使するとともに、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

（公開を請求できるもの）

第5条 次に掲げるものは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書（第5号に掲げるものにあつては、当該利害関係に係る

公文書に限る。)の公開を請求することができる。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有すると認められるもの

(公開請求の手続)

第6条 前条の規定による公開の請求(以下「公開請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「公開請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 公開請求をするものの氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)
- (2) 公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの(以下「公開請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公文書の公開義務)

第7条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 法令又は他の条例(以下「法令等」という。)の規定により、公にすることができないとされている情報
- (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方

公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務の遂行の内容に係る部分

- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- ロ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (4) 公にすることにより、人の生命、健康、生活、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報
- (5) 本市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 本市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- イ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- ホ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (部分公開)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 公開請求に係る公文書に前条第2号に規定する情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（公文書の存否に関する情報）

第9条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

（公開請求に対する措置）

第10条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨及び公開の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき（前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（公開決定等の期限）

第11条 前条各項の決定（以下「公開決定等」という。）は、公開請求があった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を公開請求があった日の翌日から起算して60日以内の日までに限り延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、前2項に規定する期間に算入しない。

（公開決定等の期限の特例）

第12条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日の翌日から起算して60日以内にそのすべてについて公開決定等をするにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に

掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について公開決定等をする期限

(理由の記載等)

第13条 実施機関は、第10条第1項の規定により公開請求に係る公文書の一部を公開する旨の決定をしたとき、又は同条第2項の規定により公開請求に係る公文書の全部を公開しない旨の決定をしたときは、公開請求者に対し、同条各項に規定する書面にその理由を記載しなければならない。この場合において、当該理由は、公開しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

2 実施機関は、前項の場合において、同項の決定をした日の翌日から起算して1年以内にその全部又は一部を公開できることが明らかであるときは、その旨を公開請求者に通知するものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 公開請求に係る公文書に本市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公開請求者以外のもの（以下この条、第19条及び第20条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号ロ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しないときは、この限りでない。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かななければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書（第18条及び第19条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(公開の実施)

第15条 公文書の公開は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の公開にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生じるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(他の法令等による公開の実施との調整)

第16条 実施機関は、法令等の規定により、公開請求に係る公文書が前条本文に規定する方法と同一の方法で公開することとされている場合（公開の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同条本文の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による公開を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には公開をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令等の規定に定める公開の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

3 公文書に記録されている自己に関する個人情報の開示については、宮崎市個人情報保護条例（平成14年条例第2号）によるものとし、この条例は、適用しない。

（手数料等）

第17条 公開請求に係る手数料は、無料とする。

2 第15条本文の規定に基づき公文書の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

（審査会への諮問）

第18条 公開決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあつたときは、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、宮崎市情報公開審査会に諮問しなければならない。

（1）不服申立てが不適法であり、却下するとき。

（2） 裁決又は決定で、不服申立てに係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び第20条において同じ。）を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該公開決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

（諮問をした旨の通知）

第19条 前条の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

（1）不服申立人及び参加人

（2） 公開請求者（公開請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（3） 当該不服申立てに係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）

第20条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

（1） 公開決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定

（2） 不服申立てに係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る公文書を公開する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

（審査会の設置等）

第21条 第18条の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議するため、宮崎市情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、前項に定めるもののほか、情報公開制度に関する重要な事項について、実施機関の諮問に応じ審議し、又は実施機関に意見を述べるができる。
- 3 審査会は、委員5人以内をもって組織する。
- 4 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査会の調査権限)

第22条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公開決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開を求めることができない。

- 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公開決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問庁（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第23条 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第24条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧等)

第25条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付（以下この条において「閲覧等」という。）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧等を拒むことができない。

- 2 審査会は、閲覧等について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第26条 第18条の規定による諮問に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第27条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(委任)

第28条 第21条から前条までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(任意的公開)

第29条 実施機関は、第5条に規定するもの以外のものから公文書の公開の申出があったときは、これに応じるよう努めるものとする。

(公文書の管理)

第30条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。

(情報の提供)

第31条 本市は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、実施機関の保有する情報が適時に、かつ、適切な方法で市民に明らかにされるよう、実施機関の保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

2 実施機関は、公開請求をしようとするものが容易かつ的確に公開請求をすることができるよう、当該実施機関が保有する公文書の特定に資する情報の提供、助言その他公開請求をしようとするものの利便を考慮した適切な措置を講じるものとする。

(施行の状況の公表)

第32条 市長は、毎年度1回、実施機関におけるこの条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(出資法人の情報公開)

第33条 本市が出資している法人で規則で定めるもの（以下「出資法人」という。）は、この条例の規定に基づく本市の施策に準じ、情報の公開に関し必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 市長は、出資法人の保有する情報の公開が図られるよう必要な措置を講じるものとする。

(委任)

第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宮崎市情報公開条例（以下「新条例」という。）の規定は、改正前の宮崎市情報公開条例（以下「旧条例」という。）の施行の日（議会が保有する公文書については、平成14年4月1日）以後に作成し、又は取得した公文書について適用する。

3 実施機関は、旧条例の施行の日（議会が保有する公文書については、平成14年4

月 1 日) 前に作成し、又は取得した公文書について、第 5 条に規定するものから公開の申出があった場合においては、これに応じるよう努めるものとする。

4 この条例の施行の際現にされている旧条例第 6 条の規定による公文書の公開の請求は、新条例第 6 条の規定による公開請求とみなす。

5 この条例の施行の際現にされている旧条例第 13 条に規定する不服申立ては、新条例第 18 条に規定する不服申立てとみなす。

6 前 2 項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、新条例中にこれに相当する規定がある場合は、新条例の相当規定によりしたものとみなす。

7 旧条例第 14 条第 1 項の規定により置かれた宮崎市情報公開審査会は、新条例第 21 条第 1 項の規定により置く審査会となり、同一性を持って存続するものとする。

(佐土原町等の編入に伴う経過措置)

8 この条例の規定は、佐土原町、田野町及び高岡町(以下「3 町」という。)の編入の日(以下「編入日」という。)前の 3 町の実施機関の職員が、平成 15 年 3 月 31 日以前に作成し、又は取得した公文書については、適用しない。

9 実施機関は、前項の公文書について、第 5 条に規定するものから公開の申出があった場合においては、これに応じるよう努めるものとする。

10 編入日前に、佐土原町情報公開条例(平成 14 年佐土原町条例第 14 号)及び田野町情報公開条例(平成 14 年田野町条例第 34 号)の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。

(清武町の編入に伴う経過措置)

11 この条例の規定は、清武町の編入の日前の同町の実施機関の職員が、平成 15 年 3 月 31 日以前に作成し、又は取得した公文書については、適用しない。

12 実施機関は、前項の公文書について、第 5 条に規定するものから公開の申出があった場合においては、これに応じるよう努めるものとする。

13 清武町の編入の日前に、清武町情報公開条例(平成 14 年清武町条例第 24 号)の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。

附 則(平成 16 年 12 月 20 日条例第 34 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 12 月 20 日条例第 76 号)

この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 23 日条例第 3 号)

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 12 月 25 日条例第 53 号)

この条例は、平成 22 年 3 月 23 日から施行する。

(2) 宮崎市情報公開条例施行規則

平成14年 7月26日
規則第38号

改正 平成17年 3月31日規則第30号 平成18年 3月31日規則第10号
平成21年 3月30日規則第10号

市長が管理する公文書の公開等に関する規則（平成11年規則第21号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、宮崎市情報公開条例（平成14年条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（公開請求書）

第2条 条例第6条第1項第3号の規則で定める事項は、公開請求をするものの希望する公開の方法とする。

2 条例第6条第1項の書面は、公開請求書（様式第1号）によるものとする。

（公開決定等の通知）

第3条 条例第10条第1項の規則で定める事項は、公開の日時及び場所とする。

2 条例第10条第1項及び第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書により行うものとする。

（1） 公文書の全部を公開する旨の決定をしたとき 公開決定通知書（様式第2号）

（2） 公文書の一部を公開する旨の決定をしたとき 部分公開決定通知書（様式第3号）

（3） 公文書の全部を公開しない旨の決定をしたとき 非公開決定通知書（様式第4号）

（期間延長の通知）

第4条 条例第11条第2項の規定による通知は、公開決定等期間延長通知書（様式第5号）により行うものとする。

2 条例第12条の規定による通知は、公開決定等期間特例延長通知書（様式第6号）により行うものとする。

（意見照会等の通知）

第5条 条例第14条第1項及び第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（1） 公開請求の年月日

（2） 公開請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容

（3） 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第14条第1項又は第2項の規定による通知は、意見照会書（様式第7号）により行うものとする。

3 条例第14条第3項の規定による通知は、公開決定第三者通知書（様式第8号）により行うものとする。

（公文書の公開方法）

第6条 条例第15条の規則で定める方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ

当該各号に定める方法とする。

- (1) 録音テープ及びビデオテープ 当該録音テープ及びビデオテープを再生装置により再生したものの視聴
- (2) 前号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録をディスプレイ装置に出力したものの視聴、当該電磁的記録を印字装置により用紙に出力したものの閲覧若しくは交付又は当該電磁的記録をフロッピーディスク（幅90ミリメートルで2HDのものに限る。以下同じ。）若しくは光ディスク（直径が120ミリメートルで記憶容量が700メガバイトのものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付

2 公文書の写しの交付部数は、公開請求1件につき1部とする。

（閲覧又は視聴の中止）

第7条 実施機関は、公文書を閲覧又は視聴するものが当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧又は視聴を中止させることができる。

（費用負担）

第8条 条例第17条第2項の費用の額は、別表に定める額とする。

2 前項の費用は、公文書の写しの交付を受けるときまでに納付しなければならない。
（諮問をした旨の通知）

第9条 条例第19条の規定による通知は、審査会諮問通知書（様式第9号）により行うものとする。

（公表の方法）

第10条 条例第32条の規定による公表は、市の広報紙等に掲載して行うものとする。

2 前項の公表は、前年度分の公文書の公開の実施状況について、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 公文書の公開の請求及び申出の状況
- (2) 公文書の公開決定等の状況
- (3) 不服申立ての件数及びその処理状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（出資法人）

第11条 条例第33条第1項の規則で定める法人は、本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人とする。

（委任）

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第30号）

（施行期日）

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」とい

う。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成18年3月31日規則第10号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
（経過措置）
2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る費用について適用し、同日前の申請に係る費用については、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月30日規則第10号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
（経過措置）
2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表

区分		金額
公文書の写しの作成に要する費用	単色刷りの場合	写し1枚につき 10円
	多色刷りの場合	写し1枚につき 50円
	外部委託により作成する場合	当該委託契約に定める額
	電磁的記録をフロッピーディスクに複写した場合	フロッピーディスクの購入費相当額
	電磁的記録を光ディスクに複写した場合	光ディスクの購入費相当額
公文書の写しの送付に要する費用		郵便料金相当額
備考		
1 公文書の写しの作成は、日本工業規格A列3番を超えない規格による用紙を用いて行うものとする。		
2 両面に印刷した公文書の写しについては、片面を1枚として算定する。		

(3) 宮崎市情報公開審査会規則

平成14年7月5日
規則第29号

宮崎市情報公開審査会規則（平成11年規則第22号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、宮崎市情報公開条例（平成14年条例第3号。以下「条例」という。）第28条の規定に基づき、宮崎市情報公開審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長）

第2条 審査会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第3条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（補佐人）

第4条 条例第23条第2項の許可の申出は、書面によるものとする。

（意見陳述者の数）

第5条 条例第23条第1項の規定により意見を述べる者の数は、不服申立人、参加人及び諮問庁それぞれ3人以内（補佐人を含む。）とする。ただし、審査会が必要と認めるときは、この限りでない。

（議事録）

第6条 審査会の議事録は、議事の概要を記して作成するものとする。

2 審査会の議事録には、会長及び会長が指名する委員1人が署名するものとする。

（庶務）

第7条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

4 個人情報保護関係例規

(1) 宮崎市個人情報保護条例

平成14年3月29日
条例第2号

改正 平成16年12月20日条例第34号 平成17年12月20日条例第75号
平成19年3月23日条例第2号 平成21年3月30日条例第2号
平成21年12月25日条例第52号

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的事項を定めるとともに、本市の実施機関が保有する個人情報の開示及び訂正を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって基本的人権を擁護し、及び公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るものをいう。
- (2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長及び議会をいう。
- (3) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。））、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。））を除く。）及び事業を営む個人をいう。
- (4) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。））であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。

(実施機関等の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護について必要な措置を講じるとともに、個人情報の保護の重要性について事業者及び市民の意識啓発に努めなければならない。

2 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関

する本市の施策に協力しなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適正な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を害することのないよう努めなければならない。

2 この条例に基づく請求又は申出をしようとする者は、この条例により保障された権利等を正当に行使しなければならない。

(個人情報取扱事務の届出等)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称及び目的
- (2) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称
- (3) 個人情報の対象者の範囲
- (4) 個人情報の記録項目
- (5) 個人情報の収集先
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報を取り扱う事務を廃止したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、第1項の規定による届出に係る事項を記載した目録を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

4 前3項の規定は、実施機関の職員又は職員であった者の人事、給与、福利厚生等に係る個人情報を取り扱う事務については、適用しない。

(収集の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により行わなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 所在不明、心神喪失等の事由により、本人から収集することが困難であるとき。
- (6) 争訟、選考、指導、相談等の事務において、本人から収集したのでは当該事務の目的を達成することができないと認められるとき又は当該事務の適正な執行に支障が生じると認められるとき。
- (7) 他の実施機関から収集する場合であつて、当該個人情報を利用することに事

務の執行上必要があり、かつ、本人の権利利益を害するおそれがないと認められるとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、宮崎市個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上必要があり、かつ、事務の執行上やむを得ないと認められるとき。

3 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 宮崎市個人情報保護審査会の意見を聴いて、事務の執行上必要があると認められるとき。

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的の範囲を超えて個人情報を当該実施機関の内部で利用し、又は個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 本人の同意があるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 当該実施機関の内部で利用し、又は他の実施機関に提供する場合であって、当該個人情報を利用することに事務の執行上必要があり、かつ、本人の権利利益を害するおそれがないと認められるとき。

(6) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（以下「国等」という。）に提供する場合であって、当該個人情報を利用することに事務の執行上必要があり、かつ、本人の権利利益を害するおそれがないと認められるとき。

(7) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために当該個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他当該個人情報を提供することについて特別の理由があり、かつ、本人の権利利益を害するおそれがないと認められるとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、宮崎市個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上必要があり、かつ、事務の執行上やむを得ないと認められるとき。

(提供先に対する制限等)

第9条 実施機関は、実施機関以外のものに個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講じるよう求めることができる。

(電子計算機の結合による提供の制限)

第10条 実施機関は、実施機関以外のものとの間において、通信回線での電子計算機の結合による個人情報の提供（実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方式によるものに限る。）を行ってはならない。ただ

し、宮崎市個人情報保護審査会の意見を聴いたうえで、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を害するおそれがないと実施機関が認めるときは、この限りでない。
(個人情報の適正管理)

第11条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、個人情報の保護に関する責任体制を明確にしなければならない。

3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(委託に伴う措置等)

第12条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を委託しようとするときは、当該個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託を受けたものは、当該事務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関から委託を受けた個人情報を取り扱う事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(開示請求)

第13条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書に記録されている自己に関する個人情報の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

2 未成年者又は成年被後見人(以下「未成年者等」という。)の法定代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる。

(開示請求の手続)

第14条 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)により、実施機関に請求しなければならない。

- (1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 開示請求をしようとする者は、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものを実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(個人情報の開示義務)

第15条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る個人情報に次の各号

に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

- (1) 法令等の規定により、本人に対しても開示することができないとされている個人情報
- (2) 個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談等に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあると認められるもの
- (3) 本市又は国等が行う調査、争訟、交渉、監督、検査等に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあると認められるもの
- (4) 開示することにより、個人の生命、身体若しくは財産の保護又は行政上の取締り、犯罪の捜査その他公共の安全及び秩序の維持に支障が生じるおそれがあると認められる個人情報
- (5) 本市と国等との間における協議、依頼等により作成し、又は取得した個人情報であって、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係を損なうおそれがあると認められるもの
- (6) 開示請求者以外のものに関する情報を含む個人情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外のものの権利利益を害するおそれがあると認められるもの
- (7) 未成年者等の個人情報であって、当該未成年者等の法定代理人に開示することが、当該未成年者等の利益に反すると認められるもの
(部分開示)

第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(個人情報の存否に関する情報)

第17条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示決定等)

第18条 実施機関は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内に、開示請求に係る個人情報を開示する旨又は開示しない旨の決定（以下「開示決定等」という。）をしなければならない。ただし、第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 実施機関は、開示決定等をしたときは、開示請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定により個人情報の全部又は一部を開示しない旨の決定をしたときは、前項に規定する書面にその理由を記載しなければならない。この場

合において、期間の経過により当該個人情報の全部又は一部を開示することができるようになることが明らかであるときは、その旨を付記するものとする。

- 4 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求があった日の翌日から起算して60日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第19条 開示請求に係る個人情報に本市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの（以下この条、第26条及び第27条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る個人情報が記録された公文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第25条及び第26条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第20条 個人情報の開示は、当該個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。

- 2 実施機関は、前項の規定により個人情報を開示する場合において、当該個人情報が記録された公文書の保存に支障が生じるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより開示することができる。
- 3 第14条第2項の規定は、個人情報の開示を受ける者について準用する。

(簡易開示)

第21条 実施機関が開示することについて明らかに支障がないとしてあらかじめ定めた個人情報については、第14条第1項の規定にかかわらず、口頭により開示請求を行うことができる。

- 2 実施機関は、前項の規定による開示請求があったときは、第18条第1項の規定にかかわらず、開示決定等をしないで、速やかに開示するものとする。この場合において、開示は、前条第1項の規定にかかわらず、規則で定める方法により行う。
- 3 第14条第2項の規定は、前2項の規定により開示請求をする者及び開示を受ける者について準用する。

(訂正請求)

第22条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書に記録されている

自己に関する個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、その訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

2 第13条第2項の規定は、訂正請求について準用する。

（訂正請求の手続）

第23条 訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。）により、実施機関に請求しなければならない。

- （1） 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所
- （2） 訂正請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- （3） 訂正を求める部分及び訂正の内容
- （4） 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 第14条第2項及び第3項の規定は、訂正請求について準用する。

（訂正決定等）

第24条 実施機関は、訂正請求があった日の翌日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、当該訂正請求に係る個人情報を訂正する旨又は訂正しない旨の決定（以下「訂正決定等」という。）をしなければならない。ただし、前条第2項において準用する第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、訂正決定等をしたときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により個人情報の全部又は一部を訂正しない旨の決定をしたときは、前項に規定する書面にその理由を記載しなければならない。

4 実施機関は、第1項の規定により個人情報の全部又は一部を訂正する旨の決定をしたときは、訂正請求に係る個人情報を訂正したうえ、訂正請求者に対し、第2項に規定する書面にその旨を記載しなければならない。

5 第18条第4項の規定は、訂正決定等について準用する。

（審査会への諮問）

第25条 開示決定等又は訂正決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあつたときは、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、宮崎市個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- （1） 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- （2） 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第27条において同じ。）又は訂正決定等（訂正請求に係る個人情報の全部を訂正する旨の決定を除く。）を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部を開示し、又は訂正することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

（諮問をした旨の通知）

第26条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を書面により通知しなければならない。

- （1） 不服申立人及び参加人

(2) 開示請求者又は訂正請求者（開示請求者又は訂正請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）

第27条 第19条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定

(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る個人情報を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（審査会の設置等）

第28条 第25条の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議するため、宮崎市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、前項に定めるもののほか、この条例の規定によりその権限に属する事項を処理するとともに、個人情報保護制度に関する重要な事項について、実施機関の諮問に応じ審議し、又は実施機関に意見を述べることができる。

3 審査会は、委員7人以内をもって組織する。

4 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（審査会の調査権限）

第29条 審査会は、不服申立てに係る事件に関し必要があると認めるときは、不服申立人、諮問をした実施機関の職員その他の関係者に対し、出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

（委任）

第30条 前2条に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（是正の申出）

第31条 何人も、自己に関する個人情報を実施機関が第7条又は第8条の規定に違反して取り扱っていると認めるときは、当該実施機関に対し、当該個人情報の取扱いの是正の申出（以下「是正の申出」という。）をすることができる。

2 是正の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面により、実施機関に申し出なければならない。

(1) 是正の申出をしようとする者の氏名及び住所

(2) 是正の申出に係る個人情報を特定するために必要な事項

(3) 是正を求める取扱い及び是正の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 第13条第2項及び第14条第2項の規定は、是正の申出について準用する。

4 実施機関は、是正の申出があったときは、速やかに必要な調査を行い、当該是正の申出に対する処理をしなければならない。

5 実施機関は、前項の規定により処理をしたときは、是正の申出をした者に対し、速やかに当該処理の内容（是正の申出の趣旨に沿った処理をしないときは、その理由を含む。）を書面により通知しなければならない。

（手数料等）

第32条 この条例の規定に基づく請求及び申出に係る手数料は、無料とする。

2 この条例の規定に基づき公文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

（苦情への対応）

第33条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関する苦情について、迅速かつ適切に対応しなければならない。

（国又は他の地方公共団体との協力）

第34条 市長は、個人情報の保護を図るために必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に協力を要請し、又は国若しくは他の地方公共団体の協力の要請に応じるものとする。

（他の制度との調整等）

第35条 他の法令等の規定により自己に関する個人情報の開示、訂正その他これらに類するものの手続が規定されているときは、その定めるところによる。

2 この条例は、一般の利用に供することを目的として保有している個人情報については、適用しない。

（施行の状況の公表）

第36条 市長は、毎年度1回、実施機関におけるこの条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（出資法人の措置）

第37条 本市が出資している法人で規則で定めるもの（以下「出資法人」という。）は、この条例の規定に基づく本市の施策に準じ、個人情報の保護に関し必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 市長は、出資法人の保有する個人情報の保護が図られるよう必要な措置を講じるものとする。

（委任）

第38条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。ただし、第7条及び第8条中宮崎市個人情報保護審査会の意見を聴くことに係る部分並びに第28条及び第30条の規定

は、同年7月1日から施行する。

(宮崎市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例の廃止)

- 2 宮崎市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例（昭和59年条例第13号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に行われている個人情報を取り扱う事務については、第6条第1項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「については、この条例の施行の日以後速やかに」とする。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例第8条第2項の規定により宮崎市個人情報保護審議会の意見を聴いて行われている電子計算組織の結合は、第10条ただし書の規定により行われているものとみなす。
- 5 この条例の施行の前に行われた旧条例第10条又は第11条の規定による申請に係る開示、訂正又は削除については、なお従前の例による。

(佐土原町等の編入に伴う経過措置)

- 6 佐土原町、田野町及び高岡町（以下「3町」という。）の編入（次項及び第8項において「編入」という。）の際現に3町の実施機関が保有している個人情報を引き続き取り扱う事務については、第6条第1項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「については、佐土原町、田野町及び高岡町の編入の日以後速やかに」とする。
- 7 編入の際現に田野町電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例（昭和63年田野町条例第7号。以下「田野町条例」という。）第8条ただし書の規定により田野町個人情報保護審査会の意見を聴いて行われている電子計算組織の結合は、第10条ただし書の規定により行われているものとみなす。
- 8 前項に定めるもののほか、編入の前日に佐土原町個人情報保護条例（平成17年佐土原町条例第1号）、田野町条例及び高岡町個人情報保護条例（平成17年高岡町条例第1号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。

(清武町の編入に伴う経過措置)

- 9 清武町の編入の際現に同町の実施機関が保有している個人情報を引き続き取り扱う事務については、第6条第1項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「については、清武町の編入の日以後速やかに」とする。
- 10 清武町の編入の前日に清武町個人情報の保護に関する条例（平成17年清武町条例第36号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。

附 則（平成16年12月20日条例第34号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月20日条例第75号）

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成19年3月23日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年 3 月30日条例第 2 号）

この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年12月25日条例第52号）

この条例は、平成22年 3 月23日から施行する。

(2) 宮崎市個人情報保護条例施行規則

平成14年 7 月26日
規則第37号

改正 平成17年 3 月31日規則第30号 平成18年 3 月31日規則第 9 号
平成21年 3 月30日規則第 9 号

(趣旨)

第1条 この規則は、宮崎市個人情報保護条例（平成14年条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人情報取扱事務等の届出)

第2条 条例第6条第1項第6号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報の記録形態
- (2) 電子計算機処理の状況
- (3) 目的外利用等の状況
- (4) 個人情報取扱事務の委託の状況

2 条例第6条第1項の規定による届出は、個人情報取扱事務届（様式第1号）又は個人情報取扱事務変更届（様式第2号）により行うものとする。

3 条例第6条第2項の規定による届出は、個人情報取扱事務廃止届（様式第3号）により行うものとする。

(開示請求書)

第3条 条例第14条第1項第3号の規則で定める事項は、開示請求をする者の希望する開示の方法とする。

2 条例第14条第1項の開示請求書は、個人情報開示請求書（様式第4号）によるものとする。

(本人等の証明に必要な書類)

第4条 条例第14条第2項（条例第20条第3項、第21条第3項、第23条第2項及び第31条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の本人であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものは、次の各号に掲げる書類のいずれかであって、当該本人の氏名及び住所が記載されているものとする。

- (1) 運転免許証
- (2) 旅券
- (3) その他これらに類するものとして市長が認める書類

2 条例第14条第2項の法定代理人であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものは、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 前項各号に掲げる書類のいずれかであって、当該法定代理人の氏名及び住所が記載されているもの
- (2) 戸籍の抄本その他の書類であって、当該法定代理人の資格を証明するものとして市長が認めるもの

(開示決定等の通知)

第5条 条例第18条第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それ

ぞれ当該各号に定める通知書により行うものとする。

(1) 個人情報の全部を開示する旨の決定をしたとき 個人情報開示決定通知書
(様式第5号)

(2) 個人情報の一部を開示する旨の決定をしたとき 個人情報部分開示決定通知書
(様式第6号)

(3) 個人情報の全部を開示しない旨の決定をしたとき 個人情報不開示決定通知書
(様式第7号)

2 条例第18条第4項の規定による通知は、個人情報開示決定等期間延長通知書(様式第8号)により行うものとする。

(意見照会等の通知)

第6条 条例第19条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求の年月日

(2) 開示請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容

(3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第19条第1項の規定による通知は、個人情報意見照会書(様式第9号)により行うものとする。

3 条例第19条第2項(条例第27条において準用する場合を含む。)の規定による通知は、個人情報開示決定第三者通知書(様式第10号)により行うものとする。

(個人情報の開示方法)

第7条 条例第20条第1項の規則で定める方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

(1) 録音テープ及びビデオテープ 当該録音テープ及びビデオテープを再生装置により再生したものの視聴

(2) 前号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録をディスプレイ装置に出力したものの視聴、当該電磁的記録を印字装置により用紙に出力したものの閲覧若しくは交付又は当該電磁的記録をフロッピーディスク(幅90ミリメートルで2HDのものに限る。以下同じ。)若しくは光ディスク(直径が120ミリメートルで記憶容量が700メガバイトのものに限る。以下同じ。)に複写したものの交付

2 公文書の写しの交付部数は、開示請求1件につき1部とする。

(閲覧又は視聴の中止)

第8条 実施機関は、公文書を閲覧又は視聴する者が当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧又は視聴を中止させることができる。

(簡易開示の告示)

第9条 実施機関は、条例第21条第1項の規定により口頭による開示請求をすることができる個人情報を定めたときは、その旨を告示するものとする。

2 条例第21条第2項の規則で定める方法は、前項の規定による告示において定めるものとする。

(訂正請求書)

第10条 条例第23条第1項第4号の規則で定める事項は、訂正の区分とする。

2 条例第23条第1項の訂正請求書は、個人情報訂正請求書（様式第11号）によるものとする。

（訂正決定等の通知）

第11条 条例第24条第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書により行うものとする。

（1）個人情報の全部を訂正する旨の決定をしたとき 個人情報訂正決定通知書（様式第12号）

（2）個人情報の一部を訂正する旨の決定をしたとき 個人情報部分訂正決定通知書（様式第13号）

（3）個人情報の全部を訂正しない旨の決定をしたとき 個人情報不訂正決定通知書（様式第14号）

2 条例第24条第5項において準用する条例第18条第4項の規定による通知は、個人情報訂正決定等期間延長通知書（様式第15号）により行うものとする。

（諮問をした旨の通知）

第12条 条例第26条の規定による通知は、個人情報保護審査会諮問通知書（様式第16号）により行うものとする。

（是正の申出等）

第13条 条例第31条第2項第4号の規則で定める事項は、是正の理由とする。

2 条例第31条第2項の規定による申出は、個人情報取扱是正申出書（様式第17号）により行うものとする。

3 条例第31条第5項の規定による通知は、個人情報取扱是正内容通知書（様式第18号）により行うものとする。

（費用負担）

第14条 条例第32条第2項の費用の額は、別表に定める額とする。

2 前項の費用は、公文書の写しの交付を受けるときまでに納付しなければならない。（公表の方法）

第15条 条例第36条の規定による公表は、市の広報紙等に掲載して行うものとする。

2 前項の公表は、前年度分の個人情報の開示等の実施状況について、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

（1）個人情報の開示及び訂正の請求状況

（2）個人情報の開示決定等及び訂正決定等の状況

（3）不服申立ての件数及びその処理状況

（4）個人情報取扱いの是正の申出及びその処理の状況

（5）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（出資法人）

第16条 条例第37条の規則で定める法人は、本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人とする。

（委任）

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年10月1日から施行する。
(宮崎市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例施行規則の廃止)
- 2 宮崎市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例施行規則(昭和59年規則第12号)は、廃止する。

附 則(平成17年3月31日規則第30号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成18年3月31日規則第9号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る費用について適用し、同日前の申請に係る費用については、なお従前の例による。

附 則(平成21年3月30日規則第9号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表

	区分	金額
公文書の写しの作成に要する費用	単色刷りの場合	写し1枚につき 10円
	多色刷りの場合	写し1枚につき 50円
	外部委託により作成する場合	当該委託契約に定める額
	電磁的記録をフロッピーディスクに複写した場合	フロッピーディスクの購入費相当額
	電磁的記録を光ディスクに複写した場合	光ディスクの購入費相当額

公文書の写しの送付に要する費用	郵便料金相当額
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公文書の写しの作成は、日本工業規格A列3番を超えない規格による用紙を用いて行うものとする。 2 両面に印刷した公文書の写しについては、片面を1枚として算定する。 	

様式第1号～様式第18号（省略）

(3) 宮崎市個人情報保護審査会規則

平成14年6月28日

規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、宮崎市個人情報保護条例（平成14年条例第2号）第30条の規定に基づき、宮崎市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審査会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、公開とする。ただし、不服申立てに関する審議をするとき及び審査会が特に必要と認めたときは、非公開とする。

(庶務)

第4条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成14年7月1日から施行する。

